

# 1 東京都所管の港湾関係使用料

## (1) 東京港入港料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5556(ダイヤルイン)

東京都入港料条例

同 施 行 規 則

### 1) 入港料の徴収

入港料は、東京港(港湾法第 33 条第 2 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により公告された東京港港湾区域をいう。)に入港する船舶から徴収する。

### 2) 入港料の料率

外航船舶……………入港 1 回総トン数 1 トンにつき 2.70 円  
内航船舶……………入港 1 回総トン数 1 トンにつき 1.35 円

- ① 同一船舶が 1 日 2 回以上入港する場合は、1 日につき入港 1 回とみなす。
- ② 同一船舶が 1 月に 11 回(前号の規定適用後の回数による。)以上入港する場合は、1 月につき入港 10 回とみなす。

### 3) 入港料を徴収しない船舶

- ① 港湾法第 44 条の 2 第 1 項ただし書に規定する船舶
- ② 総トン数 700 トン未満の船舶

### 4) 減額船舶

- ① 東京港と川崎港又は横浜港のいずれか一港とに連続して入港するコンテナ船舶は、二分の一の減額
- ② 東京港と川崎港及び横浜港の二港とに連続して入港するコンテナ船舶は、入港料の三分の二の減額

### 5) 免除船舶

- ① 離島航路整備法により航路補助金の交付を受け就航している船舶
- ② 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶
- ③ 国際親善の目的で国又は地方公共団体を公式訪問する船舶
- ④ 暴風雨、その他の災害により港外待避をして再入港する船舶
- ⑤ 傷病人の手当等のため緊急入港する船舶
- ⑥ 国又は地方公共団体が所有し、運航する船舶

- ⑦ 国又は地方公共団体が実施する社会教育活動、通商産業の振興活動等に従事する船舶
- ⑧ 東京港と川崎港、横浜港及び千葉港の間でコンテナ貨物を輸送するはしけ及び押し船で、共に一体となる構造及び機能を有している船舶
- ⑨ 前各号のほか、知事が特に必要と認める船舶

## (2) 東京港港湾施設使用料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5556(ダイヤルイン)

東京都港湾管理条例

同 施 行 規 則

### 1) 岸壁、棧橋、物揚場使用料

- ① 係留1時間未満の船舶  
総トン数1トンにつき 3円70銭
- ② 係留1時間以上2時間未満の船舶  
総トン数1トンにつき 7円30銭
- ③ 係留2時間以上12時間までの船舶  
総トン数1トンにつき 10円05銭
- ④ 係留12時間を超える船舶  
総トン数1トンにつき、③に掲げる使用料に12時間を超える12時間までごとに6円70銭を加算した額とする。

### 2) 係船浮標及び係船くい使用料

- ① 総トン数1,000トン未満の船舶1隻につき
  - (イ) 12時間まで 4,040円
  - (ロ) 12時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に12時間を超える12時間までごとに2,690円を加算した額とする。
- ② 総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶1隻につき
  - (イ) 12時間まで 8,080円
  - (ロ) 12時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に12時間を超える12時間までごとに5,390円を加算した額とする。
- ③ 総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶1隻につき
  - (イ) 12時間まで 12,110円
  - (ロ) 12時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に12時間を超える12時間までごとに8,080円を加算した額とする。

- ④ 総トン数 5,000 トン以上 10,000 トン未満の船舶 1 隻につき
- (イ) 12 時間まで 18,190 円
- (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 12,130 円を加算した額とする。
- ⑤ 総トン数 10,000 トン以上 15,000 トン未満の船舶 1 隻につき
- (イ) 12 時間まで 30,300 円
- (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 20,200 円を加算した額とする。
- ⑥ 総トン数 15,000 トン以上の船舶 1 隻につき
- (イ) 12 時間まで 36,350 円
- (ロ) 12 時間を超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 12 時間を超える 12 時間までごとに 24,240 円を加算した額とする。

### 3) 小型油槽船係留施設使用料

総トン数 1 トンにつき 24 時間までごとに 3 円

### 4) 泊地ていけい場使用料

総トン数 300 トン以上の船舶は、係船浮標使用料の 5 割とする。  
ただし、300 トン未満の船舶については、使用料を徴収しない。

### 5) 船舶給水施設使用料

#### ① 岸壁給水

- (イ) 給水量 20 立方メートルまで 13,000 円
- (ロ) 給水量 20 立方メートルを超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 20 立方メートルを超える 1 立方メートルまでごとに 650 円を加算した額とする。
- (ハ) 給水作業を自ら行った場合（あらかじめ知事が認めた場合に限る。）においては、給水量 1 立方メートルまでごとに 550 円

#### ② 運搬給水

- (イ) 給水量 25 立方メートルまで 16,250 円
- (ロ) 給水量 50 立方メートルまで 32,500 円
- (ハ) 給水量 50 立方メートルを超える場合においては、(イ)に掲げる使用料に 50 立方メートルを超える 1 立方メートルまでごとに 650 円を加算した額とする。
- (ニ) (イ)から(ハ)の規定にかかわらず、京浜港東京区第一区及び第二区以外の区域における給水については、(イ)から(ハ)で算定した額に当該額の 5 割を加算した額とする。

#### \*使用料の割り増し

次に掲げる日又は時間における船舶給水施設の使用については、それぞれの使用料の 5 割増しとする。ただし、岸壁給水における給水作業を自ら行った場合は、この限りではない。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- 3 1 月 2 日及び同月 3 日
- 4 12 月 29 日から同月 31 日まで
- 5 前各号に掲げる日以外の日の午前 0 時から午前 8 時 30 分まで及び午後 5 時から翌日の午前 0 時まで

#### 6) 荷役機械使用料

ばら物用走行式起重機

- |               |          |
|---------------|----------|
| ① アンローダー      |          |
| 1 台 1 時間までごとに | 53,000 円 |
| ② ベルトコンベアー    |          |
| 1 台 1 時間までごとに | 36,000 円 |

#### 7) 上屋使用料

- |                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| ① 一般上屋 (自動車上屋、食品上屋及びばら物上屋以外のもの) |         |
| (イ) 特級(知事が指定する上屋)               |         |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに               | 750 円   |
| (ロ) 1 級(知事が指定する上屋)              |         |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに               | 694 円   |
| (ハ) 2 級(知事が指定する上屋)              |         |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに               | 651 円   |
| (ニ) 3 級(知事が指定する上屋)              |         |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに               | 491 円   |
| ② 自動車上屋(知事が指定する上屋)              |         |
| (イ) 屋上部                         |         |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに               | 152 円   |
| (ロ) 一階部                         |         |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに               | 194 円   |
| ③ 食品上屋(知事が指定する上屋)               |         |
| (イ) 貨物を蔵置する区画                   |         |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに               | 2,373 円 |
| (ロ) その他                         |         |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに               | 720 円   |
| ④ ばら物上屋                         |         |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに               | 248 円   |

#### 8) 野積場使用料

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| ① 一般野積場 (ばら物野積場以外のもの) |  |
|-----------------------|--|

(イ)	特級(知事が指定する野積場)	
	1月1平方メートルまでごとに	365円
(ロ)	1級(知事が指定する野積場)	
	1月1平方メートルまでごとに	152円
(ハ)	2級(知事が指定する野積場)	
	1月1平方メートルまでごとに	106円
②	ばら物野積場(知事が指定する野積場)	
	1月1平方メートルまでごとに	274円
<b>9)</b>	<b>冷蔵コンテナ用荷役施設使用料</b>	
①	長さが6.1メートル以下の冷蔵コンテナ用	
	1日につき	1,543円
②	長さが6.1メートルを超える冷蔵コンテナ用	
	1日につき	2,060円
<b>10)</b>	<b>荷役連絡所使用料</b>	
①	特級(知事が指定する荷役連絡所)	
	1月1平方メートルまでごとに	2,700円
②	1級(知事が指定する荷役連絡所)	
	1月1平方メートルまでごとに	1,370円
③	2級(知事が指定する荷役連絡所)	
	1月1平方メートルまでごとに	1,280円
④	3級(知事が指定する荷役連絡所)	
	1月1平方メートルまでごとに	900円
<b>11)</b>	<b>荷役機械器具置場使用料</b>	
①	定期使用	
(イ)	1級(コンクリート造、ブロック造または鉄骨造のもの)	
	1月1平方メートルまでごとに	340円
(ロ)	2級(1級以外のもの)	
	1月1平方メートルまでごとに	240円
②	一般使用	
(イ)	1級(コンクリート造、ブロック造または鉄骨造のもの)	
	1日1平方メートルまでごとに	11円
(ロ)	2級(1級以外のもの)	
	1日1平方メートルまでごとに	9円
<b>12)</b>	<b>貯木場使用料</b>	
①	定期使用	
	1月1平方メートルまでごとに	22円
②	一般使用	

60日までは、1日1平方メートルまでごとに	80 銭
61日以後は、1日1平方メートルまでごとに	1 円 60 銭

### 1 3) 港湾施設用地使用料

#### ① 柱類

(イ) 電柱(本柱、支線柱または支線で公共的性質を有するもの)	
1月1本につき	283 円
(ロ) その他	
1月1本につき	496 円

#### ② 地下埋設物

(イ) 最大口径 10センチメートル未満のもの	
1月1メートルまでごとに	19 円
(ロ) 最大口径 10センチメートル以上50センチメートル未満のもの	
1月1メートルまでごとに	57 円

#### ③ 架空管

(イ) 最大口径 10センチメートル未満のもの	
1月1メートルまでごとに	200 円
(ロ) 最大口径 10センチメートル以上のもの	
1月1メートルまでごとに	570 円

#### ④ 公衆電話所 1月1平方メートルまでごとに 183 円

(ただし、公衆電話所の面積は1ヶ所1台につき2平方メートルとみなす。)

#### ⑤ 地上構造物

##### (イ) 固定式のもの

A 港湾関係業者又はこれと密接な関係にある者が、その事業の用に供するために使用する場合

1月1平方メートルまでごとに	364 円
----------------	-------

(ただし、高架式のものまたは空間を使用するものの使用料の額は、5割とする)

B 上記以外の場合

1月1平方メートルまでごとに	454 円
----------------	-------

##### (ロ) 移動式のもの

1月移動範囲1平方メートルまでごとに	164 円
--------------------	-------

(ただし、高架式のものまたは空間を使用するものの使用料の額は、5割とする)

#### ⑥ 地下構造物

1月1平方メートルまでごとに	200 円
----------------	-------

#### ⑦ 車両整理場として使用するとき

	1月1平方メートルまでごとに	55円
⑧	港湾駐車場として使用するとき	
	1月1平方メートルまでごとに	364円
⑨	野積場と同様の用途に使用するとき	野積場の使用料相当額
⑩	標識または案内板	
	1月1平方メートルまでごとに	454円
⑪	送電塔、無線塔またはこれに類するもの	
	1月1平方メートルまでごとに	454円
⑫	航行補助施設	
	1月1平方メートルまでごとに	454円
⑬	気象、海象または土地観測施設	
	1月1平方メートルまでごとに	454円
⑭	郵便差出箱または信書便差出箱	
	1月1平方メートルまでごとに	454円
⑮	水道管、下水管、ガス管(最大口径50センチメートル以上のもの)または洞道	
	1月1平方メートルまでごとに	200円
⑯	地下変電所	
(イ)	地上露出部分 1月1平方メートルまでごとに	454円
(ロ)	地下部分 1月1平方メートルまでごとに	200円
⑰	工事中板囲い、足場、詰所、その他の工事中施設	
	1月1平方メートルまでごとに	440円
⑱	前各号以外のもの	
(イ)	定期使用	
	1月1平方メートルまでごとに	454円を超えない範囲で、その都度知事が定める額
(ロ)	一般使用	
	1日1平方メートルまでごとに	12円

#### 14) 客船ターミナル施設使用料

①	定期使用	
(イ)	事務室	
	1月1平方メートルまでごとに	1,450円
(ロ)	店舗	
	1月1平方メートルまでごとに	2,300円
(ハ)	食堂	
	1月1平方メートルまでごとに	2,300円

(ニ) 駐車場		
1月1台につき		20,000円
(ホ) その他		
A 土地(港湾施設用地に係るものを除く。)または床面		
1月1平方メートルまでごとに		2,300円
B 壁面		
1月1平方メートルまでごとに		1,150円
② 一般使用		
(イ) ホール		
A 午前(午前9時から正午まで)		20,000円
B 午後(午後1時から午後4時30分まで)		40,000円
C 夜間(午後5時30分から午後9時30分まで)		50,000円
D 全日(午前9時から午後9時30分まで)		100,000円
E 午前9時前又は午後9時30分後		
それぞれ1時間までごとに		12,500円
F 正午から午後1時まで(午前及び午後を継続して使用する場合を除く。)		8,000円
G 午後4時30分から午後5時30分まで(午後及び夜間を継続して使用する場 合を除く。)		8,000円
(ロ) 駐車場		
A 機械精算式駐車場		
1回1台につき2時間まで		400円
2時間を超える場合は、上記の使用料に30分までごとに100円を加算した 額。ただし、1日当たりの使用料の最高限度額は1,000円とする。		
B その他		
1日1台につき		1,000円
(ハ) 旅客乗降用渡橋		
1台24時間までごとに		30,000円
(ニ) 待合所施設		
A 1日1平方メートルまでごとに		50円
B 業として写真等の撮影のための使用		
a 真の撮影 1時間までごとに		1,560円
b 映画、テレビ及びビデオの撮影 1時間までごとに		6,750円

## 15) 橋りょう附帯施設使用料

### ① 定期使用

(イ) 店舗		
1月1平方メートルまでごとに		2,300円
(ロ) その他		
A 床面 1月1平方メートルまでごとに		2,300円
B 壁面 1月1平方メートルまでごとに		1,150円
② 一般使用		
1日1平方メートルまでごとに		50円
<b>16) 電気施設使用料</b>		
100ワット 1時間までごとに		6円
<b>17) コンテナ搬送用台車置場使用料</b>		
1月1平方メートルまでごとに		360円
<b>18) コンテナ置場使用料</b>		
1月1平方メートルまでごとに		360円
<b>19) コンテナ用荷役機器整備点検施設使用料</b>		
1月までごとに		1,196,855円
<b>20) 船客待合所使用料</b>		
① 定期使用 1月1平方メートルまでごとに		460円
② 一般使用 1日1平方メートルまでごとに		15円
<b>21) 散水施設使用料</b>		
1台1時間までごとに		2,000円
<b>22) 車両乗降用施設使用料</b>		
1台1月までごとに		271,230円
<b>23) 自動車はかり使用料</b>		
1台1月までごとに		242,000円
<b>24) 木材用荷役施設使用料</b>		
1月		49,044,000円
<b>25) 水産物用荷役施設使用料</b>		
1月		30,880,500円
<b>26) 清掃施設使用料</b>		
1台1時間までごとに		1,900円
<b>27) 臨港道路占用料</b>		
① 柱類その他これらに類する工作物		
(イ) 柱類		
A 第一種電柱		
1月1本につき		366円

B	第二種電柱	
	1月1本につき	566円
C	第三種電柱	
	1月1本につき	783円
D	第一種電話柱	
	1月1本につき	270円
E	第二種電話柱	
	1月1本につき	437円
F	第三種電話柱	
	1月1本につき	603円
G	その他の柱類	
	1月1本につき	25円
(ロ)	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	
	1月1個につき	516円
(ハ)	広告塔	
	表示面積1月1平方メートルまでごとに	1,475円
(ニ)	架空線等	
A	共架電線その他上空に設ける線類	
	長さ1月1メートルまでごとに	3円
B	地下電線その他地下に設ける線類	
	長さ1月1メートルまでごとに	1円
(ホ)	路上に設ける変圧器	
	1月1個につき	250円
(ハ)	地下に設ける変圧器	
	占用面積1月1平方メートルまでごとに	166円
(ト)	その他	
	占用面積1月1平方メートルまでごとに	516円
②	水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	
(イ)	外径が0.07メートル未満のもの	
	長さ1月1メートルまでごとに	11円
(ロ)	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	
	長さ1月1メートルまでごとに	16円
(ハ)	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	
	長さ1月1メートルまでごとに	25円
(ニ)	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	
	長さ1月1メートルまでごとに	33円

(ホ)	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 長さ1月1メートルまでごとに	50円
(ハ)	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 長さ1月1メートルまでごとに	68円
(ト)	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 長さ1月1メートルまでごとに	116円
(チ)	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 長さ1月1メートルまでごとに	166円
(リ)	外径が1メートル以上のもの 長さ1月1メートルまでごとに	333円
③	鉄道、軌道その他これらに類する施設 占有面積1月1平方メートルまでごとに	516円
④	日よけその他これに類する施設 占有面積1月1平方メートルまでごとに	516円
⑤	上空又は地下に設ける通路その他これらに類する施設	
(イ)	上空に設ける通路 占有面積1月1平方メートルまでごとに	983円
(ロ)	地下に設ける通路 占有面積1月1平方メートルまでごとに	491円
(ハ)	その他 占有面積1月1平方メートルまでごとに	516円
⑥	売店、露店その他これらに類する施設	
(イ)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの 占有面積1日1平方メートルまでごとに	170円
(ロ)	その他 占有面積1月1平方メートルまでごとに	1,475円
⑦	看板その他これに類する工作物	
(イ)	看板 表示面積1月1平方メートルまでごとに	1,475円
(ロ)	標識 1月1本につき	416円
⑧	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、危険防止施設 及び工事用材料置場 占有面積1月1平方メートルまでごとに	1,475円
⑨	高架の道路の路面下に設ける自動車駐車場その他これに類する施設	
(イ)	建築物	

- A 階数が一のもの  
 占有面積1月1平方メートルまでごとに Aに12,000分の6を乗じて得た額  
 【Aは、当該土地の位置、形状、環境、使用の態様等を考慮して、知事が算定した当該土地の1平方メートル当たりの評価額とする。以下同じ。】
- B 階数が二のもの  
 占有面積1月1平方メートルまでごとに Aに12,000分の8を乗じて得た額
- C 階数が三のもの  
 占有面積1月1平方メートルまでごとに Aに12,000分の11を乗じて得た額
- D 階数が四以上のもの  
 占有面積1月1平方メートルまでごとに Aに12,000分の12を乗じて得た額
- (ロ) その他  
 占有面積1月1平方メートルまでごとに Aに12,000分の6を乗じて得た額
- ⑩ その他  
 占有面積1月1平方メートルまでごとに 1,475円を超えない範囲で  
 その都度知事が定める額

### (3) 島しょ港湾施設使用料

東京都港湾局離島港湾部管理課  
 TEL 03-5320-5653(ダイヤルイン)  
 東京都港湾管理条例  
 同 施 行 規 則

#### 1) 岸壁、棧橋、船揚場、物揚場使用料

- ① 総トン数1トンにつき  
 係留24時間までごとに 2円10銭  
 ただし、100トン未満の船舶は、無料とする。
- ② 定期船は、上記使用料の5割とする。

#### 2) 係船浮標使用料

- ① 総トン数1,000トン未満の船舶1隻につき

24 時間までごとに 864 円

ただし、100 トン未満の船舶は無料とする。

② 総トン数 1,000 トン以上 3,000 トン未満の船舶 1 隻につき  
24 時間までごとに 1,728 円

③ 総トン数 3,000 トン以上の船舶 1 隻につき  
24 時間までごとに 2,592 円

④ 定期船が係船浮標を使用する場合には、①から③までに掲げる使用料の 5 割とする。

### 3) 船舶給水施設使用料

給水量 1 立方メートルまでごとに 960 円

#### ※使用料の割増し

次に掲げる日又は時間における船舶給水施設の使用については、それぞれの使用料の 5 割増とする。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- 3 1 月 2 日及び同月 3 日
- 4 12 月 29 日から同月 31 日まで
- 5 前各号に掲げる日以外の日の午前 0 時から午前 8 時 30 分まで及び午後 5 時から翌日の午前 0 時まで

### 4) 上屋使用料

1 月 1 平方メートルまでごとに 440 円

### 5) 港湾施設用地使用料

#### ① 柱類

(イ) 電柱(本柱、支線柱または支線で公共的性質を有するもの)  
1 月 1 本につき 16 円

(ロ) その他 1 月 1 本につき 52 円

#### ② 地下埋設物

(イ) 最大口径 10 センチメートル未満のもの  
1 月 1 メートルまでごとに 4 円

(ロ) 最大口径 10 センチメートル以上 50 センチメートル未満のもの  
1 月 1 メートルまでごとに 8 円

#### ③ 公衆電話所

1 月 1 平方メートルまでごとに 21 円

#### ④ その他

1 月 1 平方メートルまでごとに 14 円

### 6) 冷蔵コンテナ用荷役施設使用料

- ① 長さが 3.1 メートル以下の冷蔵コンテナ用  
1 日につき 765 円
- ② 長さが 3.1 メートルを越える冷蔵コンテナ用  
1 日につき 1,090 円
- 7) 船客待合所使用料  
1 月 1 平方メートルまでごとに 64 円
- 8) 輸送管施設使用料
  - ① 輸送量 50 キロリットル以下のもの 5,100 円
  - ② 輸送量 50 キロリットルをこえる場合においては、①に掲げる使用料に 50 キロリットルを超える 1 キロリットルまでごとに 102 円を加算した額とする。

#### (4) 公有水面埋立免許料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5552(ダイヤルイン)

公有水面埋立法施行令

- 第 16 条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ヲ受ケタル者ニ帰属スヘキ埋立地ノ価額ノ百分ノ三ヲ埋立ノ免許料トシテ徴収スヘシ
- 2 埋立地ノ価額ハ埋立ノ免許ノ日ヲ標準トシ比隣ノ土地ノ価格ヲ参酌シテ都道府県知事之ヲ認定ス

## (5) 港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地の占用料及び土砂採取料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5551(ダイヤルイン)

東京都港湾区域及び港湾隣接地域占用料等徴収条例

### 1) 占用料金

(単位：円)

港湾区分	占用区分	占用場所の区分	占用料	
			単位	金額
東京港	いかだ係留のための占用	港湾区域	1平方メートル 当たり月額	28
	飲食店その他の通常陸上に設置される施設を水域に設置するための占用	港湾区域	1平方メートル 当たり月額	Aに0.000625を乗じて得た額(当該額が127円未満の場合は127円)
	栈橋、起重機、船舶の係留等のための占用	港湾区域	1平方メートル 当たり月額	127
		港湾隣接地域内の公共空地	1平方メートル 当たり月額	190
	上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	港湾区域	1平方メートル 当たり月額	60
		港湾隣接地域内の公共空地	1平方メートル 当たり月額	90
その他の港湾	栈橋、起重機、船舶の係留等のための占用	港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地	1平方メートル 当たり月額	10
	上空の占用又は地下埋設物設置のための占用	港湾区域及び港湾隣接地域内の公共空地	1平方メートル 当たり月額	5

備考1 電柱(本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。)並びに底面積が4平方メートル未満の鉄塔及び係船くいは、各1本につき4平方メートルを占用するものとみなす。

2 ガス管、ケーブル、水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難いときは、延長1メートルにつき1平方メートルを占用するものとみなす。

3 広告又は看板でその板の面積が敷地の面積より広いものについては、その板の面積を占用面積とみなす。

4 占用面積が1平方メートル未満であるとき、又は占用面積に1平方メートル未満の端数があるときのその面積又は端数は、1平方メートルに切り上げて計算する。

5 1件の料金が100円未満のものについては、100円を徴収する。

6 占用の開始の日の属する月から占用の終了の日の属する月までの月数を占用期間とみなして計算する。ただし、その総日数が30日を超えないものは、1月とみなして計算する。

7 Aは、水域占用場所の近傍の土地の固定資産税評価額(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号に規定する土地課税台帳又は同条第11号に規定する土地補充課税台帳に現に登録されている価格をいう。)の1平方メートル当たりの額に相当する額とする。

## 2) 土砂採取料金

(単位：円)

沿岸区分	採取物区分	採取料金	
		単位	金額
東京港	砂 利 又 は 砂	1 立方メートルにつき	360
	玉 石	1 立方メートルにつき	540
	泥 土	1 立方メートルにつき	210
その他の港湾	砂 利 又 は 砂	1 立方メートルにつき	150
	玉 石	1 立方メートルにつき	220
	泥 土	1 立方メートルにつき	85

備考1 玉石は、直径12センチメートル以上のものとする。

- 2 採取容積が1立方メートル未満のとき、又は採取容積に1立方メートル未満の端数があるときのその容積又は端数は、1立方メートルに切り上げて計算する。

## (6) 海岸保全区域の占用料及び土石採取料

東京都港湾局港湾経営部経営課

TEL 03-5320-5551(ダイヤルイン)

東京都海岸占用料等徴収条例

### 1) 占用料金

(単位：円)

沿岸区分	所管区分	占用区分	占用場所の区分		占用料金		
					単位	金額	
東京湾沿岸	港湾管理者が管理する区域	土地の占用又は施設の占用	全区域		1平方メートル当たり月額	190	
		上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	全区域		1平方メートル当たり月額	90	
	その他の区域	土地の占用又は施設の占用	全区域		1平方メートル当たり月額	60	
		上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	全区域		1平方メートル当たり月額	31	
	伊豆諸島及び小笠原諸島沿岸	港湾管理者又は漁港管理者が管理する区域	土地の占用又は施設の占用	全区域		1平方メートル当たり月額	10
			上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	全区域		1平方メートル当たり月額	5
その他の区域		土地の占用又は施設の占用	第1区域	東京都大島支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	10	
			第2区域	東京都三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	10	
		上空の占用又は地下埋設物の設置のための占用	第1区域	東京都大島支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	5	
			第2区域	東京都三宅支庁、八丈支庁及び小笠原支庁所管区域	1平方メートル当たり月額	5	

備考1 電柱(本柱、支柱、支線柱及び支線をいう。)並びに底面積が4平方メートル未満の鉄塔及び係船くいは、各1本につき4平方メートルを占用するものとみなす。

2 ガス管、ケーブル、水道管その他の地下埋設物については、掘削部分の幅に延長を乗じて得た面積を占用するものとみなす。ただし、これにより難いときは、延長1メートルにつき1平方メートルを占用するものとみなす。

3 広告又は看板でその板の面積が敷地の面積より広いものについては、その板の面積を占用面積とみなす。

4 占用面積が1平方メートル未満であるとき、又は占用面積に1平方メートル未満の端数があるときのその面積又は端数は、1平方メートルに切り上げて計算する。

5 1件の料金が100円未満のものについては、100円を徴収する。

6 占用の開始の日の属する月から占用の終了の日の属する月までの月数を占用期間とみなして計算する。ただし、その総日数が30日を超えないものは、1月

とみなして計算する。

2) 土石採取料金

(単位：円)

沿岸区分	採取物区分	採取料金		備考
		単位	金額	
東京湾沿岸	砂利又は砂	1立方メートルにつき	360	1 玉石は、直径12センチメートル以上のものとする。 2 採取容積1立方メートル未満のとき、又は採取容積に1立方メートル未満の端数があるときのその容積又は端数は、1立方メートルに切り上げて計算する。
	玉石	1立方メートルにつき	540	
	泥土	1立方メートルにつき	210	
伊豆諸島及び小笠原諸島沿岸	砂利又は砂	1立方メートルにつき	150	
	玉石	1立方メートルにつき	220	
	泥土	1立方メートルにつき	85	

(7) 東京夢の島マリーナ利用料金

スバル興業株式会社 マリーナ事業部

TEL 03-5569-2710

1) 係留料金

利用区分	艇長	艇幅	年一括払い	分割払い(四半期ごと)	
			利用料金	各期支払額	利用料金
A	6メートル以下 (17フィート～19フィート)	3.9メートル以下	390,600円	97,650円	390,600円
B	6メートルを超え7メートル以下 (20フィート～22フィート)	3.9メートル以下	579,600円	144,900円	579,600円
C	7メートルを超え8メートル以下 (23フィート～26フィート)	3.9メートル以下	718,200円	179,550円	718,200円
D	8メートルを超え10メートル以下 (27フィート～32フィート)	3.9メートル以下	882,000円	220,500円	882,000円
E	10メートルを超え13メートル以下 (33フィート～42フィート)	4.5メートル以下	1,134,000円	283,500円	1,134,000円
F	13メートルを超え15メートル以下 (43フィート～49フィート)	4.9メートル以下	1,386,000円	346,500円	1,386,000円
G	15メートルを超え18メートル以下 (50フィート～58フィート)	5.4メートル以下	1,764,000円	441,000円	1,764,000円
H	18メートルを超え20メートル以下 (59フィート～65フィート)	5.5メートル以下	2,142,000円	535,500円	2,142,000円

2) 作業料金

① クレーン作業料金 (海上より上架～修繕ヤード～海上下架 (船台に置く場合))

ア 外艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	21,000 円	8,000 円 (往復)	2,800 円
31 フィート～35 フィート	31,500 円		
36 フィート～40 フィート	42,000 円		
41 フィート～50 フィート	52,500 円		
51 フィート以上	63,000 円		

イ 内艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	10,500 円	4,000 円 (往復)	2,800 円
31 フィート～35 フィート	15,750 円		
36 フィート～40 フィート	21,000 円		
41 フィート～50 フィート	26,250 円		
51 フィート以上	31,500 円		

② 海上より上架トラックで搬出 (船台に置かない場合)

外艇			内艇		
艇長	料金	ホスト使用料	艇長	料金	ホスト使用料
30 フィート以下	12,600 円	4,000 円 (往復)	30 フィート以下	12,600 円	2,000 円 (往復)
31 フィート～35 フィート	18,900 円		31 フィート～35 フィート	18,900 円	
上記以外は不可能			上記以外は不可能		

③ トラックより搬入海上下架 (船台に置かない場合)

外艇			内艇		
艇長	料金	ホスト使用料	艇長	料金	ホスト使用料
30 フィート以下	10,500 円	4,000 円 (往復)	30 フィート以下	10,500 円	2,000 円 (往復)
31 フィート～35 フィート	15,750 円		31 フィート～35 フィート	15,750 円	
上記以外は不可能			上記以外は不可能		

④ 海上より上架トラックで搬出 (船台に置く場合)

ア 外艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	23,100 円	8,000 円 (往復)	2,800 円 (当日 搬出は無料)
31 フィート～35 フィート	34,650 円		
上記以外は不可能			

イ 内艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	17,850 円	4,000 円 (往復)	2,800 円 (当日 搬出は無料)
31 フィート～35 フィート	26,775 円		
上記以外は不可能			

⑤ トラックより搬入海上下架 (船台に置く場合)

ア 外艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理工場使用料
30 フィート以下	21,000 円	8,000 円	2,800 円 (当日)

31フィート～35フィート	31,500円	(往復)	搬出は無料)
上記以外は不可能			

イ 内艇

艇長	料金	ホスト使用料	修理ヤード使用料
30フィート以下	15,750円	4,000円	2,800円(当日)
31フィート～35フィート	23,625円	(往復)	搬出は無料)
上記以外は不可能			

⑥ マリーナ内回航、曳航(片道)

艇長	回航	曳航
30フィート以下	5,250円	10,500円
31フィート～40フィート	7,875円	15,750円
41フィート以上	10,500円	21,000円

## (8) 東京港港湾厚生施設利用料金

### 1) 船員宿泊所利用料

一般財団法人東京船員厚生協会

TEL 03-3531-2216

東京海員会館

(単位：円、税抜き)

区分	室タイプ	洋室				和室	
		シングルA	セミダブル	ダブル/BF	ツイン	Aタイプ6畳	Bタイプ8畳
	室数	52室	18室	6室/1室	4室	42室	16室
	面積	12.8㎡	15.6㎡	20.7㎡	20.7㎡	20.7㎡	23.3㎡
船員及び家族	単身	4,800	6,150	8,000	8,000	6,000	8,200
	2名1室利用(1人付)		4,000	5,200	5,200	3,900	5,300
	3名1室利用(1人付)					3,000	4,100
	4名1室利用(1人付)						3,500
海事関係者	単身	5,500	6,660	8,500	8,500	6,500	8,700
	2名1室利用(1人付)		4,500	5,700	5,700	4,400	5,800
	3名1室利用(1人付)					3,500	4,600
	4名1室利用(1人付)						4,000
一般	単身	7,000	8,000	9,900	9,900	7,000	9,000
	2名1室利用(1人付)		6,000	6,500	6,500	5,500	6,000
	4名1室利用(1人付)						4,700

※ 車椅子でも利用できるバリアフリールームがあります。

※ 子供料金は、別途お問い合わせください。

※ 一般区分においては、季節により料金が変わる場合があります。

## 2) 港湾労働者宿泊所等利用料

一般財団法人東京港湾福利厚生協会

TEL 03-3452-6391

(消費税込み)

名 称	利用料(円)	備 考
港湾労働者第一宿泊所	1,365	1人1泊
港湾労働者第三宿泊所	840	1人1泊
港湾労働者品川宿泊所	840	1人1泊
辰巳港湾住宅	40,300~81,300	月額(含む 共益費)

## 2 とん税（外国貿易船の開港への入港に課する）

東京税関監視部統括監視官（取締本部）

TEL 03-3599-6286

とん税法

（昭和 39 年 4 月 1 日施行）

(1) 開港への入港ごとに納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに …………… 16 円

(2) 開港ごとに 1 年分を一時に納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに …………… 48 円

## 3 特別とん税（地方公共団体に財源を譲与するため外国貿易船の開港への入港に課する）

東京税関監視部統括監視官（取締本部）

TEL 03(3599)6286

特別とん税法

（昭和 39 年 4 月 1 日施行）

(1) 開港への入港ごとに納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに…………… 20 円

(2) 開港ごとに 1 年分を一時に納付する場合

純トン数 1 トンまでごとに…………… 60 円

## 4 水先料

東京湾水先区水先人会 TEL 045-650-3190

- ・料金は各水先人の届出である。
- ・平成 20 年 2 月 15 日付国土交通大臣の公示により、下記内容の範囲内で料金の届出を行う水先人は、原価計算書等の添付が省略できる。

- 1 水先料の額は、別表の水先料の額の 100 分の 105 に相当する額とする。
- 2 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の 100 分の 105 に相当する額とする。

左 欄		右 欄	
1 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が 2 時間以内であるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額
		水先をする時間が 2 時間を超えるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額に、2 時間を超える 1 時間ごとに（1 時間に満たないものは 1 時間とする。以下同じ。）その額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が 2 時間以内であるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額
		水先をする時間が 2 時間を超えるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2 時間を超える 1 時間ごとに同表に定める転びょうに係る水先料の額の 100 分の 50 に相当する額を加えた額
2 2 人の水先人が交代で 8 時間以上引き続き水先をする場合		別表に定める水先料の額にその 100 分の 10 に相当する額を加えた額	
3 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合		別表に定める入出港に係る水先料の額に、その 100 分の 50 に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額	
4 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合		別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額	

- 3 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前 2 項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。

- ① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であって、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業又は同条第 7 項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの
- ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者に対してする水先

- 4 2 人の水先人が共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合を除く。）におけるそれぞれの水先料の額は、前 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第 2 項の表 2 及び 4 の割増額を除く。）からその 100 分の 15（法第 35 条の規定により船舶に水先人を乗り込ませなければならない港又は水域を有する水先区において水先をする場合にあっては 100 分の 25）に相当する額を減じた額とする。

- 5 法第 35 条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶（海上運送法第 19 条の 4 第 1 項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。）であって、同一の水先区における 1 日の航海の回数が 1 年間（整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。）を通じて平均 1 回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第 2 項の表 4 の割増額を除く。）からその 100 分の 30 に相当する額を減じた額とする。

- 6 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船

長の責めに帰すべき事由により 30 分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円の 100 分の 105 に相当する額（第 3 項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円）を加えた額とする。

別表

水先をする船舶の運航区分	水先料の額					日没から日出までの間において水先をする場合	
	日出から日没までの間において水先をする場合						
	えい航される船舶以外の船舶の場合				多層甲板船の場合		えい航される船舶の場合
	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）第 5 条第 3 項に規定する 2 層以上の甲板を備える船舶であって国土交通省令で定めるもの（以下「多層甲板船」という。）以外の船舶の場合						
	総トン数が 1,000 トン以下であり、かつ、喫水が 3 メートル以下である場合		総トン数が 1,000 トンを超え、又は喫水が 3 メートルを超える場合				
基本額	加算額						
東京湾入口と京浜港東京区の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 83,830 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 46,341 円	1,836 円	総トン数 1,000 トン (1,000 トンに満たないものは 1,000 トンとする。)を増すごとに加算額を、喫水 30 センチメートル (30 センチメートルに満たないものは 30 センチメートルとする。)を増すごとに加算額をそれぞれ基本額に加えた額	基本額又は総トン数が 1,000 トンを超え、又は喫水が 3 メートルを超える場合の欄に掲げる額(以下「基本料の額」という。)の 100 分の 100 に相当する額の範囲内で加算割増率を乗じて得た額を基本料の額に加えた額	えい航される船舶以外の船舶の場合の欄に掲げる額の 100 分の 180 に相当する額	日出から日没までの間において水先をする場合の欄に掲げる額の 100 分の 150 に相当する額	
京浜港東京区の境界付近と千葉港の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 47,532 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 10,043 円	476 円					
京浜港東京区の境界付近と木更津港の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 55,755 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 18,267 円	782 円					
京浜港川崎区又は同港横浜区の境界付近と同港東京区の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 58,497 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 21,008 円	884 円					
横須賀港の境界付近と京浜港東京区の境界付近との間の航行	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 71,163 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 33,675 円	1,360 円					
京浜港東京区への入港又は同港東京区からの出港	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 40,658 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 31,204 円	1,230 円					
京浜港東京区内における転びよう	総トン数 1 万トン以上の船舶 … 36,953 円 総トン数 1 万トン未満の船舶 … 27,499 円	1,090 円					

備考

- この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点(以下「水先を始めた時」という。)から当該船舶を導く行為を終了する時点(以下「水先を終わる時」という。)までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。
- この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもって大きさを表す船舶については、その排水トン数の 5 分の 3 に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。
- 加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \{(3.5 \div 1,000) \times L^3 - T \times 1.2\} \div 1,000$$

K は、加算割増率であって負の値の場合は 0 とする。

L は、船舶の長さ(メートル)の値

T は、総トン数(1,000 トン以下の場合は 1,000 トン)の値

## 5 進路警戒船料

東京汽船株式会社

TEL 045-671-7731

本船のエスコート用として曳船を使用した場合は次の通り。

### (1) 基本料金（警戒船1隻1作業について）

エスコート区域 警戒船の種類	法定航路及び横浜、 川崎、横須賀、君津地区	千葉・東京地区
進路警戒船	355,000 円	430,000 円
第1種消防設備船	395,000 円	470,000 円
第2.3.4種消防設備船	425,000 円	500,000 円
側方警戒船	395,000 円	470,000 円

### (2) その他

- (イ) 時間外割増料金・・・・・・・・・・・・・・・・基本料金の40%増  
(平日エスコート作業を開始又は終了した時刻が、1700時から翌0800時の時間にかかった場合)
- (ロ) 日曜・祝祭日・特定休日割増料金・・・・基本料金の40%増  
(日曜・祝祭日・年末<12月31日>年始<1月2、3日>)  
日曜日と国民の祝日が重なった時は、翌日の月曜日を休日とみなす。
- (ハ) 航路閉鎖及び本船の都合または不可抗力によるウエイティング料金  
(30分以上超えた場合、1時間につき) 50,000 円  
(最初の1時間を越えるときは30分またはその端数ごと25,000円を加算する)
- (ニ) 曳船出勤後のキャンセル料金は本表により計算された総額の20%引きとする。

## 6 衛星船舶電話料金

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ

### 1 ワイドスター料金

#### (1) 基本使用料

料金プラン	料金（月額）	備考
プラン A	15,750 円（税込）	下表の通話・通信料
プラン E	5,145 円（税込）	通話料はプラン A の 2 倍

※上記料金プランの他に、月々の費用として「ユニバーサルサービス料」等、ご契約時の費用として「契約事務手数料 3,150 円（税込）」＋「電話機等お買い上げ代金」＋「設置工事料」が必要となります。

#### (2) 通話料

ワイドスターから、ワイドスター・ドコモの携帯電話・一般電話に発信する場合の通話料 10.5 円（プラン A の場合）【税抜 10 円】でかけられる秒数

平日			土曜日・日曜日・祝日		
昼間	夜間	深夜・早朝	昼間	夜間	深夜・早朝
6.5秒	12.0秒	15.5秒	12.0秒		15.5秒

※ プラン E の場合はプラン A の 2.0 倍

一般電話から、ワイドスターへ発信する場合の通話料 10.5 円【税抜 10 円】でかけられる秒数

平日			土曜日・日曜日・祝日		
昼間	夜間	深夜・早朝	昼間	夜間	深夜・早朝
6.5秒	12.0秒	13.0秒	12.0秒		13.0秒

※時間帯：昼間（午前 8 時～午後 7 時）、夜間（午後 7 時～午後 11 時）、深夜・早朝（午後 11 時～午前 8 時）

F OMAから、ワイドスターへ発信する場合の通話料

タイプSS/タイプSSバリュー/タイプシンプル/タイプシンプルバリュー/タイプリミット/タイプリミットバリュー	タイプS/タイプSバリュー	タイプM/タイプMバリュー	タイプL/タイプLバリュー	タイプLL/タイプLLバリュー	タイプビジネス (1分あたりの通話・通信料)	
					ビジネス タイム	オフタイム
52.5円 /30秒	47.25円 /30秒	36.75円 /30秒	26.25円 /30秒	19.95円 /30秒	26.25円 /1分	78.75円 /1分

※ビジネスタイム：平日（午前8時～午後7時）、オフタイム：平日（午後7時～午前8時）、土・日・祝日の終日（祝日には1月2日、3日及び振替休日も含みます。）

2 ワイドスターII※料金

※2010年8月より、衛星船舶電話の新方式「ワイドスターIIサービス」を提供開始。

(1) 基本料金+通話料

料金プラン	基本使用料（月額）	30秒あたりの通話料	
タイプL	15,750円（税込） （無料通信分 2,100円）	47.25円 （税抜45円）	
タイプM	5,145円（税込） （無料通信分 1,050円）	94.5円 （税抜90円）	
料金プラン	基本使用料（月額）	上限額コース	30秒あたりの通話料
タイプリミット	16,275円（税込） 無料通信分2,100円）	+16,000円～ +256,000円	47.25円 （税抜45円）

※ワイドスターIIリミットサービスは、あらかじめ通話、通信料の上限額を設定して、上限額を超えたら発信をストップする料金プランです。

(2) 通話料

F OMAから、ワイドスターIIへ発信する場合の通話料

タイプSS/タイプSSバリュー/タイプシンプル/タイプシンプルバリュー/タイプリミット/タイプリミットバリュー	タイプS/タイプSバリュー	タイプM/タイプMバリュー	タイプL/タイプLバリュー	タイプLL/タイプLLバリュー	タイプビジネス (1分あたりの通話・通信料)	
					ビジネス タイム	オフタイム
52.5円 /30秒	47.25円 /30秒	36.75円 /30秒	26.25円 /30秒	19.95円 /30秒	26.25円 /1分	78.75円 /1分

※ビジネスタイム：平日（午前8時～午後7時）、オフタイム：平日（午後7時～午前8時）、土・日・祝日の終日（祝日には1月2日、3日及び振替休日も含みます。）

一般電話からワイドスターⅡへ発信する場合の通話料【10.5円(税抜10円)】でかけられる秒数

平日			土曜日・日曜日・祝日		
昼間	夜間	深夜・早朝	昼間	夜間	深夜・早朝
6.5秒	12.0秒	13.0秒	12.0秒		13.0秒

※時間帯：昼間（午前8時～午後7時）、夜間（午後7時～午後11時）、深夜・早朝（午後11時～午前8時）

### 3 その他

海上保安庁「海上における遭難・火災・人命救助など」 特番 118

**ワイドスター（衛星船舶電話）に関する総合的なお問い合わせ先**

**NTTドコモ ワイドスターコールセンター 0120-616-360**

## 7 通船料金

東京シップサービス株式会社

TEL 03-3455-2121・1461

### 不定期(臨時)通船運賃

#### (1) 不定期通船運賃

区分		昼夜別	昼間	早朝・夜間	深夜
			8:00-17:00	6:00-8:00 17:00-22:00	22:00-6:00
A 地区	東京港東防波堤・中央防波堤・西防波堤を結んだ線内の区域	30分以内	12,000円	18,020円	24,020円
		1時間以内	15,280円	22,930円	30,580円
B 地区	A以外の区域	1時間以内	22,950円	34,420円	45,330円

※ 上記運賃には、消費税及び地方消費税(5パーセント)が加算されています。

#### (2) 運賃適用方

- 1) 地域については当社通船発着所を基準とします。
- 2) 乗船人員にかかわらず1隻の貸切運賃とします。
- 3) 使用時間については、当社通船発着所出航時から同所への帰航時とし、空船回航および待機時間を含みます。
- 4) 時間の計算は最初の30分までは30分に、30分を超える1時間までは1時間に、1時間を超える場合は、超過30分までは30分に切り上げ、以下同様とします。
- 5) 1時間を超える場合は30分毎に各1時間基本料金の1/2を加算します。これにより10円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。
- 6) 昼間と夜間または夜間と深夜にまたがって30分以内をご利用の場合は長い方、1時間又はそれを超えてご利用の場合は30分の範囲で利用時間の長い方の運賃を適用します。なお、同じ長さの場合は高い方の運賃を適用します。
- 7) 日曜、国民の祝日(振替休日を含む)、メーデー、年末年始(12月30日～1月3日)は各運賃の5割増しの運賃を適用します。
- 8) 荒天(気象庁の発表する強風又は波浪注意報発令時であって、運航の安全が確認された時)の場合は各運賃の5割増しの運賃を適用します。

## 8 網取り・網放し料金

東京シップサービス株式会社

TEL 03-3455-2121・1461

### (1) 平日基本料金

(単位：円)

船舶の総トン数	岸壁			片浮標			両浮標		
	基本料金	網取料	網放料	基本料金	網取料	網放料	基本料金	網取料	網放料
0～299	15,300	9,500	5,800	15,000	9,300	5,700	20,800	12,900	7,900
300～499	16,100	10,000	6,100	15,800	9,900	5,900	21,800	13,500	8,300
500～999	17,100	10,700	6,400	16,800	10,500	6,300	22,900	14,300	8,600
1000～2999	33,400	20,800	12,600	29,600	18,400	11,200	40,800	25,400	15,400
3000～4999	36,700	22,800	13,900	33,300	20,700	12,600	45,500	28,200	17,300
5000～9999	51,100	31,700	19,400	46,000	28,500	17,500	62,900	39,000	23,900
10000～14999	61,100	37,900	23,200	55,100	34,200	20,900	75,900	47,100	28,800
15000～19999	73,100	45,300	27,800	63,100	39,300	23,800	86,800	53,900	32,900
20000～24999	84,500	52,500	32,000	※船舶の総トン数70,000トン以上は、5,000トンまたはその端数を増す毎に、網取料8,000円、網放料5,000円を申し受けます。					
25000～29999	94,200	58,300	35,900						
30000～34999	103,800	64,400	39,400						
35000～39999	111,900	69,500	42,400						
40000～44999	126,500	78,400	48,100						
45000～49999	139,800	86,500	53,300						
50000～54999	153,300	94,900	58,400						
55000～59999	166,200	102,800	63,400						
60000～64999	180,000	111,300	68,700						
65000～69999	193,000	119,300	73,700						

### (2) 休・祭日基本料金

休・祭日(メーデーを含む。)及び年末年始(12月30日から1月3日)の基本料金は平日基本料金の150%とします。

日曜日と国民の休日が重なったときは、翌日を休日扱いとします。

### (3) 割増料金

- 1) 時間外割増
  - 自 6 時 01 分 至 8 時 30 分…………… 70%増
  - 自 16 時 31 分 至 22 時 00 分…………… 60%増
  - 自 22 時 01 分 至翌 6 時 00 分…………… 120%増
- 2) 荒雨雪天割増(荒天とは気象庁の発表する注意報発令下)…………… 50%増
- 3) 接舷船・ドルフィン及びドルフィン類似バース…………… 50%増
- 4) 特別ドルフィンバース(木材投下泊地)…………… 75%増
- 5) 船主のご要望により、先取りボートを1隻増す場合…………… 40%増
- 6) 特別地域割増
  - 10号地その1…………… 35%増
  - 10号地以東の地域(材木投下バース14号地・15号地)…………… 75%増

大井ふ頭その2、中央防波堤内側ばら物ふ頭、

大井食品ふ頭、京浜6区…… 75%増

(4) 待機料金

現場待機となった場合、1時間またはその端数を増す毎に作業料金の20%

(5) 手配解除料金

現場で本船側の都合で作業を取消された場合作業料金の50%

※ 備考

- ① 通常の網取り・網放しの他に、特にお客さまの都合により休祭日及び時間外にご用命された場合は、基本料金50%の割増料金を申し受けます。
- ② 1,000ト未満の網取作業料金には、先取りボートの料金は含まれておりません。先取りボートご用命の場合は、別途60%の割増料金を申し受けます。
- ③ 諸料金合計金額の5%が、消費税及び地方消費税として加算されます。

## 9 曳船料金

東京タグセンター

TEL 03-3455-7251

### (1) 基本料金〔1時間当り（8：00～17：00）〕

基本料金	特別割引料（10,000G/T未滿）
101,700	67,700

### (2) 料金計算方法

- 1) 料金計算方法は使用時間により計算する。
- 2) 使用時間とは曳船が基地から作業場所まで往復に要する時間、及び本船側の都合による待機時間を含むものとする。
- 3) 上記の料金は1時間以内の料金とし、最初の1時間を超過した30分未滿の端数は30分とし、30分を超過した端数は1時間として切り上げ、最初の1時間に加算し料金を計算する。
- 4) 曳船出動後の作業取消しは総額の20%引とする。
- 5) 本船G/T10,000トン未滿の曳船料金は、中・大型曳船を使用した場合といえども、通常時の作業に限り、サービス料金67,700円を適用する。

### (3) 割増料金

- 1) 時間外割増
 

6：00～8：00	……………	60%増
17：00～22：00	……………	60%増
22：00～6：00	……………	100%増
- 2) 日、祝、特定休日割増 8：00～17：00 …………… 50%増
 

※ 特定休日とはメーデー(5月1日)、年末年始(12月30日～1月3日)を言う。  
日曜日と国民の休日が重なったとき翌日を休日とする。
- 3) 荒天作業(海上風速15m/s以上の場合) …………… 50%増
- 4) 海難救助作業 …………… 50%増
- 5) 特別作業(デットシップ作業等) …………… 50%増  
なお、消火作業等による使用薬品代は実費計算により別途加算する。
- 6) 危険作業 …………… 100%増以上  
※ 危険作業とは爆発物積載船、タンカー船等の船舶において海難が発生し、爆発の恐れがある場合を言う。
- 7) 特別地域作業 防波堤外(但し、天王洲、裏豊洲地域を含む) …… 50%増

川崎、横浜、千葉地域 …………… 100%増  
横須賀、浦賀、久里浜地域 …………… 150%増  
(ただし、各域港内の本船の離岸接岸作業を含まない。)

(4) 燃料油価格調整金

1 時間あたり料金 7,500 円。30 分ごとに 3,750 円。

A 重油価格 1 KL あたり 80,000 円より 120,000 円の範囲に適用。

RIM 価格を基準とし、上記割増料金を超えた場合は次のとおり見直しを行う。

また、燃料油価格調整金は各種割増料金の対象としない。

1) 燃料油価格の見直しは 3 ヶ月毎に行う。

2) 燃料油価格調整金の算定は A 重油 R I M 価格 (1 kl あたり) とし、算定方法は、見直し月の前の月を除き 3 ヶ月間の平均価格とする。

3) 燃料油価格調整金の見直しは、1 月、4 月、7 月、10 月の各 1 日付にて、年 4 回行う。

4) 燃料油価格調整金

R I M 価格平均

39,999 円以下の場合 0 円

40,000 円～ 59,999 円 1 時間あたり 5,000 円 その後 30 分毎に 2,500 円

60,000 円～ 79,999 円 1 時間あたり 7,500 円 その後 30 分毎に 3,750 円

80,000 円～120,000 円 1 時間あたり 10,000 円 その後 30 分毎に 5,000 円

120,001 円～140,000 円 1 時間あたり 12,500 円 その後 30 分毎に 6,250 円

140,001 円～160,000 円 1 時間あたり 16,500 円 その後 30 分毎に 7,500 円

(5) 上記以外の特種作業、並びに曳船作業以外の目的で使用した場合は、その都度船会社又は代理店協議の上決定する。

## 曳 船 約 款

(日本港湾タグ事業協会)

曳船の船長及び乗組員は、本船船長の指揮に従って曳船作業を行うものであり

イ. 曳船船主及びその使用人は、曳船作業中に生じた本船の滅失もしくは損害又は本船上にある人命もしくは物の損害に関して損害賠償の責を負わない。

ロ. 本船船主は、曳船作業中に生じた曳船の滅失若しくは損害又は曳船上にある人命の損害に関して損害賠償の責を負う。

ハ. 本船船主は、曳船作業中に生じた第三者の損害に関して曳船船主が損害賠償する責を負う場合においては、当該損害賠償について補償するものとする。

ただし、上記の滅失又は人命もしくは物の損害が曳船船主あるいはその使用人が曳船作業に堪える状態におくことあるいは本船船長の指揮に従うことにつき相当の注意を尽くさなかったことにより生じたことを本船船主が証明した場合においては適用しない。

## 10 港湾運送事業関係料金

港湾荷役（一貫・船内・沿岸・小型船）・はしけ運送・いかだ運送・輸出貨物船積の各料金については平成12年11月1日から、検数・検量・鑑定各料金については平成18年5月15日から届出制となっている。各港湾運送事業者において本料金表と異なる料金表の届出がなされている場合は、その料金表による。

### (1) 港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く。)

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

#### 1) 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

#### 2) 料金の種類及び適用方

##### ① 基本料金

品目			金額（1トンにつき）		
			接岸本船⇄ 上屋・野積場内	接岸本船⇄ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	1,193円	1,066円	
		空	1,014円	905円	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		2,305円	2,112円	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,803円	1,653円	
		完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)	2,524円	2,298円	
包 装 品	袋物		3,156円	2,883円	
	ボール物		3,071円	2,802円	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		3,460円	3,183円
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		2,524円	2,298円
		青果類		2,594円	2,355円
冷凍品・冷蔵品			5,006円		

有 姿 貨 物	タイヤ			2,378 円	2,199 円	
	巻取紙(内地産)			1,908 円	1,706 円	
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	1,739 円	1,563 円
				北洋材	2,361 円	2,188 円
			製材		1,870 円	1,689 円
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2,803 円	2,520 円	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		2,700 円	2,467 円	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		2,297 円	2,100 円	
石材			2,751 円	2,556 円		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1,861 円	1,667 円	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			2,578 円	2,347 円	
	砂糖			2,493 円	2,312 円	

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

A 「接岸本船内⇔上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、併付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

B 「接岸本船内⇔上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(ロ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

### ③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

#### (イ) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

A 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5パーセント

B 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7パーセント

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

#### (ロ) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5パーセントに相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

A 3ヶ月以上の長期契約があること。

B 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。

C 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること。

### ④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)				
	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	54,530円	84,930円	115,350円	145,780円	171,680円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	84,830円	132,110円	179,440円	226,770円	267,060円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30

分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。(1口につき 単位:円)

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)				
	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	432,600円	673,780円	915,110円	1,156,520円	1,362,000円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	432,600円	673,780円	915,110円	1,156,520円	1,362,000円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消しの場合

A 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

B 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

⑥ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 3円
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

3) 消費税及び地方消費税の加算

① 料金の総額に5%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

② 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

4) 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積

は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

#### 5) その他

- ① 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又はコンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれらの諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- ② 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- ③ 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- ④ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## (2) 港湾荷役料金表

(船内荷役料金:総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く。)

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

### 1) 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

### 2) 料金の種類及び適用方

#### ① 基本料金

品目			金額 (1トンにつき)	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	586円	
		空	498円	
	パレタイズ貨物・パンパック・バッグコンテナ・プレスリング		1,412円	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,110円	
完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		1,465円		
包 装 品	袋物		1,885円	
	バール物		1,813円	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)		2,185円
		機械類(1個当たり5トン以上のもの)		1,465円
		青果類		1,469円
冷凍品・冷蔵品		3,713円		
有 姿 貨 物	タイヤ		1,561円	
	巻取紙(内地産)		949円	
	木 材	水落しのもの	原木	639円
		岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材 902円 北洋材 1,574円
			製材	1,019円
		非鉄金属類(半製品、銑鉄、地金)		1,466円
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,619円
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,378円
	石材		1,868円	
	撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)		938円
鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石		1,496円		
砂糖		1,674円		

#### (イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に

係る行為は除きます。

- A 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業
  - B 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積み込むまでの作業
- (ロ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

## ② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

## ③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

### (イ) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- A 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5パーセント
- B 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7パーセントに相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

### (ロ) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5パーセントに相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

- A 3ヶ月以上の長期契約があること
- B 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

C 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時 30分まで)	34,030円	52,170円	70,300円	88,440円	102,060円
半夜 (16時30分から21時 30分まで)	52,940円	81,150円	109,360円	137,570円	158,760円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)				
	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時 30分まで)	269,970円	413,880円	557,710円	701,620円	809,680円
半夜 (16時30分から21時 30分まで)	269,970円	413,880円	557,710円	701,620円	809,680円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消しの場合

A 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

B 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金を満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

⑥ 分担金等

区分	金額	
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき	4円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき	1円50銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき	3円50銭

⑦ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑧ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

⑨ その他

(イ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(ロ) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(ハ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

### (3) 港湾荷役料金表

(沿岸荷役料金：総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く。)

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

#### 1) 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみ行う場合に適用します。

#### 2) 料金の種類及び適用方

##### ① 基本料金

接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内または、上屋・野積場前

品目				金額 (1 トンにつき)		
				接岸本船⇄ 上屋・野積場内	接岸本船⇄ 上屋・野積場前	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		670 円	536 円	
		空		569 円	455 円	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		1,014 円	811 円		
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		788 円	630 円		
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1,192 円	954 円		
包 装 品	袋物			1,437 円	1,150 円	
	ボール物			1,420 円	1,136 円	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満 のもの)		1,457 円	1,166 円	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1,192 円	954 円	
		青果類		1,262 円	1,010 円	
冷凍品・冷蔵品			1,556 円			
有 姿 貨 物	タイヤ			942 円	754 円	
	巻取紙(内地産)			1,059 円	847 円	
	木 材	岸 壁 揚 の も の	原 木	米国材・南洋材	929 円	743 円
				北洋材	911 円	729 円
			製材		949 円	759 円
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,484 円	1,187 円	
	鋼 材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管 含む)		1,223 円	978 円	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コ イル		1,040 円	832 円	
石材			1,028 円	822 円		
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1,021 円	817 円	
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			1,218 円	974 円	
	砂糖			950 円	760 円	

(イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

A 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内」の場合

a 接岸本船船側⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、併付けるまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業

b はしけ内⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋野積場内へ移送、併付けるまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付るまでの作業

B 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場前」の場合

a 接岸本船船側⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送するまでの作業

(積荷) 上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業

b はしけ内⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業

(ロ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(イ) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

A 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5パーセント

B 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7パーセントに相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割り引きます。

(ロ) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

A 3ヶ月以上の長期契約があること。

B 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。

C 1回当りの荷役量が3,000 トンを超えること。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)					
	4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	20,550円	32,760円	45,050円	57,340円	69,620円	81,920円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	31,890円	50,960円	70,080円	89,200円	108,300円	127,430円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	1口の作業構成員数による区分 (1口1時間につき)					
	4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	162,630円	259,900円	357,400円	454,900円	552,320円	649,900円
半夜 (16時30分から21時30分まで)	162,630円	259,900円	357,400円	454,900円	552,320円	649,900円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消しの場合

A 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

B 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金を満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

⑥ 上屋出しコンテナ詰又はコンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(イ) 上屋内(コンテナフレートステーションを含む。)の貨物をその上屋内又は戸前でコンテナに詰めるまでの作業

(ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)にはい付するまでの作業

内容	金額 (1トンにつき)
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473円
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986円

⑦ 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

⑧ 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

⑨ はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

⑩ 上屋保管料金

(イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。

(ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

貨物分類	区分	
	私設上屋の場合 (1日1トンにつき)	公共上屋の場合 (1日1トンにつき)
コンテナ(野積場)	13円	9円
繊維原料類	57円	43円
青果	57円	43円
窯製品	68円	57円
その他の貨物	100円	81円

(注)1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

⑪ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円50銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

⑫ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

⑬ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは、実入・空とも20フィ

ート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

⑭ その他

- (イ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ロ) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (ハ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

#### (4) 港湾荷役料金表(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

##### 1) 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)は、

- ① 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内⇄上屋・野積場内又は戸前までの荷役
- ② 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内⇄上屋・野積場内又は戸前までの荷役

に適用します。ただし、①及び②に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)又は港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

##### 2) 料金の種類及び適用方

###### ① 基本料金

- (イ) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内⇄上屋・野積場内又は上屋・野積場前

品目			金額(1トンにつき)		
			本船内⇄ 上屋・野積場内	本船内⇄ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	785 円	728 円	
		空	666 円	618 円	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		1,891 円	1,754 円	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,481 円	1,374 円	
		完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)	2,058 円	1,895 円	
包 装 品	袋物		2,582 円	2,386 円	
	ボール物		2,510 円	2,316 円	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2,851 円	2,652 円
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		2,058 円	1,895 円
		青果類		2,109 円	1,937 円
冷凍品・冷蔵品			4,218 円		

有 姿 貨 物	タイヤ		1,968 円	1,840 円		
	巻取紙(内地産)		1,259 円	1,169 円		
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	1,400 円	1,274 円
				北洋材	1,959 円	1,834 円
			製材		1,513 円	1,384 円
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		2,258 円	2,056 円		
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,898 円	1,795 円	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1,614 円	1,526 円	
石材		2,290 円	2,150 円			
撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)		1,494 円	1,356 円		
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石		2,103 円	1,937 円		
	砂糖		2,070 円	1,941 円		

(ロ) 総トン数 500 トン未満の小型船内⇔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

品目			金額(1 トンにつき)		
			本船内⇔ 上屋・野積場内	本船内⇔ 上屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入	781 円	625 円	
		空	663 円	530 円	
	パレタイズ貨物・バンパック・バッグコンテナ プレスリング		1,182 円	945 円	
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		918 円	735 円	
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1,388 円	1,110 円	
包 装 品	袋物		1,674 円	1,339 円	
	バール物		1,655 円	1,323 円	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)		1,698 円	1,359 円
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1,388 円	1,110 円
		青果類		1,470 円	1,177 円
冷凍品・冷蔵品			1,812 円		

有 姿 貨 物	タイヤ			1,097 円	878 円	
	巻取紙(内地産)			1,234 円	987 円	
	木材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	1,082 円	866 円
				北洋材	1,061 円	849 円
			製材		1,105 円	884 円
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,729 円	1,383 円	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,425 円	1,140 円	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1,212 円	970 円	
	石材			1,197 円	958 円	
	撒 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)			1,190 円	952 円
鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石			1,420 円	1,136 円		
砂糖			1,106 円	885 円		

(ハ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

A 「本船内⇄上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・はい付するまでの作業

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積み込むまでの作業

B 「本船内⇄上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業

(積荷) 上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積み込むまでの作業

(ニ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合はその料金を適用し、類似した貨物がない場合は委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増

土曜日荷役	土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日<振替休日を含む。>がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

### ③ 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5パーセントを割り引きます。

### ④ 分担金等

(イ) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内⇔上屋・野積場内又は上屋・野積場前

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 3円
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

(ロ) 総トン数500トン未満の小型船内⇔上屋・野積場内又は上屋・野積場前

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 1円50銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

### ⑤ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に5パーセントを乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

### ⑥ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

⑦ その他

- (イ) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (ロ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ハ) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (ニ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## (5) はしけ運送料金表

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

### 1) 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側⇄沿岸間又は、沿岸⇄沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

### 2) 料金の種類及び適用方

#### ① 基本料金

品目	金額（1トンにつき）		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258 円	1,591 円	(イ)1,924 円 (ロ)2,258 円
撒貨物	1,135 円	1,469 円	(イ)1,802 円 (ロ)2,135 円

i 特定地区は、東京港地区の場合、隅田川勝どき橋上流、荒川葛西橋上流、豊洲運河の各地区。横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

ii 指定区間は、(イ)東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間、(ロ)横浜港と千葉港との間とします。

#### (イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

##### A 本船船側⇄沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

##### B 沿岸⇄沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

#### ② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出しこれらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜運送	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の3割増

③ はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内荷捌作業に適用します。

品目	金額（1トンにつき）
一般包装品	133 円
ユニタイズ貨物・有姿貨物・撒貨物	66 円

（注） 本料金は、1 はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては 2 名、その他の貨物にあつては 1 名の場合に適用し、それぞれの人員が 1 名増すごとに 1 名につき 66 円増しとします。なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

④ 滞船料金

積載貨物トン数 1 トン 1 日につき 145 円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め 4 日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して 5 日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

⑤ 最低料金

本料金は、1 運送の引受量が 100 トンに満たない場合に適用し、当該引受量が 100 トンに満たない場合は、100 トン分とします。

⑥ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4 円
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3 円 50 銭

⑦ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に 5 パーセントを乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑧ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

⑨ その他

- (イ) 特殊貨物(海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)、及び特殊運送(荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ロ) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (ハ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## (6) いかだ運送料金表

一般社団法人東京港運協会 TEL 03-5444-2151

### 1) 適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

### 2) 料金の種類及び適用方

#### ① 基本料金 本船沖取一仕訳筏組

品目		金額 (1立方メートルにつき)
原木	米国材	1,083 円
	南洋材	880 円
	北洋材	1,336 円

(注) 筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

#### (イ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航のうえ、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

#### (ロ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

#### ② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜運送	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

#### ③ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

区分	金額 (1口1時間につき)
昼間(8時30分から16時30分まで)	30,470 円
半夜(16時30分から21時30分まで)	47,400 円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間につ

いて、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

④ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 3円53銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円9銭

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

(イ) 料金の総額に5パーセントを乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑥ その他

(イ) 特殊貨物(海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取、台はずし等作業困難を伴う作業、棧積・棧崩しを伴う作業等)及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(ロ) 水面保管 10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

(ハ) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

(ニ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## (7) 輸出貨物船積料金表

一般社団法人東京港運協会 TEL 03-5444-2151

京浜海運貨物取扱同業会 TEL 045-671-9825

### 1) 適用範囲

この輸出貨物船積料金は、輸出貨物(個別運送貨物に限る。)の上屋入れより本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金には、船積みに係る事務処理業務を含みます。

### 2) 料金の種類及び適用方

#### ① 基本料金

(イ) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合

品目		金額(1トンにつき)		
		上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合	
ユニタイズ貨物	パレタイズ貨物	4,701円	3,443円	
	ロックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)	4,306円	3,048円	
包装品	袋物(紙・ビニール入りのもの)	6,023円	4,765円	
	ペール物	5,735円	4,477円	
	カートン ケース	雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)	6,060円	4,802円
	クレート	機械類(1個当たり5トン以上のもの)	5,596円	4,338円
有姿貨物	タイヤ	4,971円	3,713円	
	鋼材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)	5,462円	4,204円

(注)(1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5パーセント以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(ロ) 営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合

品目	金額(1トンにつき)
繊維製品	3,161円
化学合成繊維(原料)	2,987円
缶詰	3,161円

(注)(1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5パーセント以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

(ハ) 上屋入れよりバンニングの上、CY渡しの場合

品目	金額(1トンにつき)
袋物・ペール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520円
雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当り5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632円

(注)(1) 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5パーセント以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

(2) 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CYまでのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。

(ニ) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

A 上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合

輸出貨物を上屋戸前で受け・はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

B 直背後上屋入れより接岸本船積の場合

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け・接岸本船船側へ移送するまでの作業

C 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

D 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合

輸出貨物を上屋(コンテナフレートステーションを含む)戸前で受け、バンニングの上CYへ移送するまでの作業

(ホ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 最低料金

本料金は、1件の請求金額が当該貨物に係る基本料金の1トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が1トン分に満たない場合は1トン分とします。

③ 分担金等

区分	金額			
	上屋入れよりはしけ取り・本船積の場合	直背後上屋入れより接岸本船積の場合	営業倉庫河岸はしけ受けより本船積の場合	上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合
港湾福利分担金	9円20銭	5円20銭	4円80銭	4円80銭
港湾労働法関係付加金	1円50銭	1円50銭		1円50銭
労働安定基金	8円05銭	4円55銭	4円20銭	4円20銭

④ 消費税及び地方消費税の加算

- (イ) 料金の総額に 5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。
- ⑤ 料金の計算方  
料金の計算方は、次によります。  
計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。
- ⑥ その他
- (イ) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。
- (ロ) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ハ) 次の費用については実費を申し受けます。
- A 航路別(方面別)優先使用方式による公共埠頭の公共上屋に搬入された貨物を、当該埠頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用
- B 上屋入れよりバンニングの上CY渡しの場合のCYまでのドレージの費用及びバンニング時のラッシングの費用
- C 委託者の要求により小量貨物につき特にはしけを使用した場合の費用
- D 委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用
- (ニ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## (8) 検数料金表

一般社団法人東京港運協会 TEL 03-5444-2151  
 一般社団法人日本貨物検数協会 TEL 03-3451-9661

### 1) 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

### 2) 料金の種類及び適用方

#### ① 基本料金

品目		金額(一類港) (1トンにつき)	
コンテナ	実入	95.80 円	
	空	91.30 円	
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車		135.70 円	
袋物・ベール物		180.70 円	
冷凍品・冷蔵品		375.60 円	
木材	水落しもの	南洋材	100.60 円
		その他材	164.70 円
	岸壁揚のもの		
鋼管(口径 12 インチ以上)、鉄鋼・コイル		135.70 円	
一般鋼材(工場専用岸壁扱いのもの)		228.10 円	
専用船揚積貨物	コンテナ	実入	62.70 円
		空	59.80 円
	ノックダウン自動車		95.50 円
	パルプ		124.00 円
一般雑貨		267.50 円	

(注) (1) 一類港、別紙のとおりです。

(2) 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料とします。

(3) コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

品目	金額(1トンにつき)
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70 円
雑貨類・機械類(1個当り 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00 円
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当り 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50 円

(イ) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合はその貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場

合は委託者と協議の上決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

- (1) 3ヶ月以上の長期契約があること。
- (2) 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。
- (3) 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。(1口1時間につき 単位:円)

昼夜区分	金額(一類港) (1口1時間につき)
昼間(8時30分から16時30分まで)	4,557円
半夜(16時30分から21時30分まで)	7,089円

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。(1口につき 単位:円)

昼夜区分	金額(一類港) (1口1時間につき)
昼間(8時30分から16時30分まで)	36,150円
半夜(16時30分から21時30分まで)	36,150円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が検

数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 作業手配の取消しの場合

- A 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。
- B 半夜作業の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

(ロ) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

⑥ 撒穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

	金額(1 トンにつき)
書類作成料	42.50 円

⑦ 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 35 銭

⑧ 消費税及び地方消費税の加算

- (イ) 料金の総額に 5 パーセントを乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しない。
- (ロ) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

⑨ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。ただし、コンテナは、実入・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

⑩ その他

- (イ) 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時作業及び特殊作業(海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳

- を伴う作業等)の場合は、料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (ロ) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
  - (ハ) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
  - (ニ) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類(ファイナルストウェージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ボートノート等)を作成した場合は、実費を申し受けます。
  - (ホ) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## 類似品目表

品目		類似品目
一般雑貨	雑貨類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・石綿・乾燥獣皮・合板・合成樹脂(含原料)・ピッチ・化学品・竹材・食料品(含嗜好品)・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実
	機械器具類	機械(1個当り5トン未満のもの)・器具・部品・金物製品・単車・自転車・C.K.D(1港1船積1,000トン未満)
	窯製品類	陶磁器・タイル・ガラス・耐火レンズ・ガラス製品・板ガラス
	油類	鉱・魚・動・植物油・油脂
	鉱石類	鉱石(袋物)・石材
	ソーダー類	石灰・ソーダー・アルミナ
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料
	屑鉄類	屑鉄(撒を除く)
	青果類	野菜・果物(冷凍品・冷蔵品を除く。)
	一般鋼材	一般港揚・積の鋼材(口径12インチ未満の鋼管を含む。)
	車両・舟艇	車輛・舟艇(単体20トン未満のもの)
製材	製材(撒)(はしけ・岸壁取り)	
袋物・ベール物	肥料・セメント・砂糖(麻袋)・塩(すべての包装品)・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆・綿花・羊毛・麻	
ユニタイズ貨物(コンテナを除く)	パレタイズ・プレスリング貨物(1ユニット内の個数無関係のもの)、車輛・舟艇(単体20トン以上のもの)、機械(1個当り5トン以上のもの)	
鋼管(12インチ以上)	鋼管(口径12インチ以上のもの)	
鉄鋼コイル	鉄鋼コイル	
ロックダウン自動車	ロックダウン自動車(1港1船積1,000トン以上)	
コンテナ	20フィート型・40フィート型コンテナ(実入・空)(在来船扱いのもの)	
木材	水落としもの	南洋材
		米材・その他
	岸壁揚のもの	南用材・米材・北洋材・その他木材(製材の撒を除く。)
冷凍品及び冷蔵品	冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品(温度に関係なく適用します。)	
一般鋼材	工場専用岸壁扱いのもの	
専用船揚積貨物	コンテナ	20フィート型・40フィート型コンテナ(実入・空)(コンテナ専用船扱いのもの)
		パルプ専用船扱いのもの
		ロックダウン自動車専用船扱いのもの
コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物ベール物	多種類貨物・荷姿及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雑貨類	(A)(C)以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ(口径4~8インチのもの)・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類(1個当り5トン未満のもの)・その他
	(C) ユニタイズ貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ロックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類(1個当り5トン以上のもの)・その他

## 係数適用表

(A) ALFALFA HAY CUBE	アルファルファ ヘイ キューブ	2.0
ALFALFA MEAL (P' BAG)	アルファルファ ミール(紙袋)	1.9
ALMOND SHELL MEAL	アーモンド 殻粕	1.6
ALMOND	アーモンド	1.5
ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1.3
(B) BAMBOO BEAN	バンブービーン	1.2
BARLEY	大麦	1.2
BEET PULP PELLETT (IRAN)	ビートパルプペレット(イラン産)	1.8
BEET PULP PELLETT (USA)	ビートパルプペレット(米国産)	1.3
BEET PULP (JUTE BAG)	ビートパルプ(麻袋)	3.0
BEET PULP (BALE)	ビートパルプ(ペール)	2.5
BLACK MATPE	ブラックマツペ	1.2
BLOOD MEAL	血粉	1.5
BLUE PEA	エントウ豆	1.2
BONE MEAL	骨粉	1.5
BONE MEAL PELLETT	粒状骨粉	1.1
BRAN	ふすま	1.8
BUCKWHEAT	そば	1.5
BUTTER BEAN	バタービーン	1.4
(C) CANARY SEED	カナリーシード	1.3
CASEIN	カゼイン	1.5
CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
CASTOR SEED	ひま種子	1.4
CASSAVA MEAL	カサバ粕	1.8
CASSAVA ROOT CHIP	カサバ根くず	2.6
CATTLE HOOF	牛のひずめ	2.8
CHARCOAL	木炭・炭	2.0
CHEST NUT	栗	1.7
CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ澱粉	1.5
COCOA BEAN	ココア豆	1.6
COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
COCOON	かいこ(まゆ)	2.3
COPRA	コプラ(椰子)	2.0
COPRA MEAL	コプラ粕	1.5

CRUSHED BONE	砕骨	1.4
COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
COTTON SEED MEAL PELLET	綿実の粕(粒状)	1.2
COTTON SEED	綿実	2.0
(D) DRUM(STEEL)	ドラム(鉄製)	11.0
DRUM(FIBER)	ドラム(ファイバー)	7.7
(F) FEATHER MEAL	フェザーミール	1.5
FEED PELLET	飼料(粒状)	1.8
FEED SCREENING	飼料粕	1.2
FEED OATS	カラス麦	1.8
FISH MEAL(HOME MADE)	魚粉(国産)	1.4
FISH MEAL(IMPORT)	魚粉(輸入)	1.8
FLAX SEED	亜麻種子	1.3
FLOWER SEED	花種子	1.5
(G) GREEN PEAS	グリーンピース	1.2
GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5
GROUNDNUT	落花生	1.6
(H) HEMP SEED	大麻種子	1.7
HOOF HORN MEAL	獣蹄角等のくず	1.4
HOP	ホップ(球果状)	2.8
(I) INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産カポックシード粕	1.6
(J) JUTE YARN	黄麻セイン	3.0
(k) KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
(L) LACTOSE	ラクトゼ(乳糖)	1.5
(M) MALT	麦芽(ビール麦)	1.7
MASTARD SEED	からし種子	1.3
MAIZE	とうもろこし	1.2
MAIZE COB MEAL(CHINA)	とうもろこし固形状粕(中国産)	3.3
MAIZE MEAL	とうもろこし粕	1.3
MEAT MEAL	肉粕	1.4
MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
MILK (P' BAG)	ミルク(紙袋)	1.5~1.9
MILK POWDER	粉ミルク	1.5
MILLET	もろこし類	1.2
MILLET SEED	きび種	1.3

MILO	マイロ(もろこしの一種)	1.2
MIXED ANIMAL HOOF	獣類のひづめ	2.8
(N) NIGER SEED	植物の種子	1.5
(O) OATS	えん麦	1.8
OATS HUSK	えん麦の皮	3.0
(P) PALMKERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
PELLET	油やしの粒	1.3
POLLARD	ポラード	1.8
(R) RAPE SEED	なたね種子	1.3
RAPE SEED MEAL	なたね種子粕	1.7
RED BEAN	小豆	1.2
RICE BRAN	米ぬか	1.8
RICE	米	1.3
RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
RYE	ライ麦	1.2
(S) SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
SESAME SEED	ゴマ	1.5
SEAWEED	海草	1.5
SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
SILK WORM	まゆ	1.4
SOY BEAN	大豆	1.2
SOY BEAN MEAL	大豆粕	1.5
SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.0
(T) TAPIOKA (THAILAND)	タピオカ(タイ国産)	2.2
TAPIOKA FLOUR	タピオカ粉	1.3
TAPIOKA	タピオカ	1.3
TEA	茶	4.0
(W) WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

## 検数に係る付帯作業等の料金について

### 1 (8)検数料金表2) -⑩-(ニ)に係る作業および書類作成の料金

#### (1) 委託者の要求による特別作業

- 1) パレタイズ立会料金…………… 1 トンにつき 428 円
- 2) ブロックストウェーじ作業…………… エキストラ料金

#### (2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

- 1) 輸出免状整理料金 免状 1 件につき…………… 390 円
- 2) 輸入ポートノート作成料金 1 通につき…………… 740 円
- 3) CLP 作成料金 1 件につき…………… 2,600 円
- 4) CERTIFICATE(証明書)作成料金 1 件につき(2 通正・副)…………… 2,600 円  
1 通増すごとに…………… 650 円
- 5) ファイナルストウェーじプラン及びブロックストウェーじプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。
- 6) 撤貨物(穀飼類を除く)等の本船書類整理料金…………… 1 トンにつき 90 円

### 2 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金

貨物区分	金額(1 トンにつき)
汚損品乙類 危険品丙類	325.80 円
汚損品甲類 危険品乙類	375.60 円
危険品甲類 非鉄金属	498.80 円

(注) 汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダ灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過酸化合物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイド及び同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物(引火点摂氏 27 度以下のもの)・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脳及び同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐火カルシウム硝石・カーバトその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴットおよび電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

### 3 割増料金

- (1) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金(待機料金・最低料金・エキストラ料金 1)に對して、それぞれの料金の 10 割増しとします。
- (2) 深夜作業(21 時 30 分から翌日 5 時まで)は、基本料金の 13 割増とします。  
翌日 5 時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の 13 割増とします。
- (3) 深夜待機料金

区分	金額 (1口1時間につき)
深夜(21時30分から翌日05時まで)	10,481円

(4) 深夜最低料金

区分	金額 (1口1時間につき)
深夜(21時30分から翌日05時まで)	77,200円

上記1-(1)、1-(2)-6)及び2の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

**料金表記載の長期大量割引について**

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5パーセントに相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

- (1) 3か月以上の長期契約があること。
- (2) 「1か月間に2回以上の反復継続の引受があること」とは、同一港での作業引受を基準とします。
- (3) 「1回当りの取扱量が、3,000トンを超えるもの」とは、1港1船の1作業(場所)を単位とします。
- (4) 「同一貨物」とは、(8)検数料金表の「類似品目表区分」(P.71)とします。
- (5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

**エキストラ料金**

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1 1人1シフト当り

昼間(8時30分から16時30分) .....	46,400円
半夜(16時30分～21時30分) .....	39,000円
深夜(21時30分～5時00分) .....	98,500円

(注)上記の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2 1人1か月当たり

時間外を含まない場合 .....	809,000円
時間外1時間につき .....	3,990円
時間外25時間以内を含む場合 .....	891,000円

上記料金の適用期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとします。

※ 消費税及び地方消費税の加算

- (イ) 料金の総額に5パーセントを乗じて計算します。
- (ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。ただし、免税となる取引には適用しません。

## (9)-1 検量料金表

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

### 1) 適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

### 2) 料金の種類及び適用方

#### ① 基本料金

##### イ 船積貨物

品 目	金 額
一般貨物	1 トンにつき 238.20 円

(注) 一般貨物には、パレタイズ、ノックダウン自動車、袋入セメント、袋入肥料、冷凍品、冷蔵品を含みます。一般鋼材及び建設機械等（マーフィートレーラー等への積載貨物を含む）については、委嘱者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

##### ロ 陸揚貨物

品 目		金 額		
一 般 貨 物		1 トンにつき 196.50 円		
特定貨物	元地	穀類	1 トンにつき 226.90 円	
	袋入	ふすま・魚粉等	1 トンにつき 340.90 円	
	撒揚袋詰め穀飼類		1 トンにつき 173.60 円	
	棉花類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	1 トンにつき 538.90 円	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	1 トンにつき 302.90 円	
	冷凍品・冷蔵品		1 トンにつき 379.10 円	
	銑鉄		1 トンにつき 123.80 円	
	鉄屑・非鉄金属鉱石		1 トンにつき 147.10 円	
	木材	水面貨物	南洋材	1 トンにつき 172.00 円
			米材・ニューゼーランド材・フリ材	1 トンにつき 220.10 円
			北洋材	1 トンにつき 294.00 円
		陸上貨物	南洋材	1 トンにつき 273.60 円
			米材・ニューゼーランド材・フリ材	1 トンにつき 292.60 円
			北洋材	1 トンにつき 340.60 円
	撒貨物	砂糖・肥料原料	トラックスケールによる場合	1 トンにつき 150.10 円
ホッパースケールによる場合			1 トンにつき 67.00 円	
穀飼類		トラックスケールによる場合	1 トンにつき 150.10 円	
		ホッパースケールによる場合	1 トンにつき 47.00 円	

##### ハ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

#### ② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料

金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

- イ 3ヶ月以上の長期契約があること。
- ロ 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。
- ハ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること。

ただし、穀飼類（撒）のうち年間取扱量10万トン以上の委託者については、上記の他、作業場所毎の効率性を加味し協議の上、決定した料金を基本料金とします。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

イ 船積貨物

昼夜区分	金額
昼間(8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき 2,823円
半夜(16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき 4,391円

ロ 陸揚貨物

昼夜区分	金額
昼間(8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき 3,035円
半夜(16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき 4,721円

本料金は、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

本料金は、船積貨物検量における1件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の4トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が4トンに満たない場合は、4トン分とします。

⑥ 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

- イ 船積貨物検量証明書については、3通まで1,105円、4通目から1枚につき312円を申し受けます。
- ロ 陸揚貨物検量証明書については、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

⑦ 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます

⑧ 分担金等

区分	内容	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき	40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき	35 銭

⑨ 消費税及び地方消費税の加算

イ 料金の総額に5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑩ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

⑪ その他

イ 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等)及び特殊作業(品目、荷印の区分を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ハ 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

ニ 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

ホ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

3) 危険品船積検量基準料金表

貨物類別	基本料金(1トンにつき)
危険品 (A)甲類	1トンにつき 509.00円
危険品 (B)乙類	1トンにつき 339.40円
危険品 (C)丙類	1トンにつき 282.40円

① 本料金は認可料金から削除された項目について、(原則として利用者との協議料金であるが)その基準とする料金を設定したものです。

② 港湾福利分担金 …………… 1トンにつき 40 銭とします。

③ 労働安定基金 …………… 1トンにつき 35 銭とします。

④ 1トン [1,000キログラム 1,133立方メートル] とします。

4) 船積貨物検量料金表(別表)

貨物類別	基本料金	
	容積 (1 立方メートルにつき)	重量 (1,000 キログラムにつき)
(1) 一般貨物	241.90 円	274.10 円
(2) 特定貨物		
イ パレタイズ貨物・ノックダウン自動車	202.60 円	229.50 円
ロ 袋入セメント・袋入肥料	84.90 円	96.20 円
ハ 一般鋼材	131.40 円	148.90 円
ニ 冷凍品・冷蔵品	254.10 円	287.90 円
(注) FCL貨物については		
一般貨物	231.50 円	262.30 円
パレタイズ貨物及びノックダウン自動車	193.80 円	219.60 円

- ① 港湾福利分担金は、1 トンにつき 40 銭とします。
- ② 労働安定基金は、1 トンにつき 35 銭とします。

## (9)-2 検量料金表

一般財団法人新日本検定協会 TEL 03-3449-2844

### 1) 適用範囲

この料金は、検量作業を行う場合に適用します。

### 2) 料金の種類及び適用方

#### ① 基本料金

##### イ 船積貨物

品 目		金 額	
一般貨物		1 トンにつき	274.10 円
特 定 貨 物	パレタイズ貨物・ノックダウン自動車	1 トンにつき	229.50 円
	袋入セメント・袋入肥料	1 トンにつき	96.20 円
	一般鋼材	1 トンにつき	148.90 円
	冷凍品・冷蔵品	1 トンにつき	287.90 円

(注) FCL 貨物については、一般貨物は 262.30 円、パレタイズ貨物及びノックダウン自動車は 219.60 円を基本料金とします。

##### ロ 陸揚貨物

品 目			金 額		
一 般 貨 物			1 トンにつき	196.50 円	
特 定 貨 物	元地 袋入	穀類	1 トンにつき	226.90 円	
		ふすま・魚粉等	1 トンにつき	340.90 円	
	撒揚袋詰め穀飼類		1 トンにつき	173.60 円	
	棉花 類	アメリカ産、アフリカ産及びこれらに準ずるもの	1 トンにつき	538.90 円	
		インド産、パキスタン産及びこれらに準ずるもの	1 トンにつき	302.90 円	
	冷凍品・冷蔵品		1 トンにつき	379.10 円	
	銑鉄		1 トンにつき	123.80 円	
	鉄屑・非鉄金属鉱石		1 トンにつき	147.10 円	
	木材	水面貨物	南洋材	1 トンにつき	172.00 円
			米材・ニューゼーランド材・チー材	1 トンにつき	220.10 円
			北洋材	1 トンにつき	294.00 円
		陸上貨物	南洋材	1 トンにつき	273.60 円
			米材・ニューゼーランド材・チー材	1 トンにつき	292.60 円
			北洋材	1 トンにつき	340.60 円
撒貨物	砂糖・ 肥料原料	トラックスケールによる場合	1 トンにつき	150.10 円	
		ホッパースケールによる場合	1 トンにつき	67.00 円	
	穀飼類	トラックスケールによる場合	1 トンにつき	150.10 円	
		ホッパースケールによる場合	1 トンにつき	67.00 円	

(注) 穀飼類(撒)で時間当たり、公称作業能力が 400 トン以上の吸揚機による吸揚作業に係るものについては、1 トンにつき 59.80 円を基本料金とします。

#### ハ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、取扱

数量等が類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、類似した貨物がない場合には委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

② 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

③ 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割り引きます。

- イ 3ヶ月以上の長期契約があること。
- ロ 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること。
- ハ 1回当りの取扱量が3,000トンを超えること。

ただし、陸揚検量における撒貨物については、本割引制度の適用から除きます。

④ 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

イ 船積貨物

昼夜区分	金額
昼間(8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき 2,823円
半夜(16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき 4,391円

ロ 陸揚貨物

昼夜区分	金額
昼間(8時30分から16時30分まで)	1口1時間につき 3,035円
半夜(16時30分から21時30分まで)	1口1時間につき 4,721円

本料金は、昼間作業にあつては8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が検量事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

⑤ 最低料金

本料金は、船積貨物検量における1件の請求額が、当該貨物に係る基本料金の4トン分に満たない場合に適用し、1件の請求額が4トンに満たない場合は、4トン分とします。

⑥ 検量証明書発行手数料

本料金は検量証明書を発行する場合に適用します。

- イ 船積貨物検量証明書については、3通まで1,105円、4通目から1枚につき312

円を申し受けます。

ロ 陸揚貨物検量証明書については、4通目から1枚につき312円を申し受けます。

⑦ 検量明細書発行手数料

本料金は検量明細書を発行する場合に適用します。

検量明細書については、1枚につき312円を申し受けます

⑧ 分担金等

区分	内容	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき	40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき	35 銭

⑨ 消費税及び地方消費税の加算

イ 料金の総額に5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により加算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑩ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

⑪ その他

イ 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物並びに火災、海難貨物等)及び特殊作業(品目、荷印の区分を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 通常の検量方式によらない検量作業を行う場合は、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

ハ 出張検量を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。

ニ 委託者の要求により、木材の樹種識別・等級格付及びプレート打等の作業を行った場合は、実費を申し受けます。

ホ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

3) 危険品船積検量基準料金表

貨物類別	基本料金(1トンにつき)
危険品 (A)甲類	1トンにつき 509.00円
危険品 (B)乙類	1トンにつき 339.40円
危険品 (C)丙類	1トンにつき 282.40円

① 本料金は認可料金から削除された項目について、(原則として利用者との協議料金であるが)その基準とする料金を設定したものです。

② 港湾福利分担金 …………… 1トンにつき 40 銭とします。

③ 労働安定基金 …………… 1トンにつき 35 銭とします。

④ 1 トン [1,000 キログラム 1,133 立方メートル] とします。

4) 船積貨物検量料金表(別表)

貨物類別	基本料金	
	容積 (1 立方メートルにつき)	重量 (1,000 キログラムにつき)
(1) 一般貨物	241.90 円	274.10 円
(2) 特定貨物		
イ パレタイズ貨物・ノックダウン自動車	202.60 円	229.50 円
ロ 袋入セメント・袋入肥料	84.90 円	96.20 円
ハ 一般鋼材	131.40 円	148.90 円
ニ 冷凍品・冷蔵品	254.10 円	287.90 円
(注) FCL 貨物については		
一般貨物	231.50 円	262.30 円
パレタイズ貨物及びノックダウン自動車	193.80 円	219.60 円

① 港湾福利分担金は、1 トンにつき 40 銭とします。

② 労働安定基金は、1 トンにつき 35 銭とします。

## (10) コンテナ詰検定料金

一般財団法人新日本検定協会 TEL 03-3449-2844

### 1) 基本料金

- 貨物 1 トンにつき …………… 384 円  
ただし、最低料金 1 件につき…………… 25,000 円

### 2) 適用条項

- ① 本料金はドライコンテナ及びドライカーゴに適用します。
- ② 重量は 1,000 キログラムをもって 1 トンとし、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。
- ③ 料金請求のトン数は、容積又は重量のいずれか大なる方によります。
- ④ 検定に要する付帯料金は別途申し受けます。

### 3) 割増料金

- ① 時間外割増料金(1 口 1 場所につき)  
16 時 30 分から 21 時 30 分まで 毎 1 時間につき …………… 2,390 円
- ② 休日割増料金(1 口 1 場所につき)  
日曜日及び祝祭日に申込者から施検の要請があった場合は、つぎの割増料金を申し受けます。  
8 時 30 分から 21 時 30 分まで 毎 4 時間以内につき …………… 9,570 円
- ③ 貨物自体について特に現状を詳細に記録する必要がある場合、或いは貨物の容積、重量を併せ、証明する場合は、それぞれ別途料金申し受けます。
- ④ 多種類の貨物の詰合せ、複雑な荷姿の貨物の詰込又は高価品、毀損しやすい貨物の積付等、特に手数を要し、能率不良の場合には実費を申し受けます。

### 4) 出張料金

- ① 都、市内(港頭地区以外)1 場所 1 回につき …………… 1,560 円
- ② 宿泊を要する地方出張の場合(1 口につき)  
出発及び帰着の日は、それぞれ…………… 9,800 円  
ただし、往路及び帰路に要する日数のうち上記以外の日に対しては毎 1 日につき  
…………… 19,500 円
- ③ 隣接地及び日帰地方出張の場合(1 口につき)毎 1 日につき … 9,800 円

### 5) 旅費

- ① 宿泊料(日当を含む)1 日につき …………… 17,000 円
- ② 交通費

- イ 乗車賃 100 キロメートル未満…………… 普通料金  
100 キロメートル以上…………… グリーン又は1等料金特急、急行を使用した場合は、特急料金、急行料金を申し受けます。
- ロ 乗船賃……………グリーン又は1等料金
- ハ 舟車賃…………… 実費

6) 検定報告書料金

1 枚につき…………… 726 円

7) 消費税及び地方消費税の加算

- ① 料金の総額に5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しない。
- ② 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

(備考) ※ コンテナ出し検定についても本料金を適用します。

※ 本表3) 割増料金の④にいう実費とは、1日(実働7時間)1口50,000円以上とします。

※ 本表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

## (11)-1 鑑定料金表

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

### 1) 料金の種類及び額

#### ① 基本料金

種 目	基 準	金額
1. 倉口検査	3 倉まで 4 倉目から 1 倉につき	21,330 円 5,980 円
2 積 付 検 査	(1) 普通貨物 積込トン数 1,000 トンまで 1,000 トンを超える場合は、超えるトン数について 100 トンまでを増すごとに	22,660 円 1,580 円
	(2) 特殊貨物 積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	22,660 円 364 円
	(3) 危険物 積込トン数 200 トンまで 200 トンを超える場合は、超えるトン数について 10 トンまでを増すごとに	34,010 円 545 円
3. 喫水検査	ア 基本料金 検査貨物トン数 10,000 トンまで 1 トンにつき 10.89 円 10,000 トンを超え 20,000 トンまで 1 トンにつき 9.15 円 20,000 トンを超え 30,000 トンまで 1 トンにつき 6.12 円 30,000 トンを超え 40,000 トンまで 1 トンにつき 3.41 円 40,000 トンを超え 50,000 トンまで 1 トンにつき 1.74 円 50,000 トンを超え 100,000 トンまで 1 トンにつき 0.19 円 100,000 トンを超えるもの 1 トンにつき 0.00 円 ただし、(1) 上記料金は積算方式により算定する。 (2) 中間検査を行った場合は、1 回につき	24,000 円
	イ 割引料金 同一委嘱者からの引き受けにおいて、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該鑑定基本料金請求額の 30 パーセントに相当する額を、当該引き受けに係る請求額から割り引きます。 a. 6 ヶ月以上の長期契約があること。 b. 1 か月以内に 2 回以上の委嘱があること。	
4. はしけ、機帆船等(デットウェイトスケルを有しないものに限る。)の積荷重量検定	1 隻につき検定トン数 100 トンまで 100 トンを超える場合は、超えるトン数 10 トンまでを増すごとに	16,540 円 725 円
5 本 船 ・ 油 槽 は し け の 液 量 検 定 及 び 検 査	(1) 液量検定 イ 本船油槽 鉍油(1 槽 1 測度につき) 6,710 円 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1 槽 1 測度につき) 12,050 円 危険物(1 槽 1 測度につき) 33,340 円 ただし、同時に 3 槽以上検定した場合は、3 槽目から 鉍油(1 槽 1 測度につき) 4,670 円 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1 槽 1 測度につき) 8,430 円 危険物(1 槽 1 測度につき) 23,360 円 ロ 油槽はしけ 鉍油(検定量 1 キロリットルにつき) 46.70 円 植物油・化学成品(検定量 1 トンにつき) 100.30 円 危険物(検定量 1 キロリットル又は 1 トンにつき) 246 円	
	(2) 清掃検査 イ 本船油槽 鉍油・化学成品(1 槽につき) 17,430 円 動・植物油(1 槽につき) 24,250 円 ただし、同時に 2 槽以上検査した場合は、2 槽目から	

	鉱油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき) ロ 油槽はしけ 鉱油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき)	12,050円 17,050円 8,340円 14,370円
6. 貨物の損害及び原因鑑定	検査貨物の正品価額の0.7%以内とする	

(注) 1 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

2 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。

3 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

#### ② 割増料金

種 目	内 容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業 毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(2) 深夜作業	21時30分から5時までの間における作業 毎1時間につき 1人あたり 2,919円
	(3) 早朝作業	5時から8時30分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。 毎1時間につき 1人あたり 2,433円
	(4) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ 8時30分から21時30分までの間における作業 イ 毎4時間以内につき 1人あたり 9,726円
		ロ 21時30分から8時30分までの間における作業 ロ 毎4時間以内につき 1人あたり 11,677円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業 基本料金の1割増
(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合 基本料金の5割増以内	

#### ③ 最低料金

イ 喫水検査に係る最低料金は、1件につき ..... 60,000円

ロ 液量検定に係る最低料金は、1件につき

本船油槽 ..... 24,970円

油槽はしけ ..... 20,960円

ただし、危険物の場合は ..... 49,900円

ハ 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき ..... 24,020円

ニ 貨物の損害及び原因鑑定に係る最低料金は、1件につき

..... 65,000円

とします。

#### ④ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎4時間以内につき ..... 13,978円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき…………… 426円

B 再発行の場合は、1枚につき…………… 856円

C サインドコピーはA及びBの5割増とします。

ハ 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が2日以上にわたった場合は、2日目から基本料金のほかに1日につき21,807円を申し受けます。

種目 1. 倉口検査

5.(2) 清掃検査

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額の5%

2) 料金の適用方

① 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

② 特殊貨物とは、重量品(1個5トン以上のもの)、かさ高品(1個5トン以上のもの又は12メートル以上の長尺物)、甲板積貨物(舟の暴露甲板へ積まれるもの)、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

③ 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

④ 清掃検査において

イ 総トン数1,000トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって1槽とみなします。

ロ 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶ならびに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

⑤ 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

⑥ 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

イ 半夜作業割増

16時30分から21時30分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

ロ 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日・祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増

- を適用します。
- ハ 雨天・雪天時作業割増  
雨天・雪天時における作業を行った場合は、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。
- ⑦ 諸料金  
諸料金の適用方は、次のとおりとします。
- イ 待機料金  
本料金は、検査のため待機した場合に適用します。ただし、待機事由が、鑑定事業者の責に帰さないものであるときに限ります。
- ロ 検査報告書発行手数料  
本料金は、特別な証明書並びに通常以上の証明書枚数を発行した場合に適用します。
- ハ 諸料金(3)項の料金は、倉口検査、清掃検査の種目において、検査作業日数が2日以上にわたった場合に適用します。
- ⑧ 消費税及び地方消費税の加算  
免税となる取引には適用しません。
- ⑨ 料金の計算方  
料金の計算方は、次によります。
- イ 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- ロ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- ハ 消費税及び地方消費税の加算については  
A 料金の総額に5%を乗じて計算します。  
B 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。
- ⑩ 実費  
イ 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。  
ロ 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。  
ハ 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。
- ⑪ その他  
イ 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。  
ロ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## (11)-2 鑑定料金表

一般財団法人新日本検定協会 TEL 03-3449-2844

### 1) 料金の種類及び額

#### ① 基本料金

種 目	基 準	金額
1. 倉口検査	3倉まで 4倉目から1倉につき	21,330円 5,980円
2 積 付 検 査	(1)普通貨物 積込トン数1,000トンまで 1,000トンを超える場合は、超えるトン数について100トンまでを増すごとに	22,660円 1,580円
	(2)特殊貨物 積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増すごとに	22,660円 364円
	(3)危険物 積込トン数200トンまで 200トンを超える場合は、超えるトン数について10トンまでを増すごとに	34,010円 545円
3. 喫水検査	検査貨物トン数 10,000トンまで 1トンにつき 10,000トンを超え20,000トンまで 1トンにつき 20,000トンを超え30,000トンまで 1トンにつき 30,000トンを超え40,000トンまで 1トンにつき 40,000トンを超え50,000トンまで 1トンにつき 50,000トンを超え100,000トンまで 1トンにつき 100,000トンを超えるもの 1トンにつき ただし、(1)上記料金は積算方式により算定する。 (2)中間検査を行った場合は、1回につき	10.89円 9.15円 6.12円 3.41円 1.74円 0.19円 0.00円 15,510円
4. はしけ、機帆船等(デットウェイトスケールを有しないものに限る。)の積荷重量検定	1隻につき検定トン数100トンまで 100トンを超える場合は、超えるトン数10トンまでを増すごとに	16,540円 725円
5 本 船 ・ 油 槽 は し け の 液 量 検 定 及 び 検 査	(1)液量検定 イ 本船油槽 鉱油(1槽1測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1槽1測度につき) 危険物(1槽1測度につき) ただし、同時に3槽以上検定した場合は、3槽目から 鉱油(1槽1測度につき) 動・植物油・化学成品及び液化ガス(1槽1測度につき) 危険物(1槽1測度につき) ロ 油槽はしけ 鉱油(検定量1キロリットルにつき) 植物油・化学成品(検定量1トンにつき) 危険物(検定量1キロリットル又は1トンにつき)	6,710円 12,050円 33,340円 4,670円 8,430円 23,360円 46.70円 100.30円 246円
	(2)清掃検査 イ 本船油槽 鉱油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき) ただし、同時に2槽以上検査した場合は、2槽目から 鉱油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき) ロ 油槽はしけ 鉱油・化学成品(1槽につき) 動・植物油(1槽につき)	17,430円 24,250円 12,050円 17,050円 8,340円 14,370円
6. 貨物の損害及び原因鑑定	検査貨物の正品価額の0.7%以内とする	

(注) 1 倉口検査において特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金

とします。

- 2 積付検査において貨物移動防止の検査をあわせて行った場合は、5割増した金額を基本料金とします。
- 3 積付検査において普通貨物で特に連続在船を依頼された場合は、7割増した金額を基本料金とします。

② 割増料金

種 目	内 容	割増率又は金額
作業割増	(1) 半夜作業	16時30分から21時30分までの間における作業 毎1時間につき2,433円
	(2) 深夜作業	21時30分から5時までの間における作業 毎1時間につき2,919円
	(3) 早朝作業	5時から8時30分までの間における作業 ただし、深夜から引続きの場合は(2)によります。 毎1時間につき2,433円
	(4) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ 8時30分から21時30分までの間における作業 イ 毎4時間以内につき9,726円
		ロ 21時30分から8時30分までの間における作業 ロ 毎4時間以内につき11,677円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業 基本料金の1割増
(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合 基本料金の3割増	

③ 最低料金

- イ 喫水検査に係る最低料金は、1件につき ..... 60,000円
- ロ 液量検定に係る最低料金は、1件につき
  - 本船油槽 ..... 24,970円
  - 油槽はしけ ..... 20,960円
  - ただし、危険物の場合は ..... 49,900円
- ハ 清掃検査に係る最低料金は、1隻につき ..... 24,020円
- ニ 貨物の損害及び原因鑑定に係る最低料金は、1件につき
  - ..... 26,780円

とします。

④ 割引料金

喫水検査において次に該当する場合は、所定の割引を行います。割引率は積算方式により算定し、検査1回毎に適用します。ただし、割引率の最大は30%とします。この割引料金は最低料金についても適用します。

イ 件数割引

年間50件以上の依頼がある場合は、基本料金の5%割引とします。

ロ 効率割引

- A 1回の検査貨物トン数が4万トン以上の場合は、基本料金の10%割引とします。
- B 1回の検査貨物トン数が5万トン以上の場合は、基本料金の20%割引とします。

す。

ハ 総数量割引

- A 検査貨物トン数が年間 100 万トン以上の場合は、基本料金の 5%割引とします。
- B 検査貨物トン数が年間 200 万トン以上の場合は、基本料金の 10%割引とします。

清掃検査において次に該当する場合は、所定の割引を行います。この割引料金は最低料金についても適用します。

- A 料金月末一括請求の場合は、基本料金の 7%割引とします。
- B Aの条件に加え、過去 1 年間（暦年ベース）に検査した隻数が 180 隻以上の場合は、基本料金の 12%割引とします。

⑤ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎 4 時間以内につき…………… 13,978 円

ロ 検査報告書発行手数料

- A 3 通まで無料とし、4 通目から写 1 枚につき…………… 426 円
- B 再発行の場合は、1 枚につき…………… 856 円
- C サインドコピーはA及びBの 5 割増とします。

ハ 下記の鑑定料金種目につき、検査作業日数が 2 日以上にわたった場合は、2 日目から基本料金のほかに 1 日につき 21,807 円を申し受けます。

種目 1. 倉口検査

5.(2) 清掃検査

⑥ 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の 5%

2) 料金の適用方

① 適用範囲

この鑑定料金は鑑定検査を行う場合に適用します。

② 特殊貨物とは、重量品(1 個 5 トン以上のもの)、かさ高品(1 個 5 トン以上のもの又は 12 メートル以上の長尺物)、甲板積貨物(舟の暴露甲板へ積まれるもの)、その他特別の積付、運送又は保管を要するものをいいます。

③ 危険物は次のとおりとします。

火薬類、高圧ガス、腐しよく性物質、毒物類、放射性物質等、引火性液体類、可燃性物質類、酸化性物質類、有害性物質。

④ 清掃検査において

イ 総トン数 1,000 トン未満の沿海・平水区域を航行区域とする船舶については、左右両舷をもって 1 槽とみなします。

ロ 同一港域内で油槽はしけの代用として使用される船舶ならびに平水区域を航行区域とする船舶は、油槽はしけとみなします。

⑤ 料金表に記載のない種目

基本料金表に記載のない種目については、基本料金表記載の種目と類似している場合はその料金を適用し、類似種目がない場合は委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

⑥ 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

イ 半夜作業割増

16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業について、所定の半夜作業割増を適用します。

ロ 日曜日・祝祭日作業割増

日曜日・祝日及び祭日における作業について、所定の日曜日・祝祭日作業割増を適用します。

ハ 雨天・雪天時作業割増

雨天・雪天時における作業を行った場合は、所定の雨天・雪天作業割増を適用します。

⑦ 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

イ 待機料金

本料金は、検査のため待機した場合に適用します。ただし、待機事由が、鑑定事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

ロ 検査報告書発行手数料

本料金は、特別な証明書並びに通常以上の証明書枚数を発行した場合に適用します。

ハ 諸料金(3)項の料金は、倉口検査、清掃検査の種目において、検査作業日数が 2 日以上にわたった場合に適用します。

⑧ 消費税及び地方消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

⑨ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

イ 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

ロ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金

を算出し、これらの金額を合算します。

ハ 消費税及び地方消費税の加算については

A 料金の総額に5%を乗じて計算します。

B 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは、1円単位に四捨五入します。

⑩ 実費

イ 委託者の要求により、出張検査を行った場合は、実費を申し受けます。

ロ 貨物の損害並びに原因鑑定に際し、分析を行った場合は、実費を申し受けます。

ハ 委託者から通常の検査、検定又は鑑定以外の特別な検査、検定又は鑑定を要求された場合の費用については、実費を申し受けます。

⑪ その他

イ 荒天作業、防波堤外作業、深夜作業、早朝作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

ロ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## (12)-1 検査料金

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

### 1) 料金の種類及び額

#### ① 基本料金

種 目	基 準	金額(円)
1. 船体又は属具現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶	68,000 円
	3,000 トンを超えるトン数に対して 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	4,400 円
2. 船体又は機関の損傷原因又は状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶	68,000 円
	3,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下増すごとに ただし、	4,400 円
	イ 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。	
	ロ 損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	
	ハ 修繕費の算定をあわせ申し込みを受けたときは、次の料金を加算します。	
	修繕費算定額	
600 万円まで	79,000 円	
600 万円を超え 1,000 万円まで	105,000 円	
1,000 万円を超え 2,000 万円まで	143,000 円	
2,000 万円を超え 3,000 万円まで	182,000 円	
3,000 万円を超えるものについては、	220,000 円	
3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定	1 隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定	1 件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
5. 船内燃料及び清水の数量検定	イ 油量検定(1 槽につき)	9,300 円
	ロ 清水数量検定(1 槽につき)	6,300 円
	ただし、最低料金(1 隻につき)	47,000 円
6. シフティングボードの施設検査	2 倉以下	34,500 円
	3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	9,600 円
7. 船体堪航性検査	総トン数 1,000 トン以下の船舶	76,000 円
	1,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	9,000 円

8. 回航 検査	(1) えい航検査	<p>被えい船1隻につき</p> <p>全長 (1) 50メートル未満 (2) 50メートル以上 85メートル未満 (3) 85メートル以上 100メートル未満 (4) 100メートル以上</p> <p>50メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を申し受けます。</p> <p>えい航距離 150海里以上 500海里未満 500海里以上 1,500海里未満 1,500海里以上 2,500海里未満 2,500海里以上 5,000海里未満 5,000海里以上</p> <p>ただし、 イ 特に手数を要したときは、その程度により上記合計金額の8割以内を割増します。 ロ 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。</p>	<p>97,000円 139,000円 185,000円 230,000円</p> <p>5割増 10割増 15割増 20割増 30割増</p>
	(2) 自力回航検査	別途委託者と協議します。	
9. 船舶受渡時の検査		<p>総トン数</p> <p>3,000トン以下の船舶 3,000トンをこえ 5,000トンまでの船舶 5,000トンをこえ 7,500トンまでの船舶 7,500トンをこえ 10,000トンまでの船舶 10,000トンをこえ 12,500トンまでの船舶 12,500トンをこえ 15,000トンまでの船舶 15,000トンをこえ 17,500トンまでの船舶 17,500トンをこえ 20,000トンまでの船舶 20,000トンをこえ 25,000トンまでの船舶 25,000トンをこえ 30,000トンまでの船舶 30,000トンをこえ 35,000トンまでの船舶 35,000トンをこえ 40,000トンまでの船舶 40,000トンをこえ 45,000トンまでの船舶 45,000トンをこえ 50,000トンまでの船舶 50,000トンをこえる船舶については、10,000トン以下を増すごとに</p> <p>ただし、本検査のため イ 残油水量の検査を同時に行った場合、5槽までは上記料金に含まれるものとし、6槽目からは1槽につき右料金を加算します。 ロ 修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたときは、検査料金種目2.ハの料金を加算します。</p>	<p>110,000円 141,000円 165,000円 184,000円 204,000円 225,000円 243,000円 263,000円 271,000円 293,000円 316,000円 339,000円 359,000円 383,000円</p> <p>24,000円</p> <p>3,500円</p>
10 船倉 内の 容積 検査	(1) 倉内積荷占有容積	<p>1倉につき</p> <p>検定量100トン以下 100トンを超えるトン数に対しては、10トン以下を増すごとに</p> <p>ただし イ 仕向港別検定の場合は5割増とします。 ロ 最低料金1隻につき</p>	<p>10,600円</p> <p>160円</p> <p>65,000円</p>
	(2) 倉内空積	<p>4区画以下 5区画目から1区画につき</p>	<p>65,000円 5,000円</p>

11. 船倉の清掃検査		2倉以下 3倉目から1倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。	65,000円 13,500円
12. 船価鑑定		イ はしけ(1隻につき) ただし、特殊はしけは、ニの料金を適用します。 ロ 機帆船、汽艇、油槽はしけ(1隻につき) ハ 汽船(1隻につき) 総トン数 100トン以下 100トンをこえ 3,000トンまで 3,000トンをこえ 5,000トンまで 5,000トンをこえ 10,000トンまで 10,000トンをこえ 50,000トンまで 50,000トンをこえるもの ニ 作業船等(1隻につき) ホ 漁船(1隻につき) 総トン数 100トン以下 100トンをこえ 1,000トンまで 1,000トンをこえるもの ただし、特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。	65,000円 83,000円 108,000円 132,000円 201,000円 303,000円 350,000円 415,000円 185,000円 127,000円 162,000円 198,000円
13. はしけ、機帆船等の 載貨重量測度又は測度標 示		載貨重量トン数100ト以下 はしけ 機帆船等 100トンをこえるトン数に対しては、10トン以下を増すごとに はしけ 機帆船等 ただし、測度と測度標示を同時に行った場合は、3割増とします。	32,000円 40,000円 2,900円 3,900円
14 タ ン ク 計 測	(1)通常計測	イ 陸上油槽 油槽容量 500キロリットル以下 500キロリットルをこえ 1,000キロリットルまで 1,000キロリットルをこえ 5,000キロリットルまで 5,000キロリットルをこえ 10,000キロリットルまで 10,000キロリットルをこえ 20,000キロリットルまで 20,000キロリットルをこえ 30,000キロリットルまで 30,000キロリットルをこえ 40,000キロリットルまで 40,000キロリットルをこえ 50,000キロリットルまで 50,000キロリットルをこえ 75,000キロリットルまで 75,000キロリットルをこえ 100,000キロリットルまで 100,000キロリットルをこえ 150,000キロリットルまで 150,000キロリットルを超えるもの ロ 特殊型油槽 球型タンク、枕型タンク、地下ガング及び液化ガスタンク (冷凍型)等の場合は、イの5割増とします。 ハ 油槽船(油槽はしけを含む。) 1槽又は1区画の容量 100キロリットル以下 100キロリットルをこえ 200キロリットルまで	200,000円 220,000円 340,000円 450,000円 520,000円 560,000円 580,000円 630,000円 650,000円 690,000円 700,000円 720,000円 110,000円 150,000円

		<p>200 キロリットルをこえ 300 キロリットルまで  300 キロリットルをこえ 400 キロリットルまで  400 キロリットルをこえ 500 キロリットルまで  500 キロリットルをこえ 750 キロリットルまで  750 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで  1,000 キロリットルをこえ 1,500 キロリットルまで  1,500 キロリットルをこえ 2,000 キロリットルまで  2,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで  3,000 キロリットルをこえ 4,000 キロリットルまで  4,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで  5,000 キロリットルをこえ 7,500 キロリットルまで  7,500 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで  10,000 キロリットルをこえ 15,000 キロリットルまで  15,000 キロリットルをこえるもの</p> <p>ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。</p>	<p>180,000 円  200,000 円  220,000 円  240,000 円  260,000 円  270,000 円  280,000 円  300,000 円  310,000 円  320,000 円  330,000 円  350,000 円  370,000 円  390,000 円</p>
	(2) 特殊計測	<p>特殊な器具を使用して計測する場合は、上記イ、ロについてはイの料金の 10 割増以上、ハについてはハの料金の 10 割増以上とします。</p>	
15 陸 上 油 槽 の 液 量 検 定 並 び に 検 査	(1) 液量検定	<p>イ 1 槽の検定量につき  原油及び重油(1 キロリットルあたり)  鉱油(上記以外)(1 キロリットルあたり)  動・植物油、化学成品類及び液化ガス(1 トンあたり)</p> <p>ただし、</p> <p>① 鉱油(原油及び重油を含む。)化学成品類及び液化ガスについては  5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまでについては、5,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し  10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまでについては、10,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し  20,000 キロリットルをこえるキロリットル数については</p> <p>② 化学成品類及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。</p> <p>③ 最低料金</p> <p>ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)はイの 20 割以内を割増します。</p>	<p>6.50 円  11.30 円  26.30 円</p> <p>上記料金の 2 割引  上記料金の 4 割引  上記料金の 6 割引</p> <p>46,000 円</p>
	(2) 清掃検査	<p>1 槽につき  容量 1,000 キロリットル以下)  鉱油  動・植物油及び化学成品類等</p> <p>容量 1,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対しては、1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の 3 割を加算します。</p> <p>ただし  イ 特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。  ロ 前荷が危険物であったときは 20 割以内を割増します。</p>	<p>30,000 円  37,000 円</p>

16 貨物 の 現 状 検 査	(1)外装又は内装	検査個数 20 個以下(外装、内装それぞれにつき) 20 個を超える個数に対しては、10 個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 円 1,340 円 65,000 円
	(2)内容品	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000 円
	(3)裸かさ高品、重量品、車輛(輸出自動車を除く。)等	検査個数 1 個につき ただし、最低料金	7,900 円 65,000 円
	(4)輸出貨物	イ 自動車 施検台数 100 台まで (1 台につき) 101 台から 300 台まで (1 台につき) 301 台から 500 台まで (1 台につき) 500 台を超えるもの (1 台につき) ただし、最低料金	1,000 円 600 円 290 円 130 円 65,000 円
		ロ 鋼材類 1 トンにつき ただし、最低料金	58 円 65,000 円
	(5)個数によりがたい貨物	100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600 円 350 円 65,000 円
上記、(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。			
17. 製品検査	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、 イ 最低料金 ロ 分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用を別途 申し受けます。		76,000 円
18 原 材 料 検 査	(1)銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	78 円 76,000 円
	(2)非鉄金属屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	297 円 76,000 円
	(3)木材の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	326 円 76,000 円
	(4)その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円
	ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。		
19 見 本 ( 試 料 ) 採 取	(1)鉄鉱石及び石炭類	1 トンにつき ただし、最低料金	49 円以内 76,000 円
	(2)非鉄鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 76,000 円
	(3)非金属鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	143 円以内 76,000 円
	(4)各種金属類	1 トンにつき ただし、最低料金	274 円以内 76,000 円
	(5)食品類等	1 トンにつき ただし、最低料金	141 円以内 76,000 円
	(6)肥料類	1 トンにつき ただし、最低料金 (一般財団法人新日本検定協会も同額)	112 円以内 76,000 円

	(7) 液体貨物 (L.P.G. 液化ガス含む。)	イ 船舶油槽 (1 槽につき) ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金 ロ 油槽はしけ (1 槽につき) ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金 ハ 陸上油槽 (1 槽につき) ただし、同時に 2 槽以上にわたり採取した場合は 2 槽目から 1 槽につき ニ 容器入 (1 個につき) ただし、最低料金	11,100 円  7,600 円 32,000 円 6,100 円  4,500 円  26,000 円 32,000 円  17,600 円 400 円 34,000 円
	(8) その他の貨物	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円
	ただし イ 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の 5 割増とします。 ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)は 20 割以内を割増します。 ハ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料を申し受けます。		8,000 円以内
20 封印 及び 解 封 検 査	(1) 封印検査	イ 本船 封印 1 個につき ただし、最低料金 ロ はしけ、機帆船 1 隻につき ただし (1) 同時に 3 隻以上を検査した場合は、3 隻目から 1 隻につき (2) 最低料金 ハ 上記イ及びロ以外 封印 1 個につき ただし、最低料金	860 円 40,000 円  14,000 円  8,800 円 40,000 円  860 円 40,000 円
	(2) 解封検査	封印検査料金の 3 割減とします。 ただし、最低料金	35,000 円

② 割増料金

種 目	内 容	割増率又は金額
作 業 割 増	(1) 半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
	(2) 深夜作業	21 時 30 分から 5 時までの間における作業 毎 1 時間につき 1 人あたり 2,919 円
	(3) 早朝作業	5 時から 8 時 30 分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。 毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
	(4) 日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ 8 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 イ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 9,726 円
		ロ 21 時 30 分から 8 時 30 分までの間における作業 ロ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 11,677 円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業 基本料金の 1 割増
(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な場所における場合 基本料金の 5 割増以内	

③ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎 4 時間以内につき…………… 13,978 円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3 通までは無料とし、4 通目から写 1 枚につき…………… 426 円

B 再発行の場合は、1 枚につき…………… 856 円

C サインドコピーはA及びBの 5 割増とします。

ハ 下記の種目につき、検査作業日数が 2 日以上にわたった場合は、

2 日目から基本料金のほか 1 日につき…………… 21,807 円

を申し受けます。

種目 1. 船体又は属具現状検査

2. 船体・機関の損傷原因又は状態検査

3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定

4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定

6. シフティングボードの施設検査

7. 船体堪航性検査

11. 船倉の清掃検査

15. (2)清掃検査

ニ 個別に協議して定める料金

A 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

B 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

- C 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し、申し受けます。
- ④ 消費税及び地方消費税の加算  
料金の総額の 5%  
免税となる取引には適用しません。  
上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

## (12)-2 検査料金

一般財団法人新日本検定協会 TEL 03-3449-2844

### 1) 料金の種類及び額

#### ① 基本料金

種 目	基 準	金額(円)
1. 船体又は属具現状検査	船体及び属具それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶	68,000 円
	3,000 トンを超えるトン数に対して 1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	4,400 円
2. 船体又は機関の損傷原因又は状態検査	船体及び機関それぞれにつき 総トン数 3,000 トン以下の船舶	68,000 円
	3,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下増すごとに ただし、	4,400 円
	イ 損傷原因及び状態検査それぞれにつき申し受けます。	
	ロ 損傷程度が大きいとき又は特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	
	ハ 修繕費の算定をあわせ申し込みを受けたときは、次の料金を加算します。	
	修繕費算定額	
	600 万円まで	79,000 円
	600 万円を超え 1,000 万円まで	105,000 円
	1,000 万円を超え 2,000 万円まで	143,000 円
	2,000 万円を超え 3,000 万円まで	182,000 円
	3,000 万円を超えるものについては、	220,000 円
3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定	1 隻につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定	1 件につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	68,000 円
5. 船内燃料及び清水の数量検定	イ 油量検定(1 槽につき)	9,300 円
	ロ 清水数量検定(1 槽につき)	6,300 円
	ただし、最低料金(1 隻につき)	47,000 円
6. シフティングボードの施設検査	2 倉以下	34,500 円
	3 倉目から 1 倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	9,600 円
7. 船体堪航性検査	総トン数 1,000 トン以下の船舶	76,000 円
	1,000 トンを超える船舶については、1,000 トン以下を増すごとに ただし、特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。	9,000 円

8. 回航 検査	(1) えい航検査	<p>被えい船1隻につき</p> <p>全長 (1) 50メートル未満 (2) 50メートル以上 85メートル未満 (3) 85メートル以上 100メートル未満 (4) 100メートル以上</p> <p>50メートル未満の浚渫船、起重機船等は(2)の料金を申し受けます。</p> <p>えい航距離 150海里以上 500海里未満 500海里以上 1,500海里未満 1,500海里以上 2,500海里未満 2,500海里以上 5,000海里未満 5,000海里以上</p> <p>ただし、 イ 特に手数を要したときは、その程度により上記合計金額の8割以内を割増します。 ロ 発電バージ、オイルリグ、フローティング・ドック等の特殊物件は上記料金にかかわらず別途協議します。</p>	<p>97,000円 139,000円 185,000円 230,000円</p> <p>5割増 10割増 15割増 20割増 30割増</p>
	(2) 自力回航検査	別途委託者と協議します。	
9. 船舶受渡時の検査		<p>総トン数</p> <p>3,000トン以下の船舶 3,000トンをこえ 5,000トンまでの船舶 5,000トンをこえ 7,500トンまでの船舶 7,500トンをこえ 10,000トンまでの船舶 10,000トンをこえ 12,500トンまでの船舶 12,500トンをこえ 15,000トンまでの船舶 15,000トンをこえ 17,500トンまでの船舶 17,500トンをこえ 20,000トンまでの船舶 20,000トンをこえ 25,000トンまでの船舶 25,000トンをこえ 30,000トンまでの船舶 30,000トンをこえ 35,000トンまでの船舶 35,000トンをこえ 40,000トンまでの船舶 40,000トンをこえ 45,000トンまでの船舶 45,000トンをこえ 50,000トンまでの船舶</p> <p>50,000トンをこえる船舶については、10,000トン以下を増すごとに</p> <p>ただし、本検査のため イ 残油水量の検査を同時に行った場合、5槽までは上記料金に含まれるものとし、6槽目からは1槽につき右料金を加算します。 ロ 修繕費の算定をあわせて申し込みを受けたときは、検査料金種目2.ハの料金を加算します。</p>	<p>110,000円 141,000円 165,000円 184,000円 204,000円 225,000円 243,000円 263,000円 271,000円 293,000円 316,000円 339,000円 359,000円 383,000円</p> <p>24,000円</p> <p>3,500円</p>
10 船倉 内の 容積 検査	(1) 倉内積荷占有容積	<p>1倉につき</p> <p>検定量100トン以下 100トンを超えるトン数に対しては、10トン以下を増すごとに</p> <p>ただし イ 仕向港別検定の場合は5割増とします。 ロ 最低料金1隻につき</p>	<p>10,600円</p> <p>160円</p> <p>65,000円</p>
	(2) 倉内空積	<p>4区画以下 5区画目から1区画につき</p>	<p>65,000円 5,000円</p>

11. 船倉の清掃検査		2倉以下 3倉目から1倉につき ただし、特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。	65,000円 13,500円
12. 船価鑑定		イ はしけ(1隻につき) ただし、特殊はしけは、ニの料金を適用します。 ロ 機帆船、汽艇、油槽はしけ(1隻につき) ハ 汽船(1隻につき) 総トン数 100トン以下 100トンをこえ 3,000トンまで 3,000トンをこえ 5,000トンまで 5,000トンをこえ 10,000トンまで 10,000トンをこえ 50,000トンまで 50,000トンをこえるもの ニ 作業船等(1隻につき) ホ 漁船(1隻につき) 総トン数 100トン以下 100トンをこえ 1,000トンまで 1,000トンをこえるもの ただし、特に手数を要したときは、その程度により8割以内を割増します。	65,000円 83,000円 108,000円 132,000円 201,000円 303,000円 350,000円 415,000円 185,000円 127,000円 162,000円 198,000円
13. はしけ、機帆船等の 載貨重量測度又は測度標 示		載貨重量トン数100ト以下 はしけ 機帆船等 100トンをこえるトン数に対しては、10トン以下を増すごとに はしけ 機帆船等 ただし、測度と測度標示を同時に行った場合は、3割増とします。	32,000円 40,000円 2,900円 3,900円
14 タ ン ク 計 測	(1)通常計測	イ 陸上油槽 油槽容量 500キロリットル以下 500キロリットルをこえ 1,000キロリットルまで 1,000キロリットルをこえ 5,000キロリットルまで 5,000キロリットルをこえ 10,000キロリットルまで 10,000キロリットルをこえ 20,000キロリットルまで 20,000キロリットルをこえ 30,000キロリットルまで 30,000キロリットルをこえ 40,000キロリットルまで 40,000キロリットルをこえ 50,000キロリットルまで 50,000キロリットルをこえ 75,000キロリットルまで 75,000キロリットルをこえ 100,000キロリットルまで 100,000キロリットルをこえ 150,000キロリットルまで 150,000キロリットルを超えるもの ロ 特殊型油槽 球型タンク、枕型タンク、地下ガング及び液化ガスタンク (冷凍型)等の場合は、イの5割増とします。 ハ 油槽船(油槽はしけを含む。) 1槽又は1区画の容量 100キロリットル以下 100キロリットルをこえ 200キロリットルまで	200,000円 220,000円 340,000円 450,000円 520,000円 560,000円 580,000円 630,000円 650,000円 690,000円 700,000円 720,000円 110,000円 150,000円

		<p>200 キロリットルをこえ 300 キロリットルまで 180,000 円  300 キロリットルをこえ 400 キロリットルまで 200,000 円  400 キロリットルをこえ 500 キロリットルまで 220,000 円  500 キロリットルをこえ 750 キロリットルまで 240,000 円  750 キロリットルをこえ 1,000 キロリットルまで 260,000 円  1,000 キロリットルをこえ 1,500 キロリットルまで 270,000 円  1,500 キロリットルをこえ 2,000 キロリットルまで 280,000 円  2,000 キロリットルをこえ 3,000 キロリットルまで 300,000 円  3,000 キロリットルをこえ 4,000 キロリットルまで 310,000 円  4,000 キロリットルをこえ 5,000 キロリットルまで 320,000 円  5,000 キロリットルをこえ 7,500 キロリットルまで 330,000 円  7,500 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまで 350,000 円  10,000 キロリットルをこえ 15,000 キロリットルまで 370,000 円  15,000 キロリットルをこえるもの 390,000 円</p> <p>ただし、計測に特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。</p>	
	(2) 特殊計測	<p>特殊な器具を使用して計測する場合は、上記イ、ロについてはイの料金の 10 割増以上、ハについてはハの料金の 10 割増以上とします。</p>	
15 陸 上 油 槽 の 液 量 検 定 並 び に 検 査	(1) 液量検定	<p>イ 1 槽の検定量につき  原油及び重油(1 キロリットルあたり)  6.50 円  鉱油(上記以外)(1 キロリットルあたり)  11.30 円  動・植物油、化学成品類及び液化ガス(1 トンあたり)  26.30 円</p> <p>ただし、  ① 鉱油(原油及び重油を含む。)化学成品類及び液化ガスについては  5,000 キロリットルをこえ 10,000 キロリットルまでについては、5,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し  上記料金の 2 割引  10,000 キロリットルをこえ 20,000 キロリットルまでについては、10,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対し  上記料金の 4 割引  20,000 キロリットルをこえるキロリットル数については  上記料金の 6 割引  ② 化学成品類及び液化ガスについては、上記キロリットルをトンに読み替えます。  ③ 最低料金  46,000 円</p> <p>ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)はイの 20 割以内を割増します。</p>	
	(2) 清掃検査	<p>1 槽につき  容量 1,000 キロリットル以下)  鉱油  30,000 円  動・植物油及び化学成品類等  37,000 円</p> <p>容量 1,000 キロリットルをこえるキロリットル数に対しては、1,000 キロリットル以下を増すごとに上記料金の 3 割を加算します。</p> <p>ただし  イ 特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。  ロ 前荷が危険物であったときは 20 割以内を割増します。</p>	

16 貨物 の 現 状 検 査	(1)外装又は内装	検査個数 20 個以下(外装、内装それぞれにつき) 20 個を超える個数に対しては、10 個以下を増すごとに ただし、最低料金	10,200 円 1,340 円 61,000 円
	(2)内容品	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	61,000 円
	(3)裸かさ高品、重量品、車輛(輸出自動車を除く。)等	検査個数 1 個につき ただし、最低料金	7,900 円 61,000 円
	(4)輸出貨物	イ 自動車 施検台数 100 台まで (1 台につき) 101 台から 300 台まで (1 台につき) 301 台から 500 台まで (1 台につき) 500 台を超えるもの (1 台につき) ただし、最低料金	1,000 円 600 円 290 円 130 円 61,000 円
		ロ 鋼材類 1 トンにつき ただし、最低料金	58 円 61,000 円
	(5)個数によりがたい貨物	100 トン以下 100 トンを超えるトン数に対しては、10 トン以下を増すごとに ただし、最低料金	16,600 円 350 円 61,000 円
上記、(1)～(5)において特に手数を要したときは、その程度により 8 割以内を割増します。			
17. 製品検査	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、 イ 最低料金 ロ 分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用を別途 申し受けます。		76,000 円
18 原 材 料 検 査	(1)銑鉄、鉄鋼屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	78 円 76,000 円
	(2)非鉄金属屑の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	297 円 76,000 円
	(3)木材の品質又は規格検査	1 トンにつき ただし、最低料金	326 円 76,000 円
	(4)その他の原材料の品質又は規格検査	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円
	ただし、分析をした場合は、分析料金及びその他の付帯費用は別途申し受けます。		
19 見 本 ( 試 料 ) 採 取	(1)鉄鉱石及び石炭類	1 トンにつき ただし、最低料金	49 円以内 76,000 円
	(2)非鉄鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	112 円以内 76,000 円
	(3)非金属鉱物	1 トンにつき ただし、最低料金	143 円以内 76,000 円
	(4)各種金属類	1 トンにつき ただし、最低料金	274 円以内 76,000 円
	(5)食品類等	1 トンにつき ただし、最低料金	141 円以内 76,000 円
	(6)肥料類	1 トンにつき ただし、最低料金 (一般財団法人新日本検定協会)	112 円以内 76,000 円

	(7) 液体貨物 (L.P.G. 液化ガス含む。)	イ 船舶油槽 (1 槽につき) ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金	11,100 円 7,600 円 32,000 円
		ロ 油槽はしけ (1 槽につき) ただし、 (1) 同時に 3 槽以上にわたり採取した場合は 3 槽目から 1 槽につき (2) 最低料金	6,100 円 4,500 円 26,000 円
		ハ 陸上油槽 (1 槽につき) ただし、同時に 2 槽以上にわたり採取した場合は 2 槽目から 1 槽につき	32,000 円 17,600 円
		ニ 容器入 (1 個につき) ただし、最低料金	400 円 34,000 円
	(8) その他の貨物	検査貨物の価額の 0.7%以内とします。 ただし、最低料金	76,000 円
	ただし イ 特に手数を要したときは上記(1)～(8)の料金の 5 割増とします。 ロ 危険物(身体に障害を与えるおそれがあるもの。)は 20 割以内を割増します。 ハ 分析をした場合は分析料金及び付帯費用のほかに手数料を申し受けます。		8,000 円以内
20 封印 及び 解 封 検 査	(1) 封印検査	イ 本船 封印 1 個につき ただし、最低料金 ロ はしけ、機帆船 1 隻につき ただし (1) 同時に 3 隻以上を検査した場合は、3 隻目から 1 隻につき (2) 最低料金 ハ 上記イ及びロ以外 封印 1 個につき ただし、最低料金	860 円 40,000 円 14,000 円 8,800 円 40,000 円 860 円 40,000 円
	(2) 解封検査	封印検査料金の 3 割減とします。 ただし、最低料金	35,000 円

② 割増料金

種 目	内 容	割増率又は金額
作業 割 増	(1) 半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業 毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
	(2) 深夜作業	21 時 30 分から 5 時までの間における作業 毎 1 時間につき 1 人あたり 2,919 円
	(3) 早朝作業	5 時から 8 時 30 分までの間における作業 ただし、深夜から引き続きの場合は(2)によります。 毎 1 時間につき 1 人あたり 2,433 円
	(4) 日曜日・祝祭 日作業	日曜日・祝祭日における作業 イ 8 時 30 分から 21 時 30 分までの間における 作業 イ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 9,726 円
		ロ 21 時 30 分から 8 時 30 分までの間における 作業 ロ 毎 4 時間以内につき 1 人あたり 11,677 円
	(5) 荒天等作業	荒・雨・雪天時における作業及び強行作業 基本料金の 1 割増
(6) 防波堤外作業	防波堤外における作業又は著しく交通に不便な 場所における場合 基本料金の 5 割増以内	

③ 諸料金

イ 待機料金

検査のため待機した場合は、次の料金を申し受けます。

毎 4 時間以内につき…………… 13,978 円

ロ 検査報告書発行手数料

A 3 通までは無料とし、4 通目から写 1 枚につき…………… 426 円

B 再発行の場合は、1 枚につき…………… 856 円

C サインドコピーは A 及び B の 5 割増とします。

ハ 下記の種目につき、検査作業日数が 2 日以上にわたった場合は、

2 日目から基本料金のほか 1 日につき…………… 21,807 円

を申し受けます。

種目 1. 船体又は属具現状検査

2. 船体・機関の損傷原因又は状態検査

3. はしけの損害検査及び遭難原因鑑定

4. 荷役用具類の損傷原因及び損害の調査鑑定

6. シフティングボードの施設検査

7. 船体堪航性検査

11. 船倉の清掃検査

15. (2) 清掃検査

ニ 個別に協議して定める料金

A 基本料金表又は基本料金表の類似種目によって処理できないものについては、委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。

B 天災により作業員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、特別料金を申し受けることがあります。

- C 本料金表に記載のない事項が発生した場合は、その都度委託者と協議の上、料金を決定し、申し受けます。
- ④ 消費税及び地方消費税の加算  
料金の総額の 5%  
免税となる取引には適用しません。  
上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

## (13)-1 危険物検査手数料

一般社団法人日本海事検定協会

TEL 03-3552-1241

### 1) 危険物船舶積付検査手数料

#### ① 基本料金

##### イ コンテナ詰されている場合

コンテナ1個につき…………… 9,300円

ただし、6個以上を同時に検査する場合は6個以上1個につき

…………… 6,950円

##### ロ イ以外の場合

100個まで…………… 21,000円

100個を超え、1,000個までの個数については

10個又はその端数につき…………… 320円

1,000個を超え、2,000個までの個数については

10個又はその端数につき…………… 180円

2,000個を超える個数については

10個又はその端数につき…………… 80円

ただし、1個の正味重量(放射性物質等にあつては、容器又は包装の重量を含む。)が50キログラムこえるものについては、50キログラムこえる100キログラム又はその端数ごとに1個の割合で算出した個数を1個に加えた数とする。

#### ② 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで 1時間につき…………… 1,953円

21時30分より5時まで 1時間につき…………… 2,344円

5時より8時30分まで 1時間につき…………… 1,953円

8時30分より16時30分まで

(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始

(12月31日から翌年の1月3日(前記の日を除く))に限る)

1時間につき…………… 1,953円

#### ③ 検査証等交付料

##### イ 検査証交付料

3通まで…………… 無料

4通以上 1通につき…………… 342円

##### ロ 英訳書交付料

3通まで…………… 無料

4通以上 1通につき…………… 342円

④ 旅費

- イ 日当(検査事業所所在地より片道 80 キロメートル以上の地域に出張した場合)  
1 日につき…………… 2,000 円
- ロ 宿泊料 1 日につき…………… 10,700 円
- ハ 交通費 …………… 実費

2) 危険物コンテナ収納検査手数料

① 基本料金

コンテナ 1 個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数

100 個まで…………… 20,400 円

100 個を超え, 1,000 個までの個数については

10 個又はその端数につき…………… 310 円

1,000 個を超える個数については

10 個又はその端数につき…………… 180 円

ここで、1 個の正味重量(放射性物質等にあつては容器又は包装の重量を含む。)が 50 キログラムを超えるものについては、50 キログラムを超える 100 キログラム又はその端数ごとに 1 個の割合で算出した個数を 1 個に加えた数とする。

ただし、次のイ又はロに該当する場合は、それぞれ所定の金額を割り引く。

イ オンライン申請システムを利用して申請する場合は、コンテナ 1 個につき、3,000 円を割引く。

ロ 一の検査場所又は一の荷主の同一地区(同一荷主の特定工場より半径 20Km 以内の地域)で過去 1 年間(暦年ベース)に検査したコンテナ数又は過去 2 年間(暦年ベース)に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 200 個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く。

A 過去 1 年間(暦年ベース)に検査したコンテナ数又は過去 2 年間(暦年ベース)に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 200 個以上 1,500 個未満の場合は、コンテナ 1 個につき、1,500 円を割り引く。

B 過去 1 年間(暦年ベース)に検査したコンテナ数又は過去 2 年間(暦年ベース)に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 1,500 個以上の場合は、コンテナ 1 個につき、4,000 円を割引く。

② 時間外割増料金

16 時 30 分より 21 時 30 分まで 1 時間につき…………… 1,953 円

21 時 30 分より 5 時まで 1 時間につき…………… 2,344 円

5 時より 8 時 30 分まで 1 時間につき…………… 1,953 円

8 時 30 分より 16 時 30 分まで

(日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始

(12月31日から翌年の1月3日(前記の日を除く))に限る)

1時間につき…………… 1,953円

③ 検査証等交付料

イ 検査証交付料

3通まで…………… 無料

4通以上1通につき…………… 342円

ロ 英訳書交付料

3通まで…………… 無料

4通以上 1通につき…………… 342円

④ 旅費

イ 日当(検査事業所所在地より片道80km以上の地域に出張した場合)

1日につき…………… 2,000円

ロ 宿泊料 1日につき…………… 10,700円

ハ 交通費…………… 実費

## (13)-2 危険物検査手数料

一般財団法人新日本検定協会

TEL 03-3449-2818

### 1) 危険物積付検査料金表

#### ① 基本料金

##### イ コンテナ詰めされている場合

コンテナ 1 個につき…………… 8,100 円

##### ロ イ以外の場合

危険物の個数が 100 個まで…………… 16,300 円

危険物の個数が 100 個を超える場合は、10 個又はその端数を増すごとに  
…………… 330 円を加算

ただし、1 個の正味重量（放射性物質等にあつては、容器又は包装の重量を含む）が 50 キログラムを超えるものについては、50 キログラムを超える 100 キログラム又はその端数を増すごとに 1 個を加えた個数とする。

#### ② 割増料金

##### イ 時間外割増料金

17 時 00 分から 22 時 00 分まで

一人 1 時間につき又はその端数につき…………… 2,100 円

22 時 00 分から翌朝 5 時まで

一人 1 時間につき又はその端数につき…………… 3,150 円

5 時から 9 時 00 分まで

一人 1 時間につき又はその端数につき…………… 2,100 円

##### ロ 休日割増料金

日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく祝日又は休日（12 月 30 日、31 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日を含む）の

9 時 00 分から 22 時 00 分まで

一人 1 時間又はその端数につき…………… 2,100 円

22 時 00 分から 9 時 00 分まで

一人 1 時間又はその端数につき…………… 3,150 円

#### ③ 割引料金

検査日の前々日までに検査の申請を行った場合には、上記①基本料金を 800 円割引く。

#### ④ 諸料金

##### イ 検査証等交付料

###### A 検査証交付料

3 通まで…………… 無料

- 4 通目から 1 通につき …………… 430 円
- B 英訳証明書交付料
- 3 通まで …………… 無料
- 4 通目から 1 通につき …………… 430 円
- ロ 財務諸表等交付料
- A 書面による謄本又は抄本の場合 1 通につき …………… 300 円
- B 電磁的方法による場合は、1 回につき …………… 300 円
- ハ 待機料
- 検査の指定時間を越え待機した場合は、次の料金を申し受ける。
- 一人 1 時間又はその端数につき …………… 3,250 円
- ⑤ 付帯費
- イ 日当
- 陸路片道 80Km（水路 40Km）を超える日帰り出張の場合における日当  
…………… 2,200 円
- ロ 宿泊料
- 1 泊につき …………… 14,000 円
- ハ 交通費
- 鉄道賃、船賃及び車賃は実費とする。
- ニ その他
- 同一地区に複数の申請等がある場合、付帯費の申請者分担割合は別途協議を行うものとする。
- 2) 危険物コンテナ収納検査料金表
- ① 基本料金
- コンテナ 1 個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数が
- イ 100 個までの場合 …………… 19,500 円
- ロ 100 個を超える場合は、10 個又はその端数を増すごとに 330 円を上記(1)の金額に加算し、39,300 円を限度とする。
- ただし、1 梱包の正味重量（放射性物質等にあつては、容器又は包装の重量を含む。）が 50 キログラムを超えるものについては、50 キログラムを超える 100 キログラム又はその端数を増すごとに 1 個を加えた個数とする。
- ② 割増料金
- イ 時間外割増料金
- 17 時 00 分から 22 時 00 分まで
- 一人 1 時間につき又はその端数につき …………… 2,100 円
- 22 時 00 分から翌朝 5 時まで
- 一人 1 時間につき又はその端数につき …………… 3,150 円

5時から9時00分まで

一人1時間につき又はその端数につき……………2,100円

ロ 休日割増料金

日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく祝日又は休日（12月30日、31日、1月2日及び1月3日を含む）の

9時00分から22時00分まで

一人1時間又はその端数につき……………2,100円

22時00分から9時00分まで

一人1時間又はその端数につき……………3,150円

③ 割引料金

イ オンライン申請システムを使用して申請した場合、基本料金を2,000円割引く。

ロ 検査日の前々日までに検査の申請を行った場合、800円割引く。

ハ 同一の申請者、かつ、同一の検査場所において、

A 4時間未満の間に複数コンテナの検査を実施した場合、基本料金を1,500円割引く。

B 月間50個以上のコンテナの検査が見込まれる場合、基本料金を1,500円割引く。

C 月間100個以上のコンテナの検査が見込まれる場合、基本料金を2,800円割引く。

ただし、A～Cについては、いずれか一つのみの利用とし、B又はCの場合であって、

月間のコンテナの検査個数が当該見込数を下回ったときは、基本料金割引は適用されない。

④ 諸料金

イ 検査証等交付料

A 検査証交付料

コンテナ1個につき3通まで……………無料

4通目から1通につき……………430円

B 検査証再交付料

1通につき……………430円

C 英訳証明書交付料

コンテナ1個につき3通まで……………無料

4通目から1通につき……………430円

ロ 財務諸表等交付料

A 書面による謄本又は抄本の場合1通につき……………300円

B 電磁的方法による場合は、1回につき……………300円

⑤ 付帯費

イ 日当

陸路片道80Km（水路40Km）を超える日帰り出張の場合における日当  
……………2,200円

ロ 宿泊料

1 泊につき…………… 14,000 円

ハ 交通費

鉄道賃、船賃及び車賃は実費とする。

ニ その他

同一地区に複数の申請等がある場合、付帯費の申請者分担割合は別途協議を行うものとする。

## (14)-1 分析料金

一般社団法人日本海事検定協会

TEL 03-3552-1241

- 1) この分析料金表に掲げた料金は普通料金です。
- 2) 日時指定など、特にお急ぎの場合には、割増料金（規定料金の 10 割以内）を申し受けます。
- 3) 分析・試験を早朝、夜間、休日等に行うとき、また、宿泊を要するときには必要経費を加算させて頂く場合があります。
- 4) 分析・試験のために試料調製、前処理などを要する場合は、別途料金を申し受けません。  
(例えば、粉碎、切削、研磨などの試料調製や灰化、抽出、分離などの前処理)
- 5) 分析・試験に特殊な手段を要するとき、また、高価な試薬を必要とするときは、規定料金に実費を加算することがあります。ただし、このような場合はその都度ご相談のうえ取り決めます。
- 6) 表中に記載のない分析・試験・解析・評価については、ご相談ください。
- 7) 同種の試料を多数依頼される場合には、別途相談ください。
- 8) 分析証明書は 1 部発行しますが、事前に部数を指定頂ければ 3 部までは無料と致します。ただし、3 部以上の場合は 1 部につき 500 円を請求いたします。
- 9) 再発行の場合は、再発行料として 3000 円を申し受けます。
- 10) 消費税
  - (1) 分析料金の総額の 5%とします。
  - (2) 免税となる取引には適用しません。
  - (3) 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

## 1. 無機分析（一般項目）

一般項目	単価	Item (英名)
1-01 一般元素	9,400 円	General elements
1-02 金	15,000 円	Gold (Au)
1-03 銀	15,000 円	Silver (Ag)
1-04 白金	15,000 円	Platinum (Pt)
1-05 セレン	15,000 円	Selenium (Se)
1-06 テルル	15,000 円	Tellurium (Te)
1-07 フッ素	15,000 円	Fluorine (F)
1-08 水銀	15,000 円	Mercury (Hg)
1-09 希土類	18,000 円	Rare earths
1-10 ニオブ	18,000 円	Niobium (Nb)
1-11 タンタル	18,000 円	Tantalum (Ta)
1-12 ジルコニウム	18,000 円	Zirconium (Zr)
1-13 ハフニウム	18,000 円	Hafunium (Hf)
1-14 ホウ素	18,000 円	Boron (B)
1-15 ゲルマニウム	18,000 円	Germanium (Ge)
1-16 ウラン	20,000 円	Uranium (U)
1-17 トリウム	20,000 円	Thorium (Th)
1-18 その他特殊元素	20,000 円以上	Special elements
1-19 定性分析	25,000 円以上	Qualitative analysis
1-20 水分（乾燥法）	5,500 円	Moisture by drying method
1-21 ふるい分け試験		Sieve test
ふるい 3 枚まで	10,000 円	Base cost
4 枚以上 1 枚につき	2,500 円	For every additional screen
1-22 かさ密度（かさ比重）	25,000 円	Bulk density, Bulk specific gravity
1-23 イオンクロマトグラフ （1 成分につき）	15,000 円	Ion Chromatography
1-24 X 線回折	30,000 円	X-ray Diffractometry
1-25 蛍光 X 線分析		X-ray Fluorescence Spectrometry
定性分析 (Each sample)	30,000 円	Qualitative analysis
定量分析 (Each element)	9,400 円	Quantitative analysis
1-26 プラズマ発光分光分析 (ICP-AE)		Plasma Emission Sepctrometry
定性分析 (Each sample)	30,000 円以上	Qualitative analysis
定量分析 (Each element)	9,400 円以上	Quantitative analysis
1-27 X 線マイクロ分析 (EDS)		Energy Dispersive X-ray Micro Analysis
定性分析（半定量分析）	25,000 円	Base cost
同一試料での追加 ：1 測定点につき	10,000 円	For every additional visual field
1-28 走査電子顕微鏡		Scanning Electron Microscope
観察，写真撮影 1 視野	25,000 円	Base cost
1 視野増すごと	5,000 円	For every additional visual field
1-29 光学顕微鏡		Optical Microscope
観察，写真撮影 1 視野	18,000 円	Base cost
1 視野増すごと	5,000 円	For every additional visual field
1-30 白色度	20,000 円	Brightness

一般項目	単価	Item (英名)
1-31 耐火度	40,000 円	Refractoriness
1-32 粒度分布 (レーザー回折)	35,000 円	Size distribution (Laser diffraction)
1-33 運送許容水分測定 (TML)	47,200 円	Transportable moisture limit

## 2. 無機分析 (石炭・コークス等)

石炭・コークス	単価	Item (英名)
2-01 全水分	5,500 円	Total moisture
2-02 湿分	5,500 円	Adherent moisture
2-03	工業分析	—
	水分	5,500 円
	灰分	7,500 円
	揮発分	8,000 円
	固定炭素	(21,000 円)
2-04	元素分析	—
	灰分 (注)	7,500 円
	炭素	13,000 円
	水素	13,000 円
	窒素	9,400 円
	全硫黄	9,400 円
	不燃性硫黄	18,000 円
	酸素	79,300 円
2-05 発熱量	9,400 円	Calorific value
2-06 るつば膨張試験 (粘着性)	9,000 円	Crucible Swelling-Button method
2-07 粉砕性試験	25,000 円	Hardgrove grindability index
2-08 流動性試験	35,000 円	Plastic properties-Gieseler plastometer method
2-09 灰の溶解性試験 (酸化性雰囲気)	26,000 円	Fusibility of Ash ……Oxidizing atmosphere
2-10 灰の溶解性試験 (還元性雰囲気)	38,000 円	Fusibility of Ash ……Reducing atmosphere
2-11 気孔率	40,000 円	Porosity
2-12 灰の組成分析 ……1成分につき	9,400 円	Composition of Ash
2-13 全りん	9,400 円	Total phosphorus
2-14 全塩素	15,000 円	Total chlorine
2-15 付着塩分	9,400 円	Salt adhered
2-16 灰の調整 (石炭)	8,600 円	Preparation of ash(Coal)
2-17 灰の調整 (石油コークス)	30,000 円	Preparation of ash(Petroleum coks)
2-18 灰の調整 (バイオ燃料)	20,000 円	Preparation of ash(Biofuel)

注) 工業分析の灰分を測定する場合は、元素分析の灰分の費用はかかりません。

## 3. 無機分析 (肥料)

分析項目	単価	備考
3-01 水分	3,500 円	揮発物の補正を必要とするもの、水分を多量に含むものは別途提示

分析項目		単価	備考
3-02	水素イオン濃度 (pH)	1,500 円	—
3-03	窒素	—	—
3-03-01	窒素全量	7,000 円	硝酸塩を含まない場合
		9,000 円	硝酸塩を含む場合
3-03-02	アンモニア性窒素	4,000 円	無機塩類の場合
		6,000 円	その他の場合
3-03-03	硝酸性窒素	5,000 円	有機物を含まない場合
		7,000 円	有機物を含む場合
3-03-04	尿素性窒素	7,000 円	アンモニア性窒素を含まない場合
		11,000 円	アンモニア性窒素を含む場合。3-03-02を同時に依頼された場合は不要
3-03-05	シアナミド性窒素	10,000 円	—
3-03-06	ビウレット性窒素	6,000 円	尿素に適用
		11,000 円	複合肥料に適用
3-03-07	ジシアンジアミド性窒素	15,000 円	石灰窒素, 複合肥料に適用
3-03-08	ジシアンジアミド	10,000 円	硝酸化成抑制剤として添加した場合
		15,000 円	カラム分離を必要とする場合
3-03-09	グアニジン性窒素	30,000 円	—
3-03-10	活性係数 (AI)	16,000 円	—
3-03-11	水溶性窒素 (WN)	8,000 円	AI を測定する場合は不要
3-03-12	熱緩衝液不溶性窒素 (HWIN)	9,000 円	AI を測定する場合は不要。WIN を同時に測定しない場合は 6,000 円加算
3-03-13	その他の窒素	別途提示	—
3-04	りん酸	—	—
3-04-01	りん酸全量	7,000 円	窒素全量と同時に分析する場合には 1,000 円を減額
3-04-02	可溶性りん酸	7,000 円	—
		8,500 円	ポリりん酸, 亜りん酸を含む場合
3-04-03	不溶性りん酸	7,000 円	—
		7,500 円	ポリりん酸, 亜りん酸を含む場合
3-04-04	水溶性りん酸	5,000 円	—
		7,000 円	ポリりん酸, 亜りん酸を含む場合
3-04-05	有効りん酸	8,500 円	AOAC 法
3-04-06	その他のりん酸	別途提示	—
3-05	加里	—	—
3-05-01	加里全量	7,000 円	アルカリ融解, 焼成処理を伴う場合は (注2) による。
3-05-02	不溶性加里	6,000 円	—
3-05-03	水溶性加里	5,500 円	加里質肥料及び硝酸加里に適用
		7,000 円	その他のもの
3-05-04	その他の加里	別途提示	—
3-06	けい酸	—	—
3-06-01	けい酸全量	9,000 円	(注2) 参照
3-06-02	可溶性けい酸	8,000 円	シリカゲル肥料を含まない場合
		10,000 円	シリカゲル肥料の 0.1M 水酸化ナトリウム可溶性
		15,000 円	塩酸及び水酸化ナトリウム溶液可溶性

分析項目		単価	備考
			けい酸の含量
3-06-03	その他のけい酸	10,500 円	有機酸またはその塩類溶液で抽出したもの
3-07	カルシウム (石灰)	6,000 円	石灰質肥料に適用
		7,000 円	有機資材などに適用。ただしアルカリ融解・焼成処理を伴う場合は (注2) による
3-08	マグネシウム (苦土)	6,000 円	有機資材などに適用。ただしアルカリ融解・焼成処理を伴う場合は (注2) による
		7,000 円	アルカリ融解, 焼成処理を伴う場合は (注2) による
3-09	アルカリ分	6,000 円	塩酸法
		12,000 円	可溶性石灰と苦土の含量で算出
3-10	マンガン	6,000 円	—
3-11	ほう素	11,000 円	—
3-12	亜硝酸	6,000 円	—
3-13	亜硫酸	6,000 円	—
3-14	硫青酸化物	6,000 円	チオシアン酸塩
3-15	スルファミン酸	6,500 円	アミド硫酸。硫酸アンモニアに適用
		9,500 円	硫酸アンモニア以外の試料に適用
3-16	塩素または塩分	4,500 円	窒素質肥料, 加里質肥料, 及びりん鉱石
		7,000 円	上記以外のもの
3-17	硫酸イオン	8,000 円	—
3-18	硫化物	9,000 円	—
3-19	酸分	3,000 円	硫酸アンモニア等の遊離硫酸
		6,000 円	有機溶媒抽出による場合
3-20	塩酸不溶解物	7,000 円	土砂
3-21	酸不溶・アルカリ可溶分 (腐植酸)	20,000 円	—
3-22	全炭素	9,000 円	—
3-23	有機炭素	8,000 円	ニクロム酸滴定法 (チュリン法)
3-24	二酸化炭素	8,000 円	—
3-25	過マンガン酸カリウム消費量	4,000 円	—
3-26	ペプシン消化率	11,000 円	窒素全量を同時に依頼した場合
		20,000 円	窒素全量を依頼しない場合
3-27	エーテル抽出物	6,000 円	加里塩に適用
3-28	n-ヘキサン抽出物	7,000 円	加里塩に適用
3-29	アミン剤	9,000 円	加里塩に適用
3-30	熱水不溶物	5,000 円	加里塩に適用
3-31	粗キチン	10,000 円	植物質繊維を含まない場合
3-32	キチン	50,000 円	—
3-33	タンニン	15,000 円	—
3-34	ニコチン	20,000 円	—
3-35	酸化鉄・酸化アルミニウム含量 (三二酸化物)	15,000 円	りん鉱石に適用
3-36	鉄	7,000 円	—

分析項目		単価	備考
3-37	アルミニウム	8,000円	—
3-38	亜鉛	7,500円	—
3-39	アンチモン	8,000円	—
3-40	硫黄	9,000円	—
3-41	カドミウム	8,000円	—
3-42	クロム	8,000円	—
3-43	クロム(六価)	5,000円	—
3-44	コバルト	9,000円	—
3-45	臭素	8,500円	—
3-46	水銀	10,000円	—
3-47	すず	8,000円	—
3-48	ストロンチウム	8,000円	—
3-49	セレン	11,000円	—
3-50	チタン	13,000円	—
3-51	銅	7,500円	—
3-52	ナトリウム	6,000円	—
3-53	鉛	8,000円	—
3-54	ニッケル	8,000円	—
3-55	バナジウム	9,000円	—
3-56	バリウム	8,000円	—
3-57	ひ素	8,000円	無機質肥料, りん鉱石に適用
		10,000円	有機物を含有する試料に適用
3-58	フッ素	9,000円	—
3-59	ベリリウム	9,000円	—
3-60	モリブデン	8,000円	—
3-61	よう素	10,000円	—
3-62	シアン化合物	8,000円	シアン
3-63	水中溶出率	別途表示	試験・調査手数料の欄を参照
3-64	電気伝導率	2,200円	EC
3-65	強熱減量	6,000円	灼熱損量
3-66	比重	7,000円	—
3-67	容積重(単位容積質量)	3,500円	—
		6,500円	容積密度(仮比重)で水分を測定する場合
3-68	硬度	3,000円	乾燥を必要としない場合。粒度を指定する場合は3-71を加算
		4,000円	乾燥を必要とする場合。粒度を指定する場合は同上
3-69	粉化率	9,000円	ボールミル法
3-70	安息角	5,000円	—
3-71	ふるい分け試験	2,000円	ふるい2枚まで1枚につきの料金
		1,000円	3枚目から1枚につきの料金
3-72	肥料の水中の崩壊試験	10,000円	—
3-73	肥料の土中の崩壊試験	20,000円	—
3-74	肥料の浮上試験	10,000円	—
3-75	陽イオン交換容量(CEC)	15,000円	塩基置換容量

分析項目		単価	備考
3-76	溶出試験	—	農業廃棄物の判定基準
3-76-01	溶出液の調整	9,000 円	試料 1 個についての手数料
3-76-02	アルキル水銀	20,000 円	—
3-76-03	水銀またはその化合物	9,000 円	—
3-76-04	カドミウムまたはその化合物	6,000 円	—
3-76-05	鉛またはその化合物	6,000 円	—
3-76-06	有機りん化合物	18,000 円	—
3-76-07	六価クロム化合物	5,000 円	—
3-76-08	ひ素またはその化合物	7,000 円	—
3-76-09	シアン化合物	7,000 円	—
3-76-10	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	35,000 円	—
3-76-11	トリクロロエチレン	20,000 円	項目 11~13 を, 同時に 2 項目実施する場合の手数料は 25,000 円
3-76-12	テトラクロロエチレン	20,000 円	
3-76-13	1,1,1-トリクロロエタン	20,000 円	
3-76-14	農薬類	別途提示	—
3-77	M/50 塩酸消費量	5,000 円	尿素を対象 (JIS K1458)
3-78	濁度	5,000 円	尿素を対象 (JIS K1458)
3-79	ホルムアルデヒド	9,000 円	尿素, ホルムアルデヒド加工尿素
		15,000 円	複合肥料の場合
		20,000 円	複合肥料でタンパク質を含む場合
3-80	その他	別途提示	—

注 1) 乾物換算値を必要とする場合、または水分の定量を必須条件とする分析項目については、水分の分析料 3,500 円を加算します。ただし水分の測定を同時に依頼される場合は不要です。

注 2) 分析試料溶液の調製にアルカリ融解 (または焼成) を要する場合には、試料 1 点につき 8,000 円、またフッ化水素酸処理をする場合には、同じく 5,000 円をそれぞれ加算します。この加算は肥料、肥料原料以外にも同様に適用します。

注 3) この手数料は肥料分析法に記載の方法のほか、土壤環境分析法 (日本土壤肥料学会監修) 等、当協会で常法としている方法で定量する場合に適用されます。

注 4) 定性分析は、上表の手数料の半額とします。

#### 4. ケミカル・有機工業薬品

分析項目		単価	英名
4-01	密度, 比重	—	Density, Specific gravity
	浮きばかり	3,500 円	Hydrometer
	ピクノメータ	7,000 円	Pycnometer
	酒精度, アルコール度数	7,000 円	Alcohol degree
	ブリックス度	7,000 円	Brix degree
	ハーバード法	10,000 円	Harvard method
	かさ密度	20,000 円	Bulk density
	密度補正係数	25,000 円	Density conversion factor
	容量補正係数	25,000 円	Volume conversion factor

	分析項目	単価	英名
	蒸気密度	30,000 円	Vapor density
4-02	色	—	Color
	Pt-Co 色	4,000 円	Platinum - cobalt scale (Pt-Co)
	ASTM 色	4,000 円	ASTM color scale
	Saybolt 色	4,000 円	Saybolt color scale
	Gardner 色	4,000 円	Gardner color scale
	加熱色	9,400 円	Color after heating
4-03	水分	—	Water, Moisture
	KF 法	5,500 円	Karl Fischer titration
	加熱乾燥法	5,500 円	Drying method
	蒸留法	5,500 円	Distillation method
	加熱気化-KF 法	9,000 円	Heat-evaporation method
4-04	塩分	—	Chloride
	塩分 (無機塩素, 比濁法)	9,400 円	Inorganic chloride
	全塩素分 (微量電量滴定法)	15,000 円	Total chloride
	有機塩素	24,400 円	Organic chloride
	酸水素炎燃焼	13,500 円	Oxyhydrogen flame combustion
	モール法	9,400 円	Mohr method
	電位差沈澱滴定法 (硝酸銀滴定法)	13,500 円	Potentiometry
	イオンクロマト	15,000 円	Ion chromatography
4-05	蒸留試験	—	Distillation
	常圧蒸留	7,000 円	Atmospheric distillation
	水蒸気蒸留	15,000 円	Steam distillation
	減圧蒸留	25,000 円	Vacuum distillation
4-06	酸価・アルカリ価・中和価	4,500 円	Acidity, Alkalinity, Neutrarity
	指示薬滴定	10,000 円	pH Indicator method
	電位差滴定法	9,400 円	Potentiometry
	加熱後の酸価 (指示薬滴定法)	10,000 円	Acidity after heating
4-07	硫黄分	—	Sulfur
	比濁法	9,400 円	Turbidmetry
	沈澱重量法	12,000 円	Precipitation gravimetry
	微量電量法	12,000 円	Coulometry
	蛍光紫外法	12,000 円	Ultraviolet fluorescence method
	ボンベ法	15,000 円	Bomb method
	酸水素炎燃焼	15,000 円	Oxyhydrogen flame combustion
	硫化水素	15,000 円	Hydrosulfide
亜硫酸定性	9,400 円	Sodium sufurous	
4-08	ガスクロ分析		Gas chromatography
	ガスクロマトグラフィー	9,400 円	FID, TCD, ECD, FPD, NPD, SCD
	ガスクロ質量分析 (GC-MS)	55,000 円	Gas chromatography-Mass spectrometry
	熱分解法 GC-MS	70,000 円	Pyrolysis GC-MS
	固相抽出-GC-MS	70,000 円	GC-MS (Solid-phase extraction)

分析項目	単価	英名
4-09 純度	9400 ~	Purity
4-10 水溶性	7,000 円	Water solubility, Water miscibility
4-11 不揮発分	7,000 円	Non-volatile matter
4-12 臭い	2,200 円	Odor
4-13 過マンガン酸カリウム試験	7,000 円	Permanganate test
4-14 硫酸着色試験	9,400 円	Acid wash color
4-15 灰分	7,000 円	Ash
4-16 インヒビター	9,400 円	Inhibitor
4-17 ポリマー	9,400 円	Polymer
4-18 pH	3,000 円	pH
4-19 電気伝導度	7,000 円	Electric conductivity
4-20 不ケン価物	15,000 円	Non-saponificated matter
4-21 沸点 (平衡還流法)	7,000 円	Boiling point
4-22 融点 (試験管法)	12,000 円	Melting point (Testing tube method)
4-23 融点 (熱分析法)	20,000 円	Melting point (Thermal analysis)
4-24 ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
4-25 臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
4-26 溶媒不溶分 (ろ過法)	9,400 円	Suspended matter (Filtration method)
4-27 UV 吸収, 光学密度	9,400 円	Ultraviolet absorption
4-28 カルボニル価	15,000 円	Carbonyl value
4-29 エステル価	15,000 円	Ester value
4-30 ケン化価	15,000 円	Saponificaion value
4-31 水酸基価	15,000 円	Hydroxyl value
4-32 アセチル価	15,000 円	Acetyl value
4-33 ヨードホルム生成物質	9,400 円	Aldehyde, Ketone
4-34 アンモニア	9,400 円	Ammonia
4-35 過酸化物	9,400 円	Peroxide
4-36 屈折率	4,500 円	Refractive Index
4-37 沈殿物・浮遊物 (フィルターろ過法)	9,400 円	Suspended matter (Filtration method)
4-38 アニリン点, 混合アニリン点	12,000 円	Aniline point, Mixed aniline point
4-39 酸化安定度 (ボンベ法)	12,000 円	Oxydation stability
4-40 凝固点	9,400 円	Freezing poion
4-41 発火点	25,000 円	Ignition point
4-42 混濁度	7,000 円	Turbidily
4-43 金属	9,400 円	Metal (ICP 発光分光, 原子吸光の項を参照)
4-44 ドクターテスト	15,000 円	Doctor test
4-45 ヒ素分析 (グッツァイト法)	15,000 円	Arsenic analysis
4-46 水銀 (水銀メータ)	15,000 円	Mercury analyzer
4-47 界面活性剤 (定性, 定量)	15,000 円	Surfactant
4-48 ガソリン混合試験	7,000 円	Miscibility with gasoline
4-49 界面張力	15,000 円	Surface tension
4-50 紫外線照射機	7,000 円	Ultraviolet irradiation
4-51 ガス検出		Gas detection

	分析項目	単価	英名
	ガス検知管 (成分毎)	9,400 円	Gas detecting tube
	ガス検知メータ (成分毎)	9,400 円	Gas detector
	異臭分析 (定性定量分析)	70,000 円	Foreign odor (GC-MS)
	液クロ分析		
4-52	LC カラムクロマト	9,400 円	Column chromatography
	LC イオン交換カラムクロマト	15,000 円	Ion-exchange chromatography
	高速液体クロマトグラフィー	—	High performance liquid chromatography
4-53	高速液クロ (HPLC)	22,000 円	HPLC
	サイズ排除クロマトグラフィー	30,000 円	GPC, GFC
	分子量分布測定	70,000 円	Molecular weight distribution
4-54	イオンクロマトグラフィー	12,000 円	Ion chromatography
	窒素	—	Nitrogen
4-55	ケルダール法	4,500 円	Kjeldahl method
	揮発性塩基性窒素	9,400 円	Volatile base nitrogen
	微量電量窒素	15,000 円	Coulometry
4-56	発火点	25,000 円	Ignition point
	引火点	—	Flash point
	タグ密閉式	4,500 円	TCC (Tag closed tester)
	タグ開放式	4,500 円	TOC (Tag open cup)
4-57	クリーブランド開放式	4,500 円	COC (Cleveland open cup)
	エーベルペンスキー開放式	4,500 円	Abel-Pensky open cup
	セタ密閉式	4,500 円	SCC (Seta closed cup)
	セタ開放式	4,500 円	SOC (Seta open cup)
	燃焼点	4,500 円	Burning point, Fire point
	自動滴定装置	—	Autotitration
4-58	分極滴定	9,400 円	Polarization titration
	沈澱滴定	9,400 円	Precipitation titration
	電気滴定	9,400 円	Electrometric titration
	電位差滴定	9,400 円	Potentiometric titration
	酸化還元滴定	9,400 円	Oxidation-reduction titration
	赤外線吸収スペクトル分析	—	Infrared absorption spectrometry
4-59	ATR 法	15,000 円	ATR method
	熱分解法	18,000 円	Pyrolysis IR
	原子吸光光度計	—	Atomic absorption spectrometry
4-60	フレイム	9,400 円	Flame method
	ファーネス	9,400 円	Furnace AAS (flame-less)
	還元気化法	12,000 円	Reduction volatilization method
	水素化法	12,000 円	Hydrogenation metho
	水銀 (金アマルガム法)	30,000 円	Mercury(Gold amalgam method)
	発光分光光度計 (ICP)	—	ICP spectrometry
4-61	元素毎	9,400 円	Each element
	多元素同時分析	35,000 円	Simultaneous analysis
	電子顕微鏡	—	Electron microscope
4-62	走査型電子顕微鏡 (SEM)	25,000 円	Scanning electron microscope

	分析項目	単価	英名
	X線マイクロ分析 (EDX)	25,000 円	Energy dispersive X-ray microanalyzer
4-63	光学顕微鏡	—	Optical microscope
	実体顕微鏡	7,000 円	Stereomicroscope
	透過モード	15,000 円	Transmission method
	落射モード	15,000 円	Incident method (Dark/Bright field)
	位相差モード	15,000 円	Phase contrast microscope
	微分干渉 (ノマルスキー式)	15,000 円	Differential interference contrast microscope
	偏光	15,000 円	Polarization microscope
	共焦点顕微鏡	30,000 円	Confocal microscope
4-64	熱分析	—	Thermal analysis
	熱重量分析 (TG)	20,000 円	Thermogravimetric analysis
	示差熱量分析 (DTA)	20,000 円	Differential scanning calorimeter
	示差走査熱量分析 (DSC)	20,000 円	differential thermal analysis
4-65	粘度	—	Viscosity
	動粘度	5,500 円	Kinematic viscosity
	絶対粘度	9,000 円	Dinamic viscosity
	回転粘度計	9,000 円	Rotational viscometer
	振動粘度計	9,000 円	Oscillation viscometer
	粘度指数	12,000 円	Viscosity index

## 5. 石油分析 (JIS 規格・揮発油品確法に基づく分析)

揮発油 (ガソリン)		試料量	単価	強制項目	表示項目
5-1-01	鉛	50ml	13,500 円	○	○
5-1-02	硫黄分	20ml	9,400 円	○	○
5-1-03	MTBE	10ml	9,000 円	○	○
5-1-04	ベンゼン	10ml	9,000 円	○	○
5-1-05	灯油混入	10ml	9,000 円	○	○
5-1-06	メタノール	10ml	9,000 円	○	○
5-1-07	エタノール	10ml	8,000 円	○	○
5-1-08	酸素量	10ml	8,000 円	○	○
5-1-09	実在ガム	100ml	9,000 円	○	○
5-1-10	色	50ml	2,200 円	○	○
5-1-11	オクタン価	1,200ml	30,000 円	—	○
5-1-12	密度	20ml	3,500 円	—	○
5-1-13	蒸留性状	150ml	7,000 円	—	○
5-1-14	銅板腐食	50ml	5,500 円	—	○
5-1-15	蒸気圧	100ml	11,000 円	—	○
5-1-16	酸化安定度	100ml	15,000 円	—	○
合計 (消費税抜き)		1,900ml	158,100 円	86,100 円	158,100 円

灯油		試料量	単価	強制項目	表示項目
5-2-01	硫黄分	20ml	9,400 円	○	○
5-2-02	引火点	100ml	4,500 円	○	○
5-2-03	色 (セーボルト色)	50ml	4,000 円	○	○

灯油		試料量	単価	強制項目	表示項目
5-2-04	蒸留性状	150ml	7,000円	—	○
5-2-05	煙点	50ml	10,000円	—	○
5-2-06	銅板腐食	100ml	5,500円	—	○
合計（消費税抜き）		470ml	40,400円	17,900円	40,400円

軽油		試料量	単価	強制項目	表示項目
5-3-01	硫黄分	20ml	9,400円	○	○
5-3-02	セタン指数	150ml	3,500円	○	○
5-3-03	蒸留性状	150ml	7,000円	○	○
5-3-04	脂肪酸メチルエステル、トリグリセリド	10ml	31,000円	○	○
5-3-05	引火点（ペンスキーマルテンス法）	150ml	4,500円	—	○
5-3-06	流動点	50ml	6,000円	—	○
5-3-07	目詰まり点	50ml	12,500円	—	○
5-3-08	10%残留炭素	200ml	12,500円	—	○
5-3-09	動粘度	50ml	5,500円	—	○
合計（消費税抜き）		830ml	91,900円	50,900円	91,900円

BDF 混合軽油		試料量	単価	強制項目	表示項目
5-4-01	硫黄分	20ml	9,400円	○	○
5-4-02	セタン指数	150ml	3,500円	○	○
5-4-03	蒸留性状（90%留出温度）	150ml	7,000円	○	○
5-4-04	脂肪酸メチルエステル、トリグリセリド	10ml	31,000円	○	○
5-4-05	メタノール	10ml	32,500円	○	○
5-4-06	酸価	50ml	6,500円	○	○
5-4-07	ギ酸、酢酸及びプロピオン酸	10ml	22,000円	○	○
5-4-08	酸価の増加	100ml	40,000円	○	○
5-4-09	引火点（PMCC法）	150ml	4,500円	—	○
5-4-10	流動点	50ml	6,000円	—	○
5-4-11	目詰まり点	50ml	12,500円	—	○
5-4-12	10%残留炭素	200ml	12,500円	—	○
5-4-13	動粘度	50ml	5,500円	—	○
合計（消費税抜き）		1,000ml	192,900円	151,900円	192,900円

重油		試料量	単価	強制項目	表示項目
5-4-01	硫黄分	10ml	9,400円	○	—
5-4-02	反応（無機酸）	100ml	3,500円	○	—
合計（消費税抜き）		200ml	16,400円	12,900円	—

## 6. 石油分析 (IS08217、船用燃料油 F0/MDO)

重油 (IS08217-2010)	試料量	Grade		Item (英名)
		RMA 10 ~ RMK 700		
6-1-01 密度 (振動式密度計法)	10ml	3,500 円		Density
6-1-02 動粘度 @50℃	50ml	5,500 円		Kinematic viscosity
6-1-03 CCAI	—	1,000 円		CCAI
6-1-04 硫黄分 (励起法)	20ml	9,400 円		Sulfur
6-1-05 引火点 (PM)	150ml	4,500 円		Flash point (PM)
6-1-06 硫化水素	100ml	25,000 円		Hydrogen sulfide
6-1-07 酸価	100ml	6,500 円		Acid number
6-1-08 潜在トータルセジメント	30ml	15,000 円		Total sediment (potential)
6-1-09 残留炭素分 (マイクロ法)	10ml	5,500 円		Micro carbon residue
6-1-10 流動点	100ml	6,500 円		Pour point
6-1-11 水分 (蒸留法)	100ml	5,500 円		Water by distillation
6-1-12 灰分	10ml	6,000 円		Ash
6-1-13 バナジウム	30ml	9,400 円		Vanadium (V)
6-1-14 ナトリウム	30ml	9,400 円		Sodium (Na)
6-1-15 アルミニウムおよびケイ素	30ml	22,900 円		Aluminium plus silicon
6-1-16 カルシウム	30ml	9,400 円		Calcium (Ca)
6-1-17 亜鉛	30ml	9,400 円		Zinc (Zn)
6-1-18 リン	30ml	9,400 円		Phosphorus (P)
合計 (消費税抜き)	—	163,800 円		—

ディーゼル燃料油 (IS08217-2010)	試料量	Grade				Item (英名)
		DMX	DMA	DMZ	DMB	
6-2-01 動粘度 @40℃	50ml	5,500 円	5,500 円	5,500 円	5,500 円	Kinematic viscosity
6-2-02 密度 (振動式密度計法)	10ml	—	3,500 円	3,500 円	3,500 円	Density
6-2-03 セタン指数	110ml	10,500 円	10,500 円	10,500 円	—	Cetane index
6-2-04 硫黄分 (励起法)	20ml	9,400 円	9,400 円	9,400 円	9,400 円	Sulfur (S)
6-2-05 引火点 (PM)	150ml	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	Flash point (PM)
6-2-06 硫化水素	100ml	25,000 円	25,000 円	25,000 円	25,000 円	Hydrogen sulfide
6-2-07 酸価	100ml	6,500 円	6,500 円	6,500 円	6,500 円	Acid number
6-2-08 実在トータルセジメント	15ml	—	—	—	10,000 円	Total sediment (Potential)
6-2-09 酸化安定度	400ml	40,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	Oxydation stability
6-2-10 10%残油の残留炭素分	10ml	12,500 円	12,500 円	—	—	10% carbon residue
6-2-11 残留炭素分 (マイクロ法)	5ml	—	—	5,500 円	5,500 円	Micro carbon residue
6-2-12 曇り点	50ml	5,500 円	—	—	—	Cloud point
6-2-13 流動点	100ml	—	6,000 円	6,000 円	6,000 円	Pour point
6-2-14 外観	500ml	2,200 円	2,200 円	—	—	Appearance
6-2-15 灰分	10ml	—	—	6,000 円	6,000 円	Ash
6-2-16 潤滑性 (HFRR)	10ml	40,000 円	40,000 円	40,000 円	40,000 円	Lubricityv (HFRR)
合計 (消費税抜き)	—	156,100 円	160,100 円	156,900 円	156,400 円	—

## 7. 石油分析（軽油）

	軽油	試料量	単価	Gas oil	対応規格			
					JIS	ASTM	EN/ISO	IP
7-01	密度（振動式密度計法）	5ml	3,500円	Density digital density meter	K 2249	D 4052 D 5002	ISO 12185	365
7-02	密度（ふひょう法）	500ml	3,500円	Density by hydrometer	K 2249	D 1298	ISO 3675	160
7-03	API度 @60°F（計算のみ）	5ml	1,000円	API gravity @60°F	K 2249	D 1250	-	-
7-04	外観	1,000ml	2,200円	Appearance	-	D 4176-1	-	-
7-05	外観（ヘイズレイティング）	1,000ml	4,000円	Appearance (Haze rating)	-	D 4176-2	-	-
7-06	色（ASTM）	50ml	4,000円	Color	K 2580	D 1500 D 6045	ISO 2049	196
7-07	セタン価	4,000ml	60,000円	Cetane number	K 2280	D 613	ISO 5165	41
7-08	セタン指数（4変数法；蒸留，密度込み）	1,100ml	1,000円	Cetane Index (4 Variable Equation)	K 2280	D 4737	ISO 4264	380
7-09	セタン指数（2変数法；蒸留，密度込み）	1,100ml	1,000円	Cetane Index (4 Variable Equation)	-	D 976	-	-
7-10	ディーゼル指数	20ml	9,500円	Diesel index	-	-	-	-
7-11	蒸留性状（常圧）	100ml	7,000円	Distillation	K 2254	D 86	ISO 3405	123
7-12	蒸留性状（ガスクロ法）	10ml	25,000円	Biling range distribution by gas chromatography	K 2254 (参考)	D 2887	ISO 3924	406
7-13	引火点（PM）	250ml	4,500円	Flash-Point by PM Closed Cup Tester	K 2265-3	D 93	ISO 2719	34
7-14	硫黄分（酸価分解・紫外蛍光法）	5ml	9,400円	Sulfur by Ultraviolet Fluorescence1	K 2541-6	D 5453	ISO 20846	490
7-15	硫黄分（微量電量滴定式酸化法）	5ml	9,400円	Sulfur by Oxidative Microcoulometry	K 2541-2	D 3120	ISO/DIS 16591	373
7-16	硫黄分（励起法）	20ml	9,400円	Sulfur by EDX	K 2541-4	D 4294	ISO 8754	336
7-17	曇り点	45ml	5,500円	Cloud point	K 2269	D 2500	ISO 3015 EN 23015	219
7-18	目詰まり点（CFPP）	50ml	12,500円	Cold filter plugging point	K 2288	D 6371	EN 116	309
7-19	流動点	100ml	6,000円	Pour point	K 2269	D 97 D 5950	ISO 3016	15
7-20	10%残留炭素分（コンラドソン法）	200ml	12,500円	Conradoson carbon residue on 10% distillation residue	K 2270	D 189	ISO 6615	13
7-21	10%残留炭素分（マイクロ法）	200ml	12,500円	Micro carbon residue on 10% distillation residue	K 2270	D 4530	ISO 10370	398
7-22	10%残留炭素分（ラムスボトム法）	200ml	18,500円	Ramsbottom carbon residue on 10% distillation residue	-	D 524	-	14
7-23	灰分	100ml	6,000円	Ash	K 2272	D 482	ISO 6245	4
7-24	芳香族分および多環芳香族分（HPLC法）	20ml	30,000円	Aromatic hydrocarbons and PAH[ (and Polyaromatic hydrocarbons)	-	D 6591	EN 12916	391
7-25	芳香族分および多環芳香族分（超臨界クロマト法）	-	50,000円	Aromatic hydrocarbons (and Polyaromatic hydrocarbons)	-	D 5186	-	-
7-26	炭化水素タイプ分析（HPLC法）	50ml	30,000円	Aromatics	JPI-5S-49	-	-	-
7-27	導電率	300ml	5,500円	Electric conductivity	K 2276	D 2624	ISO 6297	274
7-28	銅板腐食試験	50ml	5,500円	Copper corrosion	K 2513	D 130	ISO 2160	154
7-29	潤滑性（HFRR）	50ml	40,000円	Lubricity HFRR	JIP-5S-50	D 6079	EN 12156-1	450
7-30	強酸価（指示薬法）	100ml	6,500円	Strong acid number (Color indicator)	K 2501	D 974	ISO 6618	136
7-31	酸価（電位差滴定法）	40ml	9,500円	Acid number (Electric titration)	K 2501	D 664	ISO 6619	177

	軽油	試料量	単価	Gas oil	対応規格			
					JIS	ASTM	EN/ISO	IP
7-32	酸価 (指示薬法)	100ml	6,500 円	Acid number (Color indicator titration)	K 2501	D 974	ISO 6618	139
7-33	全塩素	10ml	15,000 円	Total chlorine	-	D 5808	-	-
7-34	窒素分 (化学発光法)	10ml	9,400 円	Nitrogen	K 2609	D 4629	-	-
7-35	酸化安定度	400ml	40,000 円	Oxidation Stability	-	D 2274	EN ISO 12205	388
7-36	High temperature stability (90 minnute @150oC)	500ml	25,000 円	High temperature stability	-	D 6468	-	-
7-37	きょう雑物	1,000ml	10,000 円	Particulate matter	-	D 6217	ISO 15167 EN 12662	440
7-38	セジメント (抽出セジメント)	20ml	10,000 円	sediment by extraction	-	D 473	ISO 3735	53
7-39	水混分	100ml	6,500 円	Water and sediment	K 2601	D 2709	ISO 3734	-
7-40	水分(KF 式, 電量滴定法)	20ml	5,500 円	Water by coulometric titlation	K 2275	D 6304	ISO 12937	438
7-41	水分(KF 式, 容量滴定法)	20ml	5,500 円	Water by volumetric Karl-Fisher titlation	K 2275	D 1744	ISO 6296	439
7-42	水分(蒸留法)	100ml	5,500 円	Water by distillation	K 2275	D 95 D 4006	ISO 3733	74
7-43	脂肪酸メチルエステル (FAME)	100ml	30,000 円	FAME content	-	-	EN 14078	-
7-44	Filter blocking tendency (FBT)	350ml	30,000 円	Filter blocking tendency	-	D 2068	-	387
7-45	総発熱量	50ml	9,400 円	Gross Caloric Value	K 2279	D 4809 D 4868	ISO 15911	355
7-46	真発熱量 (計算のみ)	50ml	9,400 円	Net Caloric Value (calculation)	K 2279	D 4529 D 4868	ISO 3648	381
7-47	微生物試験	50ml	30,000 円	Microbial Count	-	-	-	385

## 8. 石油分析 (ジェット燃料油・成分分析・潤滑油・ピッチ)

JET 燃料 (DEFSTAN 91-91) Issue 7		試料量	単価	JET fuel oil (DEFSTAN)
8-1-01	外観	50ml	2,200 円	Visual appearance
8-1-02	色	100ml	4,000 円	Colour
8-1-03	きょう雑物 (重量法)	4,000ml	10,000 円	Particulate contamination
8-1-04	きょう雑物 (粒度分布)	400ml	28,000 円	Particulate count
8-1-05	酸価	20ml	6,500 円	Total acidity
8-1-06	芳香族 (蛍光指示薬法)	10ml	30,000 円	Aromatics
8-1-07	全芳香族 (HPLC 法)	10ml	30,000 円	Total aromatics
8-1-08	硫黄分	10ml	9,400 円	Sulphur, total
8-1-09	メルカプタン硫黄分	20ml	9,400 円	Sulphur, Mercaptan
8-1-10	ドクターテスト	10ml	9,400 円	Doctor Test
8-1-11	蒸留性状	100ml	7,000 円	Distillation
8-1-12	引火点	110ml	4,500 円	Flash point
8-1-13	密度 @15°C	5ml	3,500 円	Density at 15 ° C
8-1-14	析出点	50ml	10,000 円	Freezing point
8-1-15	動粘度 @-20°C	50ml	11,000 円	Viscosity at minus 20 ° C
8-1-16	煙点	20ml	10,000 円	Smoke point
8-1-17	ナフタレン	10ml	10,000 円	Naphthalenes

JET 燃料 (DEFSTAN 91-91) Issue 7		試料量	単価	JET fuel oil (DEFSTAN)
8-1-18	発熱量 (計算のみ)	0ml	1,000 円	Specific energy (Calculation)
8-1-19	銅板腐食 @50°C, 3h	50ml	5,500 円	Copper strip@50°C, 3h
8-1-20	熱安定性 (JFTOT)	700ml	52,000 円	Thermal stability (JFTOT)
8-1-21	実在ガム	50ml	20,000 円	Existent gum
8-1-22	水分離指数 (MSEP)	50ml	25,000 円	Microseparator (MSEP)
8-1-23	導電率	300ml	5,500 円	Electrical conductivity
合計 (消費税別途)		6,125ml	303,900 円	—

成分分析		試料量	単価	Petroleum component analysis
8-2-01	FIA 分析	0ml		FIA analysis
8-2-02	PONA 分析	5ml	50,000 円	PONA analysis
8-2-03	PIONA 分析	5ml	50,000 円	PIONA analysis
8-2-04	SARA 分析 (TLC-FID)	10ml	30,000 円	SARA analysis (TLC-FID)
8-2-05	SARA 分析 (カラムクロマト法)		50,000 円	SARA analysis (Column Chromatography)
8-2-06	アスファルテン	10ml	13,500 円	Asphaltenes
8-2-07	レジン	0ml	50,000 円	Resin
8-2-08	ワックス	5ml	9,500 円	Wax
8-2-09	芳香族分 (タイプ分析 JPI 法)	300ml	30,000 円	Aromatics JPI method (HPLC)
8-2-10	芳香族分 (軽油, HPLC 法)	300ml	30,000 円	Aromatics (HPLC) of Gas oil
8-2-11	芳香族分 (航空燃料油, HPLC 法)	300ml	30,000 円	Aromatics (HPLC) of Jet fuel oil
8-2-12	芳香族分 (超臨界クロマト法)	300ml	50,000 円	Aromatics by Supercritical Fluid Chromatography
8-2-13	潤滑油中の石油分 (税関分析法)	300ml	50,000 円	Petroleum content in lubrication oil
8-2-14	アニリン点	20ml	6,000 円	Aniline point
8-2-15	環分析 (n-d-M 法)	200ml	30,000 円	Ring analysis (n-d-M method)

潤滑油分析		試料量	単価	Grease (Grade 1)
8-3-01	酸価	40ml	9,500 円	Acid value
8-3-02	塩基価	40ml	9,500 円	Dropping point
8-3-03	引火点 (COC 法)	160ml	4,500 円	
8-3-04	軽油希釈率	50ml	10,500 円	Copper corrosion
8-3-05	ガソリン希釈率	10ml	6,000 円	Ash
8-3-06	水分	20ml	10,500 円	Water content
8-3-07	ペンタン不溶分 (A 法)		8,000 円	Pentane insolubles
8-3-08	凝集ペンタン不溶分 (B 法)		8,000 円	Pentane insolubles
8-3-09	トルエン不溶分		8,000 円	Toluene insolubles
8-3-10	動粘度	40ml	5,500 円	Kinematic viscosity
8-3-11	粘度指数 (粘度測定 2 点含む)	80ml	11,000 円	Viscosity index
合計 (消費税別途)			91,000 円	—

アスファルト・ピッチ・クレオソート油		試料量	単価	Item (英名)
8-4-01	軟化点 (環球式)	200g	10,000 円	Softning point
8-4-02	引火点	200g	9,000 円	Flash point
8-4-03	密度 @15°C	100g	15,000 円	Density at 15 ° C
8-4-04	トルエン不溶分	50g	8,000 円	Toluene insolubles
8-4-05	キノリン不溶分	50g	8,000 円	Toluene insolubles
8-4-06	蒸留試験	300g	14,000 円	Distillation
8-4-07	ワックス	300g	13,500 円	Wax content
8-4-08	固定炭素	50g	20,000 円	Fixed carbon
8-4-09	コークス残分	50g	25,000 円	Cokes rersidue

## 9. 異物・付着物

異物・付着物		試料量	単価	Item (英名)
9-01	光学顕微鏡観察	1ml	20,000 円	Optical Microscope
9-02	赤外線吸収スペクトル分析	1ml	15,000 円	Infrared absorbance spectrometry
9-03	走査型電子顕微鏡-EDX 分析	1ml	20,000 円	SEM-EDX analysis
9-04	熱分析 (TG-DTA, DSC)	1ml	25,000 円	Thermal analysis
9-05	X線回折	2ml	20,000 円	X-ray Diffraction
9-06	ICP 分析 (金属分析等)	20ml	25,000 円	ICP analysis
9-07	溶解性試験	10ml	15,000 円	Solubility test
9-08	pH, 酸性度・アルカリ性度	20ml	10,000 円	pH, Acid and alkali
9-09	酸化還元性試験	20ml	10,000 円	Oxidation reduction reaction
9-10	ガスクロマトグラフィー	5ml	15,000 円	Gas chromatography
9-11	ガスクロマトグラフィー質量分析	5ml	55,000 円	Gas chromatography - Mass spectrometry
9-12	高速液体クロマトグラフィー	5ml	25,000 円	High performance chromatography
9-13	異臭分析	10ml	70,000 円	Foreign odor analysss
9-14	可視紫外線吸収スペクトル分析	10ml	10,000 円	Spectrophotometry
9-15	蛍光スペクトル分析	10ml	15,000 円	Fluoresence spectrometry
9-16	前処理各種	10ml	7,000 円～	Pretreatment
9-17	諸経費 (データ解析・報告書作成等)	0ml	分析費用の 30%	Overhead costs
合計 (消費税別途)			—	平均的な費用 (60,000 円～120,000 円)

## 10. 軽油混入成分 (軽油引き取り税)

軽油混入成分		試料量	単価	Item (英名)
10-01	クマリン含有量	50ml	15,000 円	Optical Microscope
10-02	赤外線吸収スペクトル分析	1ml	15,000 円	Infrared absorbance spectrometry
10-03	蒸留試験	100ml	7,000 円	Distillation
10-04	密度	20ml	3,500 円	Density
10-05	外観・色調	—	2,200 円	Appearance, Color
10-06	硫黄分	5ml	9,400 円	Sulfur
10-07	灯油混入量	100ml	9,000 円	Kerosene fraction content

軽油混入成分		試料量	単価	Item (英名)
10-08	A重油混入量	20ml	25,000円	Diesel oil content
10-09	サンプル写真	—	2,000円	Photograph
合計 (消費税別途)			88,100円	—

## 10. 1/2. グリース

グリース1種		試料量	単価	Item (英名)
11-1-01	混和ちょう度	500ml	10,500円	
11-1-02	滴点	10ml	10,500円	Dropping point
11-1-03	銅版腐食	50ml	10,500円	Copper corrosion
11-1-04	灰分	10ml	6,000円	Ash
11-1-05	水洗耐水度 (38°C, 1h)	20ml	10,500円	
11-1-06	水分	50ml	5,500円	Water content
合計 (消費税別途)			53,500円	—

グリース2種		試料量	単価	Item (英名)
11-2-01	混和ちょう度	500ml	10,500円	
11-2-02	滴点	10ml	10,500円	Dropping point
11-2-03	銅版腐食	50ml	10,500円	Copper corrosion
11-2-04	蒸発量	40ml	26,000円	Evaporation
11-2-05	水洗耐水度 (38°C 1時間)	20ml	10,500円	
11-2-06	水分	50ml	5,500円	Water content
合計 (消費税別途)			73,500円	—

## 11. 脂肪酸メチルエステル (FAME)

脂肪酸メチルエステル (FAME)		試料量	単価	自動車工業会規格 JASO M 360	欧州規格 EN 14214
11-01	エステル分	5ml	48,000円	EN 14103	EN 14103
11-02	密度@15°C	10ml	3,500円	JIS K 2249	EN ISO 12185
11-03	動粘度@40°C	50ml	5,500円	JIS K 2283	EN ISO 3675
11-04	引火点	50ml	4,500円	JIS K2265	prEN ISO 3679
11-05	硫黄分	150ml	9,400円	JIS K 2541-6	prEN ISO 20846
11-06	10%残油の残留炭素分	220ml	31,500円	JIS K 2270	EN ISO 10370
11-07	セタン価	30,000ml	60,000円	JIS K 2280	EN ISO 5165
11-08	硫酸灰分	80ml	6,000円	JIS K 2272	EN ISO 3675
11-09	水分	100ml	5,500円	JIS K2275	ISO 3987
11-10	固形不純物	500ml	10,000円	EN 12662	EN 12662
11-11	銅板腐食試験@50°C, 3h	50ml	5,500円	JIS K 2513	EN ISO 2160
11-12	酸化安定性	10ml	20,000円	当事者間の合意	EN 14112
11-13	酸価	50ml	6,500円	JIS K 2501	ISO 14111
11-14	ヨウ素価	10ml	9,000円	JIS K 0070	ISO 14105
11-15	リノレン酸メチル	5ml	48,000円 (注1)	EN 14103	EN 14103

脂肪酸メチルエステル (FAME)		試料量	単価	自動車工業会規格 JASO M 360	欧州規格 EN 14214
11-16	メタノール	15ml	25,000 円	EN 14110	EN 14110
11-17	モノグリセライド, ジグリセライド, トリグリセライド, 遊離グリセリン, 全グリセリン	5ml	68,000 円	EN 14105	EN 14105
11-18	金属 (Na+K)	10ml	18,800 円	EN 14108	EN 14108
11-19	金属 (Ca+Mg)	10ml	18,800 円	EN 14538	EN 14538
11-20	りん	5ml	9,400 円	EN 14107	EN 14107
11-21	低温流動性(注2)	50ml	22,500 円	当事者間の合意	—
合計 (消費税別途)			412,900 円	435,400	412,900 円

注1) エステル分を測定する場合は、リノレン酸メチルの費用はかかりません。

注2) 低温流動性は、当事者間の合意で実施します。一例として、試料を使用してB5軽油を調整後に流動点および目詰まり点(CFPP)を実施する場合の料金を記載します。

## 1.2. 消防法危険性評価

第4類関連 (引火性液体)		試料量	単価	備考
12-01	液状確認 (1点)	100ml	5,000 円	
12-02	引火点 (タグ密閉法)	200ml	15,000 円	
12-03	引火点 (セタ密閉法)	50ml	25,000 円	
12-04	引火点 (クリーブランド開放法)	300ml	15,000 円	
12-05	動粘度	500ml	13,000 円	引火点と同温度で測定
12-06	燃焼点	200ml	20,000 円	
12-07	可燃性液体量	100ml	45,000 円	成分組成が既知の場合は省略可
12-08	沸点	200ml	15,000 円	
12-09	発火点	50ml	25,000 円	
12-10	水溶性	100ml	5,000 円	

第2類関連 (引火性固体)		試料量	単価	備考
12-03	引火点 (セタ密閉法)	50g	25,000 円	
12-11	小ガス炎着火試験	100g	15,000 円	

指定可燃物関連 (可燃性液体, 可燃性固体)		試料量	単価	備考
12-03	引火点 (セタ密閉法)	50ml, g	25,000 円	
12-12	融点	50ml, g	10,000 円	
12-13	発熱量	50ml, g	15,000 円	

### 予想類別料金例

以下の料金は、試料の成分組成が既知であり、且つ燃焼点および可燃性が省略できる場合についての例です。

予想類別	液状確認		引火点 タグ	引火点 セタ	引火点 クリーブ ランド	動粘度	沸点	発火点	水溶性	発熱量	融点	合計 (消費税別)
	20℃	40℃										
	5,000円	5,000円	15,000円	25,000円	15,000円	13,000円	15,000円	25,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
第一石油類 特殊引火物	○		○				○		○			40,000円
第一石油類	○		○					○	○			50,000円
第二石油類	○		○			○		○	○			63,000円
第三石油類 特殊引火物	○		○	○		○		○	○			88,000円
第三石油類	○		○		○				○			40,000円
第四石油類 特殊引火物 指定可燃物	○		○		○			○	○			65,000円
指定可燃物	○		○		○							40,000円
	○	○		○								35,000円
	○	○		○						○		55,000円
	○	○		○						○	○	60,000円

### 13. 油脂および油脂原料

分析項目		単価	英名
13-01	油分	5,500円	Oil content
13-02	脂肪 (粗脂肪)	5,500円	Crude fat
13-03	水分	—	Moisture
13-04	カールフィッシャー法	5,500円	Karl Fischer titration
13-05	加熱乾燥法	5,500円	Drying method
13-06	糖分	—	Sugar
	全糖分	8,000円	Total sugar
	転化糖	8,000円	Invert sugar
	還元糖分	8,000円	Reducing sugar
	糖度	7,000円	Polarization
	デンプン	9,000円	Starch
13-07	繊維 (粗繊維)	9,000円	Crude fiber
13-08	窒素化合物	—	Nitrogen component
	タンパク質 (粗タンパク質)	4,500円	Crude protein
	窒素	4,500円	Nitrogen
	アンモニア態窒素	7,000円	Density, Specific gravity
	アンモニア	9,400円	Ammonia
	尿素	9,400円	Urea
	ホルマリン	9,400円	Formalin
13-09	可溶性無窒素物 =水分+粗タンパク質+粗脂肪 +粗繊維+粗灰分	25,000円	Nitrogen free extract
13-10	灰分	7,000円	Ash
13-11	塩分	9,400円	Chloride
13-12	酸価	4,500円	Acidity, Alkalinity, Neutrarity

分析項目	単価	英名
13-13 水溶性酸価	9,000 円	Water soluble acids
13-14 遊離脂肪酸	9,400 円	Free fatty acids of extracted oil
13-15 脂肪酸組成	35,000 円	Fatty acid component
13-16 引火点	4,500 円	Flash point
13-17 燃焼点	4,500 円	Burning point, Fire point
13-18 凝固点	9,400 円	Freezing poion
13-19 屈折率	4,500 円	Refractive Index
13-20 動粘度	5,500 円	Kinemtic viscosity
13-21 エステル価	15,000 円	Ester value
13-22 ケン化価	15,000 円	Saponificaion value
13-23 不ケン価物	15,000 円	Non-saponificated matter
13-24 ヨウ素価	12,000 円	Iodine number
13-25 臭素価・臭素指数	12,000 円	Bromine number
13-26 水酸基価・アセチル価	15,000 円	Hydroxyl value
13-27 過酸化物	9,400 円	Peroxide
ふるい分け試験		Sieve test
13-28 ふるい 3 枚まで	10,000 円	Base cost
4 枚以上 1 枚につき	2,500 円	For every additional screen
色	—	Color
13-29 ガードナー色	4,000 円	Gardner color scale
ロビボンド色	9,400 円	Lovibond color
金属	—	Metal
13-30 ヒ素	15,000 円	Arsenic
水銀	15,000 円	Mercury
リン	9,400 円	Phosphorous
カリウム	9,400 円	Potassium
ナトリウム	9,400 円	Sodium
カルシウム	9,400 円	Calsium

## (14)-2 分析料金

一般財団法人新日本検定協会

TEL 045-473-5815

### 1) 基本料金

当分析料金表は、依頼者により直接分析センター（横浜分析センター、阪神分析センター、川崎分析所、以下同文とする。）に試料を持ちこまれた場合の、通常申込みによる分析基本料金を表示しています。当分析センター以外の弊協会事務所において、分析試料を受けた場合は、当基本料金のほかに下記取扱手数料を加算したものになります。

取扱手数料金(Incidental expenses for analysis)

(分析試料の梱包費、分析センターまでの試料の運搬費及び空の試料用コンテナの返送費、分析センター内での試料の保管費、保存期間経過後の試料の処分費等の諸雑費を意味します。)

液体試料の場合 1 品名 1 件につき…………… 6,600 円

固体試料の場合 1 品名 1 件につき…………… 3,000 円

(注)なお、直接分析センターに試料を持ちこまれた場合でも、試料の保管費及び処理費等原則として 1 品名 1 件につき 1,000~2,200 円を加算したものになります。

料金はすべて実際に分析を行った項目について請求します。ただし、比重と API 度等のように依頼された項目は 2 つでも、一方が計算等によって求められる場合は原則として他の一方は無料です。

当分析基本料金表は、試料の類別毎に分析項目をアルファベット順に記載してありますが、試料の類別によっては分析項目が同じでも分析操作の難易、所要日時の長短により料金が異なります。

### 2) 前処理料金

持ちこまれた試料が通常の容易な調製処理で分析できないときは、事前に試料の前処理、調製等の手数を要するため、基本料金のほかに前処理料金を加算します。(例えば、試料の粉碎調製、事前灰化や湿式分解又は特別な抽出、濃縮、分離等の前処理作業)

① 通常な試料の前処理の場合は 1 試料につき 6,100~25,000 円を加算します。

② 上記の前処理のために甚だしく手数を要するもの(大量又は特殊のもの)については、半日(4 時間以内)につき 25,000 円の割で加算します。

なお前処理の容易な試料や既に調製済みの試料についてはこの前処理料金は加算しません。

### 3) 割増料金

危険物及び毒物の場合

1 品目 1 件につき…………… 基本料金の 10 割増

依頼された分析項目の内容を見て、分析操作上特に危険のあるものや、有毒ガスが多量に発生して分析困難なものについては割増請求します。

時間外分析の場合

- ① 通常申込みにて受け付けた試料については、実際に時間外にわたって分析した場合でも、原則として割増料金は加算請求しません。
- ② 至急申込み、期日指定・特急指定申込みで受け付けた試料については、実際に時間外にわたって分析を行わざるを得なかった場合、又は特定の分析項目のため連続して時間外にわたって分析を続けねばならないような場合は、申込区分の割増分のほかに時間外割増(別の鑑定・検査料金表に基づく)を加算請求します。

#### 4) 分析立会料金

1人1日につき…………… 48,000円

依頼者の要請によって、弊協会検査員が社外に赴き他社での分析に立会し分析証明書を発行したような場合は、分析項目の多少にかかわらず上記金額を請求します。

#### 5) 出張分析料金(船上分析等)

依頼者の要請によって弊協会の検査員が船上等に赴き同地で分析を行った場合、分析料金は分析に要した項目数に応じ分析料金の10割増の料金を請求します。

また、技術料として1日45,000円のほか、別途鑑定・検査料金表に従って旅費(交通費・宿泊費等)を申し受けます。

#### 6) 付帯料金

高価な試薬を必要とした場合には、分析料金のほかに試薬代実費を加算請求します。

写真、図面等を添付した場合はその実費、分析試料の受取り等の目的で出向いた場合の出張費及び交通費、その他の付帯料金が生じた場合は、別途鑑定・検査料金表に従って請求します。

#### 7) 証明書発行手数料

- ① 3通までは、無料とし、4通目から写1枚につき…………… 426円
- ② 再発行の場合は、1枚につき…………… 856円
- ③ サインドコピーは(イ)及び(ロ)の5割増とします。

#### 8) 消費税

消費税及び地方消費税の加算

- ① 料金の総額の5%
- ② 免税となる取引には適用しません。

## 消費税及び地方消費税の加算については

(イ) 料金の総額に5%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

(注) 本表に記載のない分析を申込みされた場合は、その都度依頼者と相談の上適正料金を取り決めます。

## 分析の申込み区分について

分析試料の受付は当分析センターを始め全国各地の弊協会事務所にて行います。

分析の申込みを受付ける際は、弊協会所定の分析依頼書に「試料に関する必要事項」や「分析項目および分析方法」等の記入をして受付けします。当分析センターでは同依頼書に基づいて分析を行い、分析証明書を発行しますので、分析実施上参考になる事項や要望事項等も併せ明示してお申込みください。同上分析結果報告時期の緩急に関しては下記3通りの申込み区分がありますので依頼書にて適応に選んでお申込みください。

### 1) 通常申込み(Usual)

通常料金……………基本料金表通り

当申込みにて受付けた場合は、原則として分析センターに試料が到着した順に従って分析を開始します。

当分析センターでの試料の受付事情や申込分析項目数等により分析結果報告時期に緩急が生じますので、前もって分析終了日時を明確にすることが出来ない場合があります。(通常数項目内の分析では試料到着日より10日以内を目標としています。)

### 2) 至急申込み(Urgent)

至急料金……………基本料金の5割増

この条件で申込みを受付けた場合は、通常申込みによって受付けた試料に先行して分析を開始し、且つ結果の報告が遅くとも4日以内に出来たものに限り割増請求します。(通常試料到着日より4日以内に結果を出すことを目標としています。)

(注)ただし、分析の為に最低所要日数が4日以上要するのは(例えば分析項目の数の多いときや特殊な分析を必要とするとき等)、遅くともその倍の日数以内で結果の報告が出来たものに限り割増請求します。

### 3) 期日指定・特急指定申込み(Rush)

期日指定・特急指定料金……………基本料金の10割増

限定された日時又は特別にお急ぎで分析結果を必要とするような場合は、特に日時

の指定又は特急の指定をしてお申込みください。

当申込みにて試料を受けた場合は、最優先にて分析を開始し、依頼分析項目の最低所要日数内で結果の報告をします。

(注)当2及び3の区分による分析申込みには受付に限度があり常に応じられるとは限りません。必ず事前にご相談ください。

## 基本料金表

### 1. 鉱石、金属、その他無機物

(Ores, Metals and other inorganic substances)

分析項目	料金(円)
A. 定性分析(Qualitative analysis)	
一般的な手法による場合	1成分につき 8,000 以上
蛍光X線による場合	1試料につき 30,000 以上
B. 定量分析(Quantitative analysis)	
一般元素の場合	1成分につき 9,400
特殊元素の場合	1成分につき 14,000~35,000
C. 一般項目(Ordinary items)	
Brightness(白色度)	5,200
Ignition loss(強熱減量)	6,000
Insoluble matter(水不溶解残分)	5,500
Loss on drying(乾燥減量)	5,500
Moisture(水分)(乾燥法)	5,500
Organic matter(有機物質)	8,000
pH(水素イオン濃度)	2,500 以上
Specific gravity(比重)	7,000
"    (かさ比重)	4,500
Sieve test(粒度試験)	ふるい3枚まで 10,000
	4枚以上ふるい1枚につき 2,700
"    (水中ふるい)	ふるい1枚につき 7,700 以上
Turbidity of NaOH(カセイソーダの濁度)	9,000

## 2. 石炭・コークス・黒鉛等

(Coal, Cokes, Graphite, etc.)

分析項目	料金(円)
Ash(灰分) .....	7,500
Calorific value(発熱量) .....	9,400
Crucible Swelling number(ボタン指数) .....	9,000
Fixed carbon(固定炭素) .....	21,000
(水分+灰分+揮発分)より算出	
Fusion temperature of ash※(灰の融点)	
a. Oxidizing atmosphere(酸化性雰囲気) .....	28,000
b. Reducing atmosphere(還元性雰囲気) .....	40,000
Elementary analysis(元素分析)	
Carbon(炭素) .....	} 24,000
Hydrogen(水素) .....	
Nitrogen(窒素) .....	
Hardgrove grindability index(粉砕性指数) .....	22,000
Heavy Metals※(or composition of ash(灰の成分)) 重金属類 .....	9,400
Moisture(水分) .....	下記項目各 5,500
Adherent moisture(付着水分)	
Inherent moisture(固有水分)	
Total moisture(全水分)	
Non combustible sulphur(不燃性硫黄) .....	16,500
Preparation of sample(試料の調整料) .....	6,100~50,000
<Crushing(粉砕)、Reduction(縮分)等>	
Preparation of Ash(灰の調製料)	
Coal(石炭) .....	8,500 以上
Oil Cokes(石油コークス) .....	26,000 以上
Salt attached(付着塩分) .....	8,700
Sieve test(粒度試験)	
ふるい3枚まで .....	10,000
4枚以上ふるい1枚につき .....	2,700
Total phosphorus※(全リン) .....	8,700
Total Sulphur(全イオウ) .....	8,700
Volatile matter(揮発分) .....	8,000
※これらの分析には灰の調整料を別途申し受けます。	

## 3. 肥料類

(Fertilizers)

分析項目	料金(円)
Nitrogen, N(窒素)	
定量(Quantitative) .....	下記項目各 11,000
Ammonia nitrogen(アンモニア性窒素)	
Biuret nitrogen(ビウレット性窒素)	
Cyanamide nitrogen(シアナミド性窒素)	
Nitrate nitrogen(硝酸性窒素)	



Carbonizable substance(硫酸呈色試験).....	5,000
Carbon residue(残留炭素分).....	5,500
Carbon residue on 10% distillation residue(10%残留炭素分).....	12,500
Carbonyl compounds(カルボニル化合物).....	9,400
Cetane index(セタン指数).....(比重+蒸留試験).....	10,500
Chlorides(塩化物)	
(但し抽出操作が著しく困難を伴う場合には、1試料につき4,000円を加算させていただきます。)	
定性(Qualitative).....	5,500
定量(Quantitative).....	9,400
酸水素炎式燃焼法(By Oxy-hydrogen combustion).....	14,000
電量法(By Microcoulometry).....	15,000
Cloud point(くもり点).....	5,300
Cold filter plugging point(CFPP)(目詰り試験).....	9,400
Color(色)	
ASTM color(ASTM色).....	4,000
Union color(ユニオン色).....	4,000
Saybolt color(セイボルト色).....	4,000
Visual(目視による).....	2,000
Compatibility test(相溶性試験).....	9,300
Copper corrosion test(銅板腐食試験).....	5,300
Density(密度).....(Specific Gravity)	
Diesel index(ディーゼル指数)	
(比重+アニリン点).....	
	9,500
Distillation range(蒸留範囲).....	7,000
Doctor test(ドクター試験).....	4,300
Dry sludge(ドライスラッジ分).....(sludge)	
Existent gum(実在ガム).....	10,000
Fire point(燃焼点).....	4,500以上
Flash point(引火点)	
ペンスキーマルテンス式(by PMCC).....	5,000
タグ密閉式(by TCC)(10℃以上).....	5,000
(10℃未満).....	
	10,000
クリーブランド開放式(by COC).....	5,000
(注)水分が多く混入し、脱水操作を必要とする試料については、試料の調整料として3,200~6,500円を加算させていただきます。	
Freezing point(凝固点).....	5,900
Freezing point of aviation fuel(航空燃料析出点).....	7,100
Gasoline miscibility(ガソリン混合試験).....	5,500
Heavy Metals(重金属類).....	9,400
1)V, Ni, Al, Fe, Si, Na等の場合(1元素当り)灰の調整料として6,100円の料金を加算させていただきます。	
2)1ppm未満の場合.....	
	13,500以上
Hydrocarbon types in petroleum products by fluorescent indicator adsorption	
(ケイ光指示薬吸着法による炭化水素成分試験).....	
	33,000
1)Treatment of Depentane(脱ペンタン処理を要する場合).....	
	6,500
2)Under. C <sub>5</sub> by gas chromatography	

(ガスクロによりC <sub>5</sub> 以下の物質を確認する場合) .....	22,000
ただし、脱ペンタン操作を行う試料については FIA 料金のほかに 1)2)の料金が加算されます。	
Induction period(誘導期間) .....	19,500
Inorganic chloride(無機塩化物)	
定性(Qualitative) .....	5,500
定量(Quantitative) .....	9,400
Insoluble matter(不溶分)	
In benzene(ベンゼン不溶分) .....	7,500
In naphtha(ナフサ不溶分) .....	7,500
In heptane(ヘプタン不溶分) .....	7,500
In pentane(ペンタン不溶分) .....	7,500
In toluene(トルエン不溶分) .....	7,500
In Quinoline(キノリン不溶分) .....	7,500
Iodine number(ヨウ素価) .....	9,000
Iron(鉄)	
定性(Qualitative) .....	5,500
定量(Quantitative) .....	9,400
Luminometer Number(ルミノメーター指数) .....	16,200
Magnesium, Mg(マグネシウム) .....	9,400
Melting point(融点) .....	5,500
Mercaptane sulphur .....	10,000
Mixed aniline point(混合アニリン点) .....	6,000
Moisture(水分) .....	(Water)
Natrium, Na(ナトリウム) .....	9,400
Neutralization number(中和価) .....	5,500
Nitrogen, (N)(窒素)	
By Instrumental analysis(機器分析による) .....	14,000
By other method(他の方法による) .....	11,000
Non-volatile matters(不揮発性物質) .....	6,300
Odor(におい) .....	2,000
Paraffins(パラフィン分) .....	9,000
Paraffins in Crude Oil(原油中のパラフィン分) .....	15,000
Penetration test(針入度試験) .....	7,300
Peroxides(過酸化物) .....	7,000
pH(水素イオン濃度) .....	2,500 以上
PONA analysis(PONA 分析) .....	76,500
但し、脱ペンタン操作を要しない場合 .....	45,700
Pour point(流動点) .....	5,900
Potential Gum(潜在ガム) .....	19,400
Precipitation number(沈殿価) .....	6,600
Purity of LPG, Butadiene etc	
(液化石油ガス、ブタジエン等の純度) .....	16,000 以上
Reaction(反応) .....	2,700
Octane Number(オクタン価) .....	18,000~22,000
Oxidation stability of Aviation fuels .....	44,000
(potential residue Method)	
(航空燃料酸化安定度試験(潜在残さ物法))	

Salt(塩分)	
Qualitative (定性) .....	5,500
Quantitative(定量).....	9,400
Saponification value(ケン化価).....	9,000
Sediment by extraction(抽出法による沈殿物) .....	10,000
Shell Hot Filtration(シェルホットフィルターレーション)	
Existent(実在).....	10,000
Potential(潜在).....	10,000
Silver corrosion test(銀板腐食試験) .....	6,600
Sludge(スラッジ分)	
In coal tar(コールタール中) .....	8,000
In marine diesel oil(A重油中).....	6,600
In pitch(ピッチ中) .....	8,000
In crude oil(原油中).....	6,600
Smoke point(煙点) .....	6,600
Sodium, Na(ナトリウム) .....	9,400
Specific gravity(比重)	
By hydrometer(浮秤による法) .....	3,500
By Hubbard-type pycnometer(ハーバード法).....	7,000
Strong acid number(強酸価).....	5,500
Strong base number(強塩基価) .....	5,500
Sulfated ash(硫酸灰分).....	6,000
Sulphur, S(イオウ分).....	9,400
Thermal Stability(熱安定性) .....	33,000
Total acid number(全酸価).....	5,500~6,500
Total base number(全塩基価).....	5,500~6,500
Total sulphur(全イオウ分)、Total chloride(全塩素)	
By oxy-hydrogen combustion method(酸水素炎燃焼法による) .....	14,000
By Air method(JIS) (JIS による方法(空気法)).....	9,400
By microculometry(電量法) .....	15,000
By X-ray fluorescence spectrometry(蛍光X線法) .....	9,400
その他の方法 .....	9,400
Vacuum distillation(減圧蒸留) .....	27,000
Vapor pressure(蒸気圧).....	10,000
Viscosity(粘度).....	5,500
Viscosity at -20°C(粘度-20°C) .....	9,400
Viscosity index(粘度指数) .....	11,000
Water(水分)	
Centrifuge method(遠心分離法).....	5,500
Distillation method(蒸留方法).....	5,500
Karl-Fischer reagent method(カールフィッシャー方法).....	5,500
Water and Sediment(泥水分).....	6,600
Xylene equivalent(キシレン当量) .....	9,400
Zinc, Zn(亜鉛).....	9,400

## 5. 有機化学品、溶剤

(Organic chemicals and Solvents)

分析項目	料金(円)
常温で固体である有機化学品類 (Organic chemicals of Solid state in room temp.)	
加熱融解を要するもの……………1 試料につき……………	4,000
Acetone in Methanol(メタノール中のアセトン)……………	7,300
Acetone and Aldehyde in Methanol……………	7,300
(メタノール中のアセトンとアルデヒド)	
Acid acceptance(酸受容量)……………	5,000
Acid value or Acid number(酸価)……………	4,500
Acid value after heating(加熱後の酸価)……………	10,500
Acid wash color(硫酸着色試験)	
JIS method(JIS による方法)……………	5,000
ASTM method(ASTM による方法)……………	5,000
Other method(その他の方法)……………	7,000
Acidity(酸分)……………	4,500
Acidity after accelerated oxidation(加速酸化試験)	
24 時間加熱後(after heating for 24hrs.)……………	12,000
48 時間加熱後(after heating for 48hrs.)……………	24,000
Acidity after heating(加熱後の酸分)……………	10,500
Activity point(活性度)……………	4,500
Alcoholic impurities in Acetone……………	5,900
(アセトン中のアルコール不純物)	
Aldehydes(アルデヒド)……………	7,300
Alkalinity(アルカリ度)……………	4,500
Amine value(アミン価)……………	8,000
Ammonia(アンモニア)	
定性(Qualitative)……………	5,500
定量(Quantitative)……………	9,400
Ammonia silver nitrate test(アンモニア性硝酸銀試験)……………	5,500
Ammonium chloride in E. D. C(塩化アンモニウム)……………	20,000
Aniline point(アニリン点)……………	6,000
APHA color or platinum cobalt scale (APHA 色度又は白金コバルト色度)……………	4,000
Apparent equivalent weight(見掛け当量)……………	4,600
Appearance(外観)……………	2,000
Aromatic content by FIA(芳香族分)……………	33,000
Arsenic, As(ヒ素)……………	9,400 以上
Ash(灰分)……………	6,000
Assay of TDI(TDI の純度)……………	16,200
Boiling point(沸点)……………	7,000
Boiling range(沸点範囲)……………	7,000
Bromine number or Bromine index(臭素価又は臭素指数)……………	9,000
Carbon disulfide in Benzene(二硫化炭素)……………	14,000
Carbonizable substance(硫酸着色物質)……………	5,000
Carbonyl content(カルボニル含量)……………	9,000



Preparation of Sample※(前処理) .....	6,100~25,000
※有機物中の重金属類を分析する場合には、前処理料金として上記の金額の範囲内で加算させていただきます。	
Hydrogen sulfide test(硫化水素試験)(定性) .....	5,500
Hydrolyzable chlorine(加水分解性塩素).....	9,400
Hydroxyl number, OH group(ヒドロキシル価、OH 基).....	9,000
Ignition loss(強熱減量) .....	6,000
Inhibitor(重合防止剤) .....	8,500
Insoluble matter in benzene(ベンゼン不溶分) .....	7,500
Insoluble matter in petroleum ether(石油エーテル不溶分) .....	7,500
Iodine number(ヨウ素価) .....	9,000
Iodoform producing substances in Methanol (メタノール中のヨードホルム生成物質).....	7,300
Ionol(イオノール).....	8,000
Iron, Fe(鉄).....	9,400
Lead, Pb(鉛).....	9,400
Loss on drying(乾燥減量) .....	6,000
Loss on heating(加熱減量) .....	6,000
Loss on ignition(強熱減量) .....	6,000
Melting point(融点).....	5,500
Miscibility with gasoline(ガソリン混合試験) .....	5,500
Miscibility with water(水溶性試験).....	2,600
Mixed aniline point(混合アニリン点) .....	6,000
Molten color(熔融色) .....	6,000 以上
Neutrality test(中性度試験).....	2,700
Neutralization number(中和価).....	4,500
Nickel, Ni(ニッケル).....	9,400
Non-volatile matters(不揮発性物質) .....	6,300
Odor(におい).....	2,000
Paraffins in BTX(BTX 中のパラフィン分).....	9,000
Permanganate test(過マンガン酸カリ試験).....	5,500
Peroxides(過酸化物).....	7,000
pH(水素イオン濃度).....	2,500 以上
Phenols in styrene(スチレン中のフェノール類).....	8,000
Phosphoric acid test(リン酸着色試験).....	6,700
Polymer(重合体).....	8,500
Purity(純度)	
By gas chromatography(ガスクロマトグラフ法による) .....	14,000 以上
By Other Method(その他の方法).....	9,400
Reaction(反応).....	2,700
Refractive index(屈折率) .....	4,300
Residual odor(残臭) .....	2,000
Residue on evaporation(蒸発残分).....	6,000
Residue on ignition(強熱残分) .....	6,000
Saybolt color(セイボルト色度) .....	4,000
Salt(塩分)	
定性(Qualitative).....	5,500
定量(Quantitative).....	9,400

Saponification number(ケン化価) .....	9,000
Solidifying point(凝固点)(10℃以上) .....	5,900
(10℃未満) .....	8,200
Solubility test(溶解度試験)	
相互溶解による1試料1回につき .....	2,600
Solution color(溶液色) .....	6,400
Specific gravity(比重)	
By hydrometer(浮秤による) .....	3,500
By pycnometer(比重ビンによる) .....	7,000
Sulphur compounds(イオウ化合物)	
定性(Qualitative) .....	5,500
定量(Quantitative) .....	9,400
Sulphuric acid test(硫酸着色試験)	
By Titration(滴定法) .....	7,000
Suspended matter(浮遊物質)(目視による) .....	2,000
S. G. correction factor(比重変化率) .....	1品につき
	42,000
Taste(味) .....	2,000
Thiophene in B. T. X(B. T. X 中のチオフェン) .....	9,400
Thiitolene test(チオトールエン試験) .....	5,500
Titration value(滴定値) .....	4,500
Total amine value(全アミン価) .....	8,000
Total sulphur(全イオウ)	
By Oxy-Hydrogen combustion(酸素水素炎式燃焼法による) .....	14,000
By Microcoulometry(電量法による) .....	15,000
By Raney Nickel Method(ラネーニッケル法による) .....	14,000
Transparency(透明度)	
By visual(目視による) .....	2,000
By Ultraviolet(紫外線による) .....	9,700
Ultraviolet after heating(加熱後の UV) .....	13,000
Unsaponifiable matter(不ケン化物) .....	9,000
Unsaturation(不飽和) .....	10,000
Vapor pressure(蒸気圧) .....	10,000
Viscosity(粘度) .....	5,500
Water(水分)	
Amine group by Karl-Fischer	
(カールフィッシャー法によるアミン類の水分) .....	7,000
Distillation method(蒸留方法) .....	5,500
Drying method(乾燥方法) .....	5,500
Karl-Fischer reagent method(カールフィッシャー法) .....	5,500
Water solubility(水溶性試験) .....	2,600
Zinc, Zn(亜鉛) .....	9,400

## 6. 糖類、糖蜜

(Sugars and molasses)

分析項目	料金(円)
Arsenic, As(ヒ素) .....	9,400 以上
Ash(灰分) .....	5,500
Baume(ボーメ度) .....	3,600
Brix(ブリックス度) .....	3,600
Ref-Brix(レフブリックス度) .....	4,000
Calcium, Ca(カルシウム) .....	9,400
Chlorides(塩化物)	
定性(Qualitative) .....	5,500
定量(Quantitative) .....	9,400
Density(密度)(ピクメーターによる) .....	7,000
Direct reducing sugar(直接還元糖) .....	10,000
Heavy metals(重金属)	
定性(Qualitative) .....	5,500
定量(Quantitative) .....	9,400 以上
Indirect reducing sugar(間接還元糖)	
(還元糖+総糖分) .....	22,000
Iron, Fe(鉄) .....	9,400
Lead, Pb(鉛) .....	9,400
Moisture(水分) .....	5,500
Moisture in molasses(糖蜜中の水分) .....	8,700
Nickel, Ni(ニッケル) .....	9,400
Odor(臭い) .....	2,000
pH(水素イオン濃度) .....	2,500 以上
Polarization(糖度) .....	7,000
Polarization of malasses(廃糖蜜の糖度) .....	7,000
Preparation of Sample for metals and its salts	
(金属、塩類の前処理) .....	6,100~25,000
Refractive index(屈折率) .....	4,300
Salt(塩分)	
定性(Qualitative) .....	5,500
定量(Quantitative) .....	9,400
Specific gravity(比重)	
Hydrometer method(浮秤による方法) .....	3,500
Pycnometer method(比重びんによる方法) .....	7,000
Sulfates(硫酸塩) .....	9,400
Sucrose(蔗糖分)(しょ糖分)	
(還元糖+総糖分) .....	22,000
Total solids(総固形分) .....	5,500
Total sugar as reducing sugar(還元糖としての総糖分) .....	12,000
Viscosity(粘度) .....	5,500

## 7. 食品、飼料

(Foodstuffs and Feedstuffs)

分析項目	料金(円)
Acetone and Aldehyde(アセトンおよびアルデヒド).....	7,300
Acid number of extracted oils(抽出油の酸価) .....	9,600
Acidity or alkalinity of ethanol(エタノール中の酸、アルカリ度) 4,500	
Aldehydes and other reducing matter in ethanol (エタノール中のアルデヒド及びその他還元性物質)	
定性(Qualitative).....	7,300
Aldehydes and ketones(アルデヒド及びケトン)	
定性(Qualitative).....	7,300
Ammonia nitrogen(アンモニア態窒素).....	11,000
Appearance(外観).....	2,000
Arsenic, As(ヒ素) .....	9,400 以上
Ash(粗灰分).....	5,500
Calcium, Ca(カルシウム).....	9,400
Carbonyl number(カルボニル価).....	9,000
Chlorides(塩化物)	
定性(Qualitative).....	5,500
定量(Quantitative).....	9,400
Chromium, Cr(クロム).....	9,400
Clarity of solution in ethanol(エタノール中の溶液の清澄度).....	2,700
Crude fat(粗脂肪) .....	5,500
Crude fiber(粗繊維) .....	6,100
Crude protein(粗蛋白質).....	11,000
Extracts in spirits of alcoholic drinks(アルコール飲料中のエキス分) 6,000	
Foreign matter in grains(穀類中のきょう雑物) .....	4,400 以上
Formaldehyde(ホルムアルデヒド).....	7,300
Formalin(ホルマリン).....	7,300
Furfural(フルフラール)(限度試験).....	7,300
Fusel oil(フーゼル油)(限度試験) .....	7,300
Heavy metals(重金属)	
定性(Qualitative)..... 1成分につき.....	5,500
定量(Quantitative)..... 1成分につき.....	9,400
(注) 試料の分解が困難な試料については、6,100~25,000 円の範囲内で前処理料金を加算させていただきます。	
Moisture(水分)	
By drying method(乾燥法による場合).....	5,500
By ISO method(ISO 法による場合).....	11,000
By Karl-Fischer reagent method (カールフィッシャー法による場合).....	5,500
Non-volatile Residue(蒸発残渣) .....	6,300
Oxiran oxygen(オキシラン酸素).....	10,600
Phosphorus, P(リン).....	9,400
Potassium, K(カリウム).....	9,400
Preparation of sample for metals and its salts (金属、塩類の前処理).....	6,100~25,000

Salt(塩分).....	9,400
Sieve test in water(水中ふるい分け試験) ふるい1枚につき.....	8,100
Sodium, Na(ナトリウム).....	9,400
Solubility test(溶解性試験) 1試料につき.....	2,600
Sorting test of grains(穀類の選別試験) (但し選別著しく困難なものは除く)	
Admixture(きょう雑物) …1試料につき .....	4,400 以上
Damaged(損害物) .....	4,400 以上
Discolored(変色物).....	4,400 以上
Split(割れ) .....	4,400 以上
Unripe(未熟).....	4,400 以上
Starch(澱粉).....	9,000
Total nitrogen(全窒素) .....	14,000
Urea(尿素).....	9,400
Volatile basic nitrogen(揮発性塩基性窒素).....	14,000

## 8. 油脂、油脂製品

(Fats and Oilseed Products)

分析項目	料金(円)
Appearance(外観).....	2,000
Acid value(酸価).....	4,500
Ash(灰分) .....	5,500
Cloud point(くもり点) .....	5,300
Color(色)	
APHA color(APHA 色度).....	4,000
Gardner color(ガードナー色度) .....	4,000
Lovibond color(ロビボンド色度).....	4,000
Composition of fatty acids(脂肪酸組成).....	25,000 以上
Density(密度)(ピクノメーターによる).....	7,000
Ester value(エステル価) .....	9,000
Flash point(引火点).....	5,000 以上
Free fatty acids(遊離脂肪酸)(酸価より算出).....	4,500
Insoluble impurity(不溶解きょう雑物) .....	5,500
Iodine value(沃素価) .....	9,000
Melting point(融点).....	5,500
Neutralization value(中和価) .....	4,500
Reaction(反応試験).....	2,700
Refractive index(屈折率).....	4,300
Saponification value(ケン化価).....	9,000
Solidifying point(凝固点) .....	5,900
Specific gravity(比重)	
Hydrometer method(浮ひょうによる) .....	3,500
Pycnometer method(比重びんによる) .....	7,000
Unsaponifiable matter(不ケン化物) .....	9,000
Viscosity(粘度).....	5,500 以上
Water(水分)	
Karl-Fischer reagent method(カールフィッシャー法) .....	5,500
Drying method(乾燥法).....	5,500

## 9. 樹脂

(Resins)

分析項目	料金(円)
APHA or Pt-Co Color (APHA 色度).....	4,000
Bromine Content (ブロム含有量) .....	9,400
Clarity (清澄度).....	2,700
Epoxy equivalent weight (エポキシ当量) .....	7,700
Fish eye screening test (ハジキ試験) .....	8,900
Gardner color (ガードナー色) .....	4,000
Hydrolyzable chlorine (加水分解性塩素) .....	9,400
1,2Hydroxyl content .....	8,200
Reactivity (反応性試験).....	9,000
Specific Gravity (比重)..... (比重ビンによる).....	7,000
Viscosity.....	5,500 以上
Volatility (揮発分).....	6,000
Water (水分)..... (カールフィッシャー法による) .....	5,500

## 10. 損害貨物の化学的調査及び特殊分析

(Chemical investigation of damaged cargoes and Particular analysis)

分析項目	料金(円)
A. 調査研究費 (Study and Investigations fee)	
損害原因等の究明の為に費やした日数及び文献調査や分析方法の開発を要した場合は、これに要した実質日数(延べ7時間を1日とする)1日につき45,000円の割合で請求させていただきます。但し請求総額については依頼者と相談の上決定致します。	
B. 機器分析 (Instrumental analysis)	
(1) 蛍光X線による場合 (By X-ray Fluorescence Spectrometry)	
定性 (1 試料につき) .....	30,000 以上
(2) ガスクロマトグラフィーの場合 (By Gas chromatography)	
定性 (1 試料につき) .....	13,000
定量 (1 カラム 1 成分につき) .....	14,000 以上
キャピラリーカラムによる分析	
(By Gas Chromatography with Capillary Column) .....	25,000 以上
(3) 液体クロマトグラフィーの場合	
(By Liquid chromatography) .....	22,000 以上
(4) 赤外線分析の場合 (By Infrared Spectrophotometry)	
定性 (1 試料につき) .....	9,000 以上
定量 { (1 成分につき) .....	16,000
(TDI の場合) .....	24,000
(5) 紫外線分析の場合 (By Ultraviolet Spectrophotometry)	
同定 (予想される物質との比較、チャート 1 式) .....	9,700 以上
定量 (特定波長による予想成分の定量 1 成分につき) .....	10,000 以上
(6) 原子吸光分析の場合 (By Atomic Absorption Spectroscopy)	
定量 (1 成分につき) .....	9,400 以上

(7) 高周波誘導結合型プラズマ分析の場合 (By Inductively Coupled plasma (ICP) Analysis)	
定性	33,000 以上
定量	12,000 以上
(8) 元素分析の場合 (Elementary analysis)	
(C. H. N)	35,000
(9) 薄層クロマトグラフィーの場合 (By Thin Layer chromatography)	25,000 以上
(10) ガスクロマトグラフ質量分析の場合 (Gas chromatograph mass spectrometry)	
測定、1成分につき	55,000 以上
1成分追加毎(但し、条件既知で同条件の場合)	13,000
解析料、1成分につき	20,000 以上
(11) イオンクロマトグラフ分析の場合 (By Ion Chromatography)	15,000 以上
(12) 走査電子顕微鏡 (Scanning Electron Microscope)	
撮影 (1 視野)	25,000
1 視野増すごとに	5,500
(13) 電子線マイクロアナリシス (Electron Probe Micro Analyzer)	
定性 (半定量)	35,000 以上
(注) 機器分析を行う場合、前処理を必要とする試料については前処理料金を加算させていただきます。	
C. 顕微鏡試験 (Microscopical examination)	15,000
1 視野増すごとに	5,500
D. 耐食試験 (Corrosion test)	
鋼板及び塗装された試験片を一定期間浸液 (液体貨物等) に浸漬後の試験片の外観変化、腐食度、重量の変化、試験片塗膜状態の変化及び硬度の測定をするとともに浸液 (液体貨物等) に及ぼす影響をも併せ調査致します。(但し試験材は原則として客先提供とす)	
又浸液に与えた影響の調査 (例えば色の変化、溶解物質の分析、沈殿物や灰分の分析等) をした場合は別に当分析料金表に従って請求致します。	
5 日以内浸漬試験 (1 件につき)	18,500
1 ヶ月以内浸漬試験 (1 件につき)	30,000
1 ヶ月をこえる浸漬試験 (1 件につき) 超過分 1 ヶ月につき	13,000 加算
塗膜硬度計による硬度 (1 回 1 測度につき)	6,500
基盤目試験 (cross cut test)	7,200
E. 特別試験 (Special test)	
(1) タルク等の摩耗試験 (Wearing-Out test about Talcs)	
日本ファイルコン KK 方式による	15,000
(2) その他の試験	別途協議

## (15) 船内荷役別掲料金表

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

### 1) ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金(1碇泊、1船艙につき)

区分	昼間	半夜
2,000G/T 未満	5,950 円	8,370 円
2,000～4,000G/T	8,960 円	12,540 円
4,001～6,000G/T	14,940 円	20,950 円
6,001G/T 以上の一般貨物船	29,940 円	41,950 円
外航撒貨物船	35,960 円	50,330 円
スチールハッチ装備船(自動開閉式に限る)の中蓋開閉作業を行った場合	5,950 円	8,370 円

備考 イ 碇泊中船長の命令、天候、その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し、港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

ロ 特殊船艙(デープタンク、冷蔵庫等)の当該作業は、実作業時間に対して港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

ハ 本船乗組員により本作業が行われた場合は、その所要時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

### 2) スタンバイギヤ-手伝料金(1碇泊、1船艙、1セットにつき)

区分	昼間	半夜
デリックの上下およびトリミング	39,800 円	59,500 円
トリミング	23,670 円	35,210 円

備考 ただし、本船乗組員により本作業が行われた場合又は中間時に当該作業を行った場合は、その所要時間に対し港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

### 3) スーパーバイザー及びエキストラレバー料金(1人につき)

#### ① スーパーバイザー

昼間	夜間
37,670 円	55,400 円

#### ② エキストラレバー

昼間	夜間	
	半夜	後夜
32,010 円	32,010 円	36,510 円

備考 手配取消の場合は荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以後は10割を申し受けます。

4) フォークリフト使用料金(1台、1時間につき)

区分	昼間	夜間
2.5トンまで	5,420円	7,080円

備考 イ 委託者の要求により本船艙内において使用する場合に適用します。

ロ 最低料金は4時間分を申し受けます。

ハ 2.5トン以上のフォークリフトを使用する場合及び沖荷役に使用する場合は運搬費は実費を申し受けます。

5) 割増料金

① 深夜荷役(21時30分から4時まで)は基本料金の12割増とします。

② 港湾荷役料金表(船内・沿岸一貫料金及び船内荷役料金)2) -④、⑤の諸料金並びに別掲料金についても、日曜日・祝祭日割増(10割)、土曜日割増(6割) {当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く。} を申し受けます。

6) 基本料金の品目に組み入れてない品目の取扱要領

品目	料金
生糸	3,315円
飼料用ペレット(撒貨物)	1,054円
ミール(撒貨物)	1,287円
葉タバコ(樽物)	994円
生ゴム	1,814円
パルプ	1,814円
鉄屑(含屑非鉄金属)	2,761円
板ガラス	別途協議
舟艇	1,465円
穀飼類(撒貨物)	948円

7) 危険品の取扱について(1トンにつき)

危険品の取扱は次によります。ただし、分類は検数料金表の付帯作業等料金中の甲、乙、丙分類表を適用します。

甲類 5,391円

乙類 4,182円

丙類 2,522円

8) 料金表の基本料金適用品目限定取扱要領

① 袋物(紙、ビニール入)の適用品目

穀飼類(紙、ビニール入)塩、砂糖(紙、ビニール入)、セメント肥料類(紙、ビニール入)、曹達類(紙、ビニール入)に限定し、その他の紙、ビニール袋物貨物(合成樹脂

等)は雑貨を適用します。

② 袋物(麻袋入)の適用品目

小麦、ミール、ビートパルプ、ふすまの袋物(麻袋入)に限定し、その他の麻袋入貨物は雑貨を適用します。

③ ベール物の適用品目

棉花、羊毛、麻類に限定し、その他のベール物は雑貨を適用します。

④ 鋼材の適用品目

鋼材の有姿貨物に限定し、包装品は雑貨類を適用します。

9) 荷繰作業料金

作業形態	料金内容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金+船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

備考 本料金は、荷繰作業を行った場合に適用します。

なお、本料金には、それぞれの作業形態に応じて、港湾荷役料金(船内荷役料金・沿岸荷役料金)、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

10) 本船直移し作業料金

作業形態	区分	料金内容
甲本船から乙本船への直移し作業	両船とも 500 総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金+船内荷役料金
	いずれか一方が 500 総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金+(船内荷役料金×1/2)

備考 本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係わる所定の割増料金等を適用します。

11) 荷役手配の時刻

- ① 昼間荷役の手配申し受けは、原則として前日の 15 時までとします。
- ② 夜間荷役の手配申し受けは、原則として当日の 15 時までとします。
- ③ 月曜日昼間荷役の手配申し受けは、原則として土曜日の 12 時までとします。

12) 昼間、半夜、深夜の区別

昼間 8 時 30 分より 16 時 30 分

半夜 16 時 30 分より 21 時 30 分

深夜 21 時 30 分より 4 時 00 分

## (16) 沿岸荷役別掲料金表

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

### 1) 上屋山側入出料金

上屋・野積場山側入れ又は、出し料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

車側 ←————→ 上屋・野積場内

(入) 車側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、はい付するまでの作業

(出) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、車側まで移送する作業

一般貨物	上屋内料金の8割
撒貨物	上屋内料金の3割

ただし、撒貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類(撒)は、一般貨物の料金を適用します。

### 2) トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の2) -①-(イ)-B 及び別掲料金1. に先行又は、後続して行われる車積、車卸作業に適用し、上屋内料金の4割以内とします。

(備考) 別掲1. 2.の料金に対しては、沿岸荷役料金表の2) -②割増料金、2) -③割引料金及び2) 料金の適用方の規定を準用します。

### 3) エキストラレバー料金(1人につき)

昼間	夜間	
	半夜	後夜
32,010円	32,010円	36,510円

4) 委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消し、又は待機させた場合は別途実費を申し受けます。

## (17) はしけ運送別掲料金表

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

割増料金

- 1) 深夜荷役の場合は、基本料金 8 割増とします。
- 2) 冷凍、冷蔵品の割増は、基本料金(その他の包装品)の 7 割増とします。

## (18) 筏運送別掲料金表

一般社団法人東京港運協会 TEL 03-5444-2151

堀出回漕料(1立方メートル当り)

(単位：円)

材種 摘要	南洋材	米国材	北洋材 ニュージーランド及び パイリング材含む
基本料金	303.90 円	327.90 円	372.70 円

(注)本所、砂町、八潮及び横浜貯木場への堀出回漕料は別途に申し受けます。

## (19) 輸出貨物船積その他料金表

京浜海運貨物取扱同業会

TEL 045-671-9825

### ・上屋入れよりはしけ取り本船積の場合(A)及び直背後上屋入れより接岸本船積の場合(B)

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合                      1トンにつき    210円
- ② 荷役機械使用の場合        1トンにつき    126円

### ・上屋入れより接岸本船エプロンへ移送し本船積する場合(C)

(1トンにつき)

項目 品目	内訳			合計 船積料金
	船積料金		分担 金等	
	上屋入れより 搬出まで(a)	GO DOWN 料金(b)		
パレタイズ貨物	3,683円	1,420円	12円	5,115円
雑貨・機械類(1個 当り5トン未満の もの)	4,804円	2,190円	12円	7,006円

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合                      1トンに付      210円
- ② 荷役機械使用の場合        1トンに付      126円

2) 接岸本船のエプロンへ横持ちする料金を別途申し受けます。

3) 本料金①を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は当港で適用される沿岸荷役料金、検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を      別途加算申し受けます。

4) 作業の範囲

輸出貨物を本船直背後上屋以外の上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送し、エプロンで受けてから本船船側で荷渡しするまでの作業  
(移送費は別途申し受けます。)

### ・営業倉庫河岸はしけ受けより、本船積の場合(D)

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記の料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合                      1トンにつき    210円
- ② 荷役機械使用の場合        1トンにつき    126円

庫内検量のためのはい替看貫及び記号仕訳は別途申し受けます。

・ **上屋入れよりバンニングの上 CY 渡しの場合 (E)**

1) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記の料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合                                    1 トンにつき    210 円
- ② 荷役機械使用の場合                        1 トンにつき    126 円

・ **コンテナ貨物船積料金表**

1) 荷主(メーカー)より直行 CFS 渡しの場合

船積事務処理費 トンにつき	1,463 円
---------------	---------

(注)一荷口の最低料金は 10,000 円を申し受けます。

2) 工場又は荷主側にてコンテナ詰めを行い 直行 CY 渡しの場合

船積事務処理費 トンにつき	1,254 円
---------------	---------

・ **丙種危険品輸出船積料金**

(1 トンにつき)

料金の種類 \ 項目	内訳			合計
	船積料金	分担金等	はしけ 内荷捌料	
上屋入れより船積の場合 (A)	7,869 円	18.75 円	283 円	8,170.75 円
直背上屋入れより接岸本船積の場合 (B)	6,250 円	11.25 円	—	6,261.25 円

1) 本料金を適用する作業において半夜、土曜日及び日曜日、祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される沿岸料金(雑貨)及び検数料金(雑貨)におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途協議の上申し受けます。

2) 甲、乙種危険品輸出船積料金については別途協議の上申し受けます。

3) 貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

- ① 手卸の場合                                    1 トンにつき    210 円
- ② 荷役機械使用の場合                        1 トンにつき    126 円

・ **検量証明書発行手数料**

3 通まで.....	1,105 円
4 通目から 1 枚につき.....	312 円

・ **輸入貨物取扱手数料**

1) 本料金は輸入貨物に関連する諸事務行為の対価であります。

① 1トンにつき…………… 1,770円以上とします。

② 最低料金1件…………… 35,400円以上とします。

(注)CYよりのドレイエージは実費を申し受けます。

2) 動植検・食品衛生法及び薬事法並びに諸官庁届出取扱手数料

1件…………… 18,500円以上とします。

ただし、検査に要した費用は実費申し受けます。

3) 危険品及び特殊貨物については個別協議料金とします。

## (20) 船積・陸揚貨物検量別掲料金

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

一般財団法人新日本検定協会 TEL 03-3449-2844

1) 検量申込者の要請により事業所所在地以外の地域に出張して検量を行った場合は、基本料金のほかに次の料金を申し受けます。

### ① 出張料金

イ 都・市内(船積貨物検量指定場所以外)1場所1回につき 1,560円

ロ 事務所所在地以外の地域

往復に要する日数 毎1日1口につき…………… 19,500円

ただし、出発及び帰着の日は夫々…………… 9,800円

隣接地及び日帰地方出張の場合 毎1日1口につき…… 9,800円

② 宿泊料(日当を含む)1日につき…………… 17,000円

### ③ 交通費

乗車賃	{	片道100キロメートル未満……………	普通料金
		片道100キロメートル以上……………	グリーン料金又は1等料金
			特急、急行を使用した場合は特急料金、急行料金を申し受けます。
乗船賃……………			グリーン料金又は1等料金
舟車賃……………			実費

2) 特に手数を要するか又は甚だしく能率不良の貨物の検量については実費を申し受けます。

## (21) 鑑定・検査別掲料金

一般社団法人日本海事検定協会 TEL 03-3552-1241

一般財団法人新日本検定協会 TEL 03-3449-2844

### 1) 出張料金

出張して鑑定・検査した場合は基本料金の他に次の出張料金を申し受けます。

① 往復に要する日数 毎1日につき…………… 21,100円

ただし、出発及び帰着の日はそれぞれ…………… 13,100円

②新市域、隣接地、特定地及び日帰地方出張は

それぞれ毎1日につき…………… 12,000円

### 2) 旅費

事業所所在地以外の地域に出張して鑑定・検査を行った場合はつぎのとおり旅費を申し受けます。

① 宿泊料(日当を含む)1日につき…………… 17,000円

② 交通費 { 乗車賃…………… グリーン料金又は1等料金 特急、急行を  
使用した場合は特急料金、急行料金を  
申し受けます。

乗船賃…………… グリーン料金又は1等料金

舟車賃…………… 実費

### 3) 鑑定・検査付帯費

検定に要したタクシー代、通船料及びその他の付帯費は実費を申し受けます。

4) 油及び化学成品類の保管見本については処分費用として基本料金の他に試料1個につき640円を申し受けます。

5) 検定能率甚だしく不良その他で本料金を適用し難い場合は実費を申し受けます。

## 1 1 港湾運送関連事業料金

一般社団法人東京港運協会

TEL 03-5444-2151

この港湾運送関連事業料金表は、東京港関連事業者が届出し、受理された内容を料金別にまとめたものであるが、金額はそれぞれ届出額の最高・最低の幅で表示したものである。

### (1) 船積貨物固定区画料金表

#### 1) 適用範囲

この船積貨物固定区画料金は船積貨物の固定区画作業を行う場合に適用します。

#### 2) 料金の種類及び適用方

##### ① 基本料金

品 目	セキュアリング		作業標準
コンテナ	1 個につき	3,247～3,280 円	ラッシング及びショアリング
ロックダウン自動車	1 トンにつき	250～253 円	ラッシング及びショアリング
雑貨類・機械類 (1 個当たり 5 トン未満のもの)	1 トンにつき	424～428 円	ラッシング及びショアリング
機械類 (1 個当たり 5 トン以上のもの)	1 トンにつき	332～335 円	ラッシング及びショアリング
一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)	1 トンにつき	213～215 円	ラッシング及びショアリング
鋼管・コイル (口径 12 インチ以上のもの)	1 トンにつき	268～271 円	ラッシング及びショアリング
小型車輛	1 台につき	1,190～1,202 円	ロープ又はゲージワイヤーによる 4 点ラッシング

(注) 上記基本料金はチェーンソー、オイルカッターの使用料を含みます。

#### イ 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

A ラッシング作業は、ロープ、ワイヤー、帯鉄、ゲージワイヤー、鎖等を使用して貨物を固縛し、位置を固定する作業とします。

B ショアリング作業は、木材又はパイプ等を使用して貨物の位置を固定し、又区画する作業とします。

#### ロ 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に記載の貨物と類似した作業内容(作業方法、取扱量、人員等)の貨物の料金を適用します。

また、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した金額を基本料金とします。

##### ② 割増料金

割増料金は、次の通りとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

### ③ 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1口(6人)1時間につき	23,370円～23,620円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1口(6人)1時間につき	36,360円～36,740円

本料金は、作業開始時刻(昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分)以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数(6人)以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

### ④ 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1口(6人)につき	185,400円～187,390円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1口(6人)につき	185,400円～187,390円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### イ 作業手配取消の場合

A 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

B 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

#### ロ 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数(6人)以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

### ⑤ コンテナ内貨物固定作業料金

コンテナ内に積付ける船積貨物を固定する作業料金は、次の通りとします。

区 分	1口の作業員数	20フィート型コンテナ1個につき	40フィート型コンテナ1個につき
ドライコンテナ	2人	7,600円～8,060円	11,400円～12,080円
フラットコンテナ	2人	12,200円～12,930円	18,300円～19,400円

(注) 当該作業において、前項に掲げる「②割増料金」、「③待機料金」、及び「④最低料金」が発生した場合は、それぞれ該当する料金を準用します。

#### ⑥ 分担金等

品 目	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
コンテナ(1個につき)	11円20銭	6円18銭	9円80銭
ノックダウン自動車 (1トンにつき) 雑貨類・機械類・鋼材類	1円36銭	75銭	1円19銭
小型車輛(1台につき)	4円48銭	2円47銭	3円92銭

#### ⑦ 消費税及び地方消費税の加算

- イ 料金の総額に5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- ロ 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

#### ⑧ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

#### ⑨ その他

- イ 閉鎖ハッチ内、高所、狭あい箇所等の作業環境において、特に困難が伴う作業については基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- ロ 汚損の甚だしい貨物、海難貨物等の作業及び特殊船の作業、防波堤外作業、荒雨・雪天時作業等の場合は基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- ハ 高価品の明示ある貨物、動物類、危険品等の作業及び委託者の特別な要求による作業については、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- ニ 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- ホ 通船又は特殊機材及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- ヘ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## (2) 艙内清掃料金表

### 1) 適用範囲

この艙内清掃料金は、船艙内の清掃作業を行う場合に適用します。

### 2) 料金の種類及び適用方

#### ① 基本料金

前積貨物名		種類	金額		
			普通清掃	水洗清掃	
穀 飼 鉍 硫石 肥 料 屑 鉄 石灰類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄	1 トンにつき	57 円～57 円 30 銭	1 トンにつき 83 円～83 円 80 銭	
			石炭、鉄鉍石、燐鉍石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚	1 トンにつき	1 トンにつき
				60 円～60 円 90 銭	94 円～94 円 80 銭
屑 鉄 石灰類	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉍、オイルコークス、ピッチ、銅鉍石	1 トンにつき	80 円～80 円 80 銭	1 トンにつき 119 円～119 円 80 銭	

#### イ 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次の通りとします。

A 普通清掃作業は、ほうき類を使用し、床面並びに船側の清掃を行う作業とします。

B 水洗清掃作業は、普通清掃と委託者の供給する用水による水洗清掃を併せ行う作業とします。

#### ロ 料金表に記載のない前積貨物等

基本料金表に記載のない前積貨物については、基本料金表に記載の類似前積貨物及び類似作業内容の前積貨物料金を適用します。また、類似した前積貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの基本料金とします。

#### ② 割増料金

割増料金は、次の通りとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増

#### ③ 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

昼夜区分	種類	普通清掃	水洗清掃
		1 口(14 人)1 時間につき	1 口(17 人)1 時間につき
昼 間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)		54,580 円～55,150 円	66,270 円～66,960 円
半 夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)		84,910 円～85,790 円	103,090 円～104,150 円

本料金は、作業開始時刻(昼間作業にあつては 8 時 30 分、半夜作業にあつては 16 時 30 分)以降において、昼間作業にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜作業にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用し

ます。ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数(普通清掃 14 人、水洗清掃 17 人)以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

#### ④ 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

昼夜区分	種類	普通清掃 1口(14人)につき	水洗清掃 1口(17人)につき
	昼間 (8時30分から16時30分まで)		433,000円～437,520円
半夜 (16時30分から21時30分まで)		433,000円～437,520円	525,740円～531,220円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

##### イ 作業手配取消の場合

A 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。

B 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

##### ロ 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数(普通清掃 14 人、水洗清掃 17 人)以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

#### ⑤ 分担金等

前積貨物名		区分	港湾福利 分担金	港労法付加金		労働安定 基金
				普通清掃	水洗清掃	
穀 飼 鉱石 肥料 屑 鉄 石炭類	穀類、塩、砂糖、銑鉄、加里、屑鉄			1トンにつき 8銭	1トンにつき 15銭	
	石炭、鉄礦石、燐鉱石、ボーキサイト、飼料用ペレット、塩漬獣皮、塩蔵魚	1トンにつき 25銭		1トンにつき 8銭	1トンにつき 15銭	1トンにつき 22銭
	黒鉛、セメント、亜鉛礦、ニッケル鉱石、オイルコークス、ピッチ、銅鉱石			1トンにつき 15銭	1トンにつき 15銭	

⑥ 消費税及び地方消費税の加算

- イ 料金の総額に5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- ロ 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑦ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- イ 船内清掃料金は船艙の容積(グレンキャパシティ)に対し適用し、容積は1.133立方メートルをもって1トンとします。
- ロ 専用船及び作業形態その他について特殊事情のある船内清掃作業の場合については、次の適用係数によって基本料金を申し受けます。

作業施行トン数(グレンキャパシティ)	基本料金適用係数
5,000トン未満	1.6
5,000トン以上20,000トンまで	1.6~1.0 (1,000トンを増す毎に係数を0.04ずつ減ずる。)
20,000トン	1.0(基本料金)
20,000トン以上40,000トンまで	1.0~0.8 (1,000トンを増す毎に係数を0.01ずつ減ずる。)
40,000トン以上50,000トンまで	0.8~0.6 (1,000トンを増す毎に係数を0.02ずつ減ずる。)
50,000トン以上	0.6

⑧ その他

- イ 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- ロ 普通清掃とソーダストを使用して行う床面清掃を併せて行う作業、甲板裏、ビーム裏及びハッチコーミング裏の清掃を行う作業等の特殊な作業については、基本料の他に委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。
- ハ タンククリーニング作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。
- ニ 出張作業及び便乗作業の場合の交通費、運搬費、日当、宿泊費等の経費は実費を申し受けます。
- ホ ビルジウェイ及び水洗前のローズボックスの清掃作業は実費を申し受けます。
- ヘ 通船又は委託者の要求により、特にウォーターポンプ、トラック、ゴミはしけ、水はしけ等の機械器具類を使用した場合には、実費を申し受けます。
- ト 脱臭剤、ウェス、ソーダスト、洗剤、かます、医薬品、保護具等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。
- チ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

### (3) 荷直・荷造料金表

#### 1) 適用範囲

この荷直・荷造料金は船内荷直作業、沿岸荷直・荷造作業を行う場合に適用します。

#### 2) 料金の種類及び適用方

##### ① 基本料金

##### イ 荷直料金

区 分	金 額
船内荷直料金	1 トンにつき 216 円～219 円
沿岸荷直料金	1 トンにつき 649 円～655 円

##### ロ 沿岸荷造料金

区 分		金 額		
本船接岸・はしけ 揚撒貨物料金		小麦・米	1 トンにつき 898 円～907 円	
コンテナ 詰の撒貨 物料金	麻 袋	メイズ、大豆、 雑豆	バン卸し袋詰 1 トンにつき 1,415 円～1,429 円	バンより ベルト揚袋詰 1 トンにつき 2,487 円～2,513 円
		ヘイキューブ	1 トンにつき 2,407 円～2,432 円	—
	フレコン	メイズ、大豆、 雑豆	1 トンにつき 3,108 円～3,140 円	1 トンにつき 4,432 円～4,477 円
		ヘイキューブ	1 トンにつき 4,246 円～4,290 円	—

(注) (1) 39 キログラム未満の袋詰作業については委託者と協議の上別途料金を申し受けます。

(2) 解袋作業、量目調整、目切、エフ付等は別途料金を申し受けます。

#### A 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

- 船内荷直作業は、船艙内にて荷卸し中に破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- 沿岸荷直作業は、舢揚げ、その他岸壁等において破損した袋物等の荷こぼれ貨物の掃集及び補修を行う作業とします。
- 沿岸荷造作業は、舢揚げ及びコンテナ詰め撒貨物の袋詰め又はフレコン等への移し替え作業とします。

#### B 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、類似した作業内容(作業方法、取扱量、人員等)の貨物の料金を適用します。また、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上決定した金額をそれぞれの料金とします。

## ② 割増料金

割増料金は、次の通りとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて、各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割増率
半夜作業	16時30分から21時30分までの作業	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の10割増

## ③ 待機料金

待機料金は、次の通りとします。

昼夜区分 \ 種類	船内荷直 1口(2人)1時間につき	沿岸荷直・荷造 1口(4人)1時間につき
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	7,800円～7,880円	15,600円～15,770円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	12,140円～12,270円	24,270円～24,530円

本料金は、作業開始時刻(昼間作業にあつては8時30分、半夜作業にあつては16時30分)以降において、昼間作業にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜作業にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間についてそれぞれの待機料金を適用します。ただし、その事由が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

なお、1口の構成員が基準人数(船内荷直2人、沿岸荷直・荷造4人)以外の場合は、本料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を該当作業の「待機料金」とします。

## ④ 最低料金

最低料金は、次の通りとします。

昼夜区分 \ 種類	船内荷直 1口(2人)につき	沿岸荷直・荷造 1口(4人)につき
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	61,880円～62,510円	123,760円～125,110円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	61,880円～62,510円	123,760円～125,110円

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運関連事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

### A 作業手配取消しの場合

- a 昼間作業の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低料金を適用します。
- b 半夜作業の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

### B 半端作業等の場合

作業開始後における作業中止又は少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分ごとに当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場

合は、該当の最低料金を適用します。

なお、作業構成員が基準人数(船内日直 2 人、沿岸荷直・荷造 4 人)以外の場合は、基準人数に係る料金額に基準人数と実構成員数との人数割合を乗じて得た金額を当該作業に係る料金とします。

#### ⑤ 分担金等

	港湾福利分担金	港労法関係付加金	労働安定基金
船内荷直料金	1 トンにつき 75 銭	1 トンにつき 41 銭	1 トンにつき 66 銭
沿岸荷直料金	1 トンにつき 2 円 24 銭	1 トンにつき 1 円 24 銭	1 トンにつき 1 円 96 銭
沿岸荷造料金	1 トンにつき 4 円	1 トンにつき 1 円 50 銭	1 トンにつき 3 円 50 銭

#### ⑥ 消費税及び地方消費税の加算

イ 料金の総額に 5% を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

ロ 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

#### ⑦ 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量の一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

#### ⑧ その他

イ 荒、雨、雪天時及び強行作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。

ロ 貨物のダメージ、変質、その他作業困難な作業の場合、フレコンの再利用の整備又はバン卸し撒袋詰網使用流しかけ等の作業及び単量が 55 キログラム未満又は小口貨物の場合には、委託者と協議の上決定した料金を申し受けます。

ハ サイロ等に施設された自動袋詰機からの荷造作業については、委託者と協議の上、決定した料金を申し受けます。

ニ 通船又は特殊機材等及び消耗品を使用した場合には、実費を申し受けます。

ホ 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

#### (4) 船積貨物警備料金表

##### 1) 適用範囲

この船積貨物警備料金は、船積貨物の警備を行う場合に適用します。

##### 2) 料金の種類及び適用方

###### ① 基本料金

項 目	昼間料金	夜間料金
本船舷門又は巡回警備料金	1 口につき 17,450 円	1 口につき 34,880 円
本船船艙警備料金		
舁運送警備料金		
貨物集積場警備料金		

(注) (1) 昼間料金は、8 時より 17 時の間に行った作業に対して適用します。

(2) 夜間料金は、17 時より翌朝 8 時の間に行った作業に対して適用します。

(3) 前半夜(17 時より 21 時の間)のみ作業を行った場合は、夜間料金の 5 割を基本料金とします。

(4) 一昼夜(8 時より翌朝 8 時)の作業を継続して行った場合は、昼間料金と夜間料金の合算額から 10%に相当する額を差し引いた金額を基本料金とします。

###### イ 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

A 「本船舷門又は巡回警備」及び「本船船艙警備」は維繫本船の舷門、船艙、甲板等本船内において、船積貨物の警備を行う作業とします。

B 「舁運送警備」は舁積貨物(場所は舁溜、荷揚場、本船、船側等)の警備を行う作業とします。

C 「貨物集積場警備」はコンテナ・ヤード、ライナー・バース、上屋(CFSを含む。)及び野積場等における集積貨物の警備を行う作業とします。

ロ 各警備作業に要する口数は、その都度委託者と協議の上決定します。

###### ② 割増料金

日曜、祝祭日の作業は、各々の基本料金の 3 割増とします。

###### ③ 作業手配取消の場合の料金

手配取消は、作業開始 1 時間前までは、基本料金の 6 割、それ以後は 10 割を申し受けます。

備考(イ) 手配時刻：作業手配の申し受けは、原則として前日の 15 時までとします。

(ロ) 作業開始時刻：昼間作業は 8 時、夜間作業は 17 時とします。

###### ④ 分担金等

	港湾福利分担金	労働安定基金
昼 間	60 円	52 円
半 夜	60 円	52 円
全 夜	120 円	104 円

⑤ 消費税及び地方消費税の加算

- イ 料金総額に5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- ロ 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

⑥ その他

- イ 警備作業引受時間帯に前後する関連雑作業については、基本料金のほかに委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- ロ 委託者の要求により封印を行った場合は、委託者と協議の上、別途料金を申し受けます。
- ハ 委託者の要求により出張警備を行った場合は、別に出張旅費を申し受けます。
- ニ 天災により警備員の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り委託者と協議の上、料金を決定し申し受けます。
- ホ 本料金表に記載のない事項が発生した場合には、その都度委託者と協議の上、決定し申し受けます。

## 1 2 コンテナヤードにおける雑作業料金表(大井埠頭地区)

東京国際港運株式会社	TEL 03-3790-1231
株式会社ダイトコーポレーション	TEL 03-3790-8062
株式会社宇徳	TEL 03-3790-4681
東海運株式会社	TEL 03-5755-8366
日本コンテナターミナル株式会社	TEL 03-5492-7500

作業内容	料 金		
	平成4年4月1日実施(単位:円)		
(1) コンテナの構内移動			
①中身の入出作業を含まず	1個につき	20'	6,900円
		40'	10,400円
②中身の入出作業を含む	1個につき	20'	13,800円
		40'	17,300円
(2) コンテナの植検作業 構内移動を含む 但し特殊検査を要する 種目については別途割増料金を申し受けます	1個につき	20'	18,300円
		40'	21,800円
(3) ①不積コンテナの再搬出	1個につき	20'	13,800円
		40'	20,800円
②管理料	1個につき	20'	900円
搬入日より搬出日まで1日当り		40'	1,350円
(4) コンテナの積換え作業	1個につき	20'	6,900円
		40'	10,400円
(5) 諸検査案内料(含むC F S)	1件につき		
		20' / 40'	2,000円
(6) はしけ揚積作業料	1個につき	20'	18,900円
		40'	28,300円
(7) BREAK BULK CARGO 船側手伝料 (沿岸、はしけ、DIRECT LOAD&DISCHARGE に適用) (BULKY 割増を適用)	1トンにつき		100円
(8) 上記以外の諸作業料	実費を申し受けます		
註：搬入票の誤記について 輸出コンテナについては、便宜上搬入票をもって受付けておりますが、しばしば誤記によってオペレーション上、重大な支障を来しております。 今後、正確に記入願うとともに、誤記によって支障を来した場合発生する損害については、上記(1)項を適用することもありますのでお含みおきください。			

※1 土曜日の作業は60%増と致します。

※2 Cash On Delivery と致します。

(注) 作業会社により取扱い内容が異なる場合がありますので、詳細については各社にお問い合わせください。

### 1 3 中央防波堤内側ばら物ふ頭荷役料金

東洋埠頭株式会社 豊洲営業所

TEL 03-5564-8111

#### (1) 港湾運送事業料金

大型機械荷役料金(平成3年12月21日実施)

##### 1) 料金の種類及び額

##### ① 基本料金

荷姿	品 目	例 示 品 目	料金 (1トンにつき)
撒	石炭・コークス類	有煙炭(内国産・粉)	573 円
		無煙炭(内国産・粉)	604 円
		有・無煙炭(内国産・小・中塊・切込)	633 円
		有・無煙炭(外国産・粉)	716 円
		オイルコークス	786 円
		コークス(塊)	1,618 円
	鉍礦石類	鉍礦石(粉)	707 円
		特殊鉍礦石	1,085 円
	肥料類	塩化加里	828 円
	砂糖類	砂糖(外国産)	1,053 円

##### ② 割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日・祝祭日荷役	祝・祭日における荷役	基本料金の10割増
土曜日荷役	休日・土曜日における荷役	基本料金の6割増
雨天雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

##### ③ 諸料金

待機料金

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1人1時間につき	4,340 円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1人1時間につき	6,740 円

##### ④ 不荷役日

1月1日

##### ⑤ 分担金及び付加金

イ 港湾福利分担金

各貨物1トンにつき2円80銭とします。

ロ 港湾労働法関係付加金

例示品目	金額
有煙炭(内国産・粉) 無煙炭(内国産・粉) 有・無煙炭(内国産・小・中塊・切込) 有・無煙炭(外国産・粉)	75 銭
オイルコークス・コークス塊・鉍礦石(粉) 特殊鉍礦石・塩化加里・砂糖(外国産)	1 円 50 銭

ハ 労働安定基金

各貨物 1 トンにつき 2 円 45 銭とします。

⑥ 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額の 5%

2) 料金の適用方

- ① (適用範囲) 本料金は中央防波堤内側ばら物ふ頭における大型機械による特殊荷役に限り適用します。
- ② (作業範囲) 大型機械荷役料金が適用される作業範囲は、揚荷にあつては、本船内の貨物を野積場まで搬送する作業とし、積荷にあつては、野積場より本船に積込むまでの作業とします。
- ③ (料金表に記載のない貨物) 基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に荷姿、取扱数量、作業構成員数等に関し類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、これらに関し類似した貨物がない場合には委託者との協議の上決定した料金を、それぞれ基本料金とします。
- ④ (割増料金) 割増料金の適用方は、次のとおりとします。
  - イ 半夜荷役割増
 

16 時 30 分より 21 時 30 分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。
  - ロ 祝祭日荷役割増
 

祝日及び祭日における荷役について、所定の祝祭日荷役割増を適用します。
  - ハ 土曜日荷役割増
 

土曜日荷役割増は、土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。)における作業について適用します。
  - ニ 雨天、雪天荷役割増
 

委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

## ⑤ 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

### イ 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間については、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機理由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

### ロ 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### A 荷役手配の取消しの場合

- a 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。
- b 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

#### B 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

## ⑥ 消費税及び地方消費税の加算

免税となる貨物には適用しません。

## ⑦ (料金の計算方) 料金の計算方は次によります。

- イ 重量は、1,000 キログラムをもって 1 トンとし、体積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。
- ロ 計算トン数は、重量・体積いずれか大なる方によります。
- ハ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

## (2) その他

- 1) 特殊貨物(特大品、変質、発熱、塵埃、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

- 2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- 3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## 1 4 木材埠頭保管料・荷役料

東京木材埠頭株式会社

TEL 03-5569-2101

料金種目	品目	料率	実施年月日	備 考
保管料 (甲)	木材	1期あたり 1立方メートルにつき 198円	平成9.4.1	1日から15日まで、16日から月末までをそれぞれ1期として計算する。
保管料 (乙)	木材	1期あたり 1立方メートルにつき 198円	平成9.4.1	1日から10日まで、11日から20日までと、21日から月末までを、それぞれ1期として計算する。
入庫料	木材	1立方メートルにつき 598円	平成9.4.1	
出庫料	木材	1立方メートルにつき 598円	平成9.4.1	

## 15 倉庫保管料・荷役料

・料金は各事業者の届出である。

### (1) 普通倉庫保管料・荷役料

東京倉庫協会

TEL 03-3641-5086

普通倉庫保管料・荷役料については、各社ごとの設定となっておりますので、関係各社へ個別にお問合せください。

### (2) サイロ倉庫保管料

東京倉庫協会

TEL 03-3641-5086

サイロ倉庫保管料については、各社ごとの設定となっておりますので、関係各社へ個別にお問合せください。

### (3) 冷蔵倉庫保管料・荷役料

東京冷蔵倉庫協会

TEL 03-3536-1480

冷蔵倉庫保管料・荷役料については、各社ごとの設定となっておりますので、関係各社へ個別にお問合せください。

## 16 くん蒸消毒作業料金

日本船舶航空防疫協会 日栄商工株式会社

TEL 03-3779-4661

### (1) 青酸ガス燻蒸消毒作業料金表

#### 1) 標準料金

容積(C/M)	標準料金
1,500 未満	135,000 円
1,500 以上 2,000 未満	150,000 円
2,000 以上 2,500 未満	165,000 円
2,500 以上 3,000 未満	185,000 円
3,000 以上 4,000 未満	205,000 円
4,000 以上 5,000 未満	230,000 円
5,000 以上 6,000 未満	250,000 円
6,000 以上 8,000 未満	280,000 円
8,000 以上 10,000 未満	310,000 円
10,000 以上 12,000 未満	340,000 円
12,000 以上 14,000 未満	370,000 円
14,000 以上 17,000 未満	400,000 円
17,000 以上 20,000 未満	430,000 円
20,000 以上 25,000 未満	480,000 円
25,000 以上 30,000 未満	520,000 円
30,000 以上 35,000 未満	575,000 円
35,000 以上 40,000 未満	635,000 円
40,000 以上 50,000 未満	690,000 円
50,000 以上	その都度協定

#### 2) 付帯料金

- ① 標準料金は薬品代を含みません。
- ② 青酸ガスボンベの場合高压ガス扱いとなりますので、運搬費は別途実費を申し受けます。
- ③ 薬価(青酸ガス)は全て輸入品の為その都度お見積します。
- ④ 作業連絡用、警戒用舷側ボート等通船料は船主の負担となります。
- ⑤ 検疫所申請に必要な収入印紙代は次のとおりです。ただし、検疫官出張の場合は旅費、日当が加算されます。

	衛生検査料	証明書料
総トン数 500 トンまで……………	15,300 円	一枚につき 830 円
総トン数 1,000 トンまで……………	22,900 円	
総トン数 5,000 トンまで……………	25,400 円	
総トン数 10,000 トンまで……………	27,900 円	
総トン数 50,000 トンまで……………	32,900 円	
総トン数 50,000 トンを超過するとき……………	37,900 円	

3) 割増料金

- ① 特殊船(タンカー、鉱石船、漁業用母船、冷凍運搬船、客船、訓練船、部分燻蒸船等)については標準料金の5割～10割増とします。
- ② 宿泊を要する出張作業については旅費、日当、宿泊料、運搬費等実費の他、標準料金の3割～5割増とし、宿泊を要さない出張作業については標準料金の2割増となります。
- ③ 雨、荒天作業は標準料金の5割増、並びに地域によっては、冬季割増を申し受けます。
- ④ 休日祭日作業は標準料金の5割増、半夜及び徹夜作業はその程度により夫々標準料金の5割～12割以内の割増料金を申し受けます。

4) その他の料金

① 待機料金

本船の都合により作業開始が遅延した場合は下記により待機料金を申し受けます。

1口1時間につき…………… 10,000円

② 取消料金

諸準備完了後の作業取消については取消料金として標準料金の3割を申し受けます。

- ③ 待機中、天候その他の事由により手配を解除し、又は作業日を変更した場合は1口につき30,000円を申し受けます。

備考：

- ① 割増が重複する場合は標準料金にそれぞれの割増率を乗じて、各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- ② 小型船舶(漁船)については、別途御見積りします。
- ③ 半夜作業は17時から21時まで、徹夜作業は21時から翌日の5時までとします。
- ④ 待機時間はあらかじめ決められた乗船又は投薬時刻の遅延をもって算出します。

(2) 駆除免除検査に関する料金表

1) 標準料金

総トン数	駆除免除検査
5,000トン未満	56,000円
5,000トン以上 10,000トン未満	58,000円
10,000トン以上 50,000トン未満	60,000円
50,000トン以上	その都度協定

2) 付帯料金 駆除

① 検疫所申請に必要な収入印紙用代金は下記の通りです。

	衛生検査料	証明書料
総トン数 500 トンまで……………	15,300 円	一枚につき 830 円
総トン数 1,000 トンまで……………	22,900 円	
総トン数 5,000 トンまで……………	25,400 円	
総トン数 10,000 トンまで……………	27,900 円	
総トン数 50,000 トンまで……………	32,900 円	
総トン数 50,000 トンを超過するとき……………	37,900 円	

- ② 下見打合せ及び検疫官送迎ボート代又は車代は、別途実費を申し受けます。
- ③ 証明書取得困難な場合、又は作業に手数を要する場合は、その程度に応じて、別途作業料金を申し受けます。
- ④ 殺そ作業を要する場合は別に定める殺そ作業料金表により、作業料を申し受けます。

3) 割増料金

- ① 出張作業については旅費、日当、宿泊代の実費の外、標準料金の3割増以上となります。
- ② 休日祭日作業及び土曜日の作業は標準料金の5割増以上となります。
- ③ 漁業用母船、客船、訓練船等については標準料金の5割増以上となります。

備考：小型船舶(漁船)については、別途お見積り申し上げます。

**(3) 船艙の虫類駆除作業料金表**

1) 標準料金表

一船艙につき(単位C/M)	標準料金
2,000 トン未満	44,000 円
2,000 トン以上 3,000 トン未満	48,000 円
3,000 トン以上 4,000 トン未満	52,000 円
4,000 トン以上 5,000 トン未満	56,000 円
5,000 トン以上	別途見積り

(注)本料金表は薬価を含みません

2) 適用事項

- ① 上記料金は殺虫剤(有機燐剤)噴霧の料金を示し、他の薬品(ピレスロイド系薬剤、燻煙剤、ガス燻蒸剤等)使用の場合は、別途お見積り申し上げます。
- ② 一部の船艙のみ駆除を実施する場合は、最低料金 55,000 円を申し受けます。
- ③ 器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

### 3) 割増料金

- ① 休日祭日又は半夜作業については、標準料金の 5 割増、徹夜作業については標準料金の 12 割以内の割増となります。
- ② 出張作業については旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費のほか、標準料金の 2 割ないし 3 割増となります。

備考：

- イ 上記料金には通船料を含みません。
- ロ 一船艙の作業が二日以上にわたるときは、別途お見積り申し上げます。

## (4) 居住区のごキブリ駆除作業料金表

### 1) 標準料金

総トン数	標準料金
3,000 トン未満	85,000 円
3,000 トン以上 5,000 トン未満	90,000 円
5,000 トン以上 7,000 トン未満	95,000 円
7,000 トン以上 10,000 トン未満	105,000 円
10,000 トン以上 20,000 トン未満	115,000 円
20,000 トン以上 50,000 トン未満	125,000 円
50,000 トン以上	その都度協定

(注) 本料金表は薬価を含みます

### 2) 適用事項

- ① ゴキブリ以外の害虫(キクイムシ、コクゾウムシ、アリ等)駆除については、その程度により、別途お見積り申し上げます。
- ② 上記料金は殺虫剤(有機燐剤)噴霧の作業料金を示し、他の薬品(ピレスロイド系薬剤、燻煙剤等)使用の場合は別途お見積り申し上げます。
- ③ 部分駆除作業は標準料金の 7 割以上とします。
- ④ 器材、薬剤等の運搬費は別途とします。

### 3) 割増料金

- ① 客船、フェリーボート、漁業用母船、訓練船等については標準料金の 7 割以上となります。
- ② 休日祭日又は半夜作業については標準料金の 3 割増、徹夜作業については標準料金の 8 割増となります。
- ③ 出張作業については、旅費、日当、宿泊料、運搬料等実費の他、標準料金の 2 割ないし 3 割増となります。

備考：上記料金には通船料を含みません。

**(5) 鼠族駆除作業料金表**

1) 標準料金

総トン数	標準料金	
	初日	その後1日に付
3,000 トン未満	53,000 円	26,500 円
3,000 トン以上 5,000 トン未満	58,000 円	29,000 円
5,000 トン以上 10,000 トン未満	64,000 円	32,000 円
10,000 トン以上	70,000 円	35,000 円

2) 付帯条件及び割増料金

- ① 上記基本料金には、殺鼠薬剤、捕鼠器材費は含みません。
- ② 出張作業については、旅費、日当、宿泊料等実費の他標準料金の2割ないし3割増となります。
- ③ 通船使用の場合は別途実費を申し受けます。

**(6) 飲料水等水質検査料金**

1) 基本料金

1 検体 ..... 16,000 円

ただし、交通費は別途実費を申し受けます。

## 17 通関業務料金表

一般社団法人日本通関業連合会

TEL 03-3508-2535

通関業者がその通関業務(関連業務を含む。)につき受けることができる料金の最高額は、次の表に掲げる額とする。

法基本通達集(平成23年度版)

通関業務の種類		料金 (1件あたり)
①輸出(積戻し)申告		5,900円
	少額貨物簡易通関扱	4,200円
②輸入申告	申告納税(予備申告を含む。)	11,800円
	少額貨物簡易通関扱	8,600円
	賦課課税	10,500円
	少額貨物簡易通関扱	7,800円
	保税蔵置場蔵出・総合保税地域総保出 (加工又は製造若しくは展示されたものを除く。)	7,000円
	少額貨物簡易通関扱	5,100円
③保税蔵置場蔵入申請		7,000円
④保税工場移入申請		7,000円
⑤保税展示場蔵置等承認申請		7,000円
⑥総合保税地域総保入申請		7,000円
⑦輸入許可前貨物引取申請		5,100円
⑧外国貨物船(機)用品積込申告		5,100円
⑨外国貨物運送申告		5,100円
⑩その他の申告・申請又は届		1,300円
⑪諸申告又は許可承認書作成		200円
⑫割増料		①から⑪までに掲げる通関業務の種類に応じ当該通関業務に係る①から⑪までに定める料金の5割

(備考)

- (1) ①から⑨までの各種申告、申請の手續料金の対象業務には、これらの申告、申請に先行し、後続し、又はこれと同時にされる経常的手續(例えば、検査の立会い、免税申請書の作成等)の処理を含む。

なお、②の輸入申告欄の申告納税において、予備申告とは、「予備審査制について」(平成12年3月31日付蔵関第251号)における予備申告をいう。

- (2) 保税工場移出輸入申告及び総合保税地域総保出輸入申告(加工又は製造若しくは展示又は使用されたものに限る。)については、申告納税、賦課課税の各区分により②の輸入申告の料金を適用する。

- (3) 次に掲げる手續については、少額貨物簡易通関扱の料金を適用する。

イ コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運

送に関する通関条約（TIR 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 257 号）第 2 条（コンテナの輸入又は輸出の手続）の規定に基づく積卸コンテナ一覧表の提出

- ロ 通関手帳（ATAカルネ）による輸入申告又は輸出申告
- (4) 輸出（積戻し）申告書又は外国貨物船（機）用品積込申告書をもって運送申告書を兼用するとき  
は、運送申告として⑨の運送申告の取扱料金を請求することができない。
- (5) ⑩の「その他の申告、申請又は届」に関する料金を請求できるのは、当該申請等の手続のみ  
を独立して依頼され行った場合（例えば、倉主から依頼され外国貨物廃棄届出の手続のみを行  
う場合等）又は主たる手続と経常的には結びつかない場合（例えば、開庁時間外の執務を求める  
届出手続等）に限る。
- (6) ⑫の割増料を請求できるのは、次のような場合とする。
- イ 輸入申告手続の一環として輸入貨物の評価に関する申告、修正申告、更正の請求等の手続  
を行う場合等で、それに要した事務量からみて割増料を請求すべき相当の理由があるとき。
- ロ インボイス記載品目が多いため、輸出又は輸入申告書の作成において、関税定率法別表の  
所属区分の決定（統計品目番号の分類を含む。）、数量又は価格の計算等に特別の手数を要した  
とき。
- ハ 戻し税手続のための特別の手数を要したとき。
- ニ 税関の検査・分析等の関係で特別の手数を要したとき。
- ホ 1 件の委託に係る貨物の申告を分割するため、特別の手数を要したとき。
- ヘ その他手続上一般の場合に比較して特別の手数を要したとき。
- (7) 輸出（積戻し）申告及び輸入申告（輸入申告には、蔵入申請、蔵出申告、移入申請、移出申告、  
総保入申請、総保出申告及び輸入許可前貨物引取承認申請を含む。以下(7)において同じ。）に  
おいて、1 申告が複数の欄からなる場合の通関業務の料金表中「単位」欄の適用については、  
次による。
- イ 輸出（積戻し）申告の場合、3 欄までの申告を 1 件とみなし、3 欄を超える申告については、  
1 件にその超える欄数 5 欄までごとに 1 件とみなして加算した件数とする。
- ロ 輸入申告の場合、2 欄までの申告を 1 件とみなし、2 欄を超える申告については、1 件にそ  
の超える欄数 4 欄までごとに 1 件とみなして加算した件数とする。
- (8) 小包、携帯品、託送品及び別送品等の取扱料金の最高額は、料金の 7 割とする。
- (9) 用紙代、通関手続に要した通常交通費等経常的経費は、料金に含まれるものとするが、貨  
物検査のための開梱運搬に要した労賃、運送料、遠隔地に所在する税関官署への申告、申請、  
届、遠隔地の検査立会い又は関税法基本通達 67 の 3-2-3 の(1)に規定する特定委託輸出申告  
に係る貨物の確認に要した交通費等の特別の費用については、その実費を別に請求することが  
できる。
- (注) 次に掲げる手続については、表（備考を含む。）に掲げる料金は適用しない。
- イ 輸入貨物の評価に関する申告（関税法施行令第 4 条第 3 項〈包括申告書〉に基づく申告に限

る。)

- ロ 特例申告(特例申告貨物(関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。下記トにおいて同じ。))の輸入申告について併せて代理の依頼を受けた場合を除く。)
- ハ 関税法第7条の2第1項の承認の申請
- ニ 関税法第67条の3第1項の承認の申請
- ホ 修正申告(輸入の許可後に行うものに限る。)
- ヘ 更正の請求(輸入の許可後に行うものに限る。)
- ト 特例申告貨物の輸入申告(当該特例申告貨物に係る特例申告について併せて代理の依頼を受けている場合を除く。)
- チ 関税法その他関税に関する法令以外の法令の規定により輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請

## 18-1 ガーベージ・廃棄物収集処理料金

株式会社東京港船舶整備協会 TEL 03-5824-9595

青海営業所 TEL 03-3527-6565

### (1) 収集処理料金

#### 1) 内航船収集料金

ドラム缶1本につき (0.3 m<sup>3</sup>) ..... 5,900 円 (外税)

#### 2) 外航船収集料金

ドラム缶1本につき (0.3 m<sup>3</sup>) ..... 6,500 円 (免税)

#### 3) 倉庫、上屋、野積場、岸壁などの清掃処理料金

清掃処理する廃棄物、物件、場所などにより、その都度料金を算定する。

\* 廃棄物の種類、場所により料金が変わることもある。

### (2) 収集時間

9:00~17:00(日・祭日を除く)

### (3) 割増料金

1) 時間外割増 ..... 50%増

2) 休日割増 ..... 50%増

3) 深夜割増 (22:00~5:00) ..... 100%増

4) 荒・雪雨天割増 ..... 100%増

## 18-2 ガーベージ・廃棄物収集処理料金

株式会社アーバンサービス 本社 TEL 045-628-7888

東京営業所 TEL 03-3790-0677

### (1) 収集処理料金

#### 1) トラック収集料金

ビニール袋の場合	基本料金	1ユニット(3袋未満) ……………	3,360円
	超過料金	1袋につき ……………	1,120円

#### 2) ボート収集料金

ビニール袋の場合	基本料金	1ユニット(3袋未満) ……………	9,900円
	超過料金	1袋につき ……………	3,300円

#### 3) 大口割引料金

(100袋以上)	トラック収集	1袋につき ……………	900円
	ボート収集	1袋につき ……………	2,900円

### (2) 収集時間

9:00~17:00(日・祭日を除く)

### (3) 割増料金

1) 時間外及び日・祭日割増	……………	50%増
2) 港外・3区4区割増	……………	100%増
3) 荒・雪雨天割増	……………	100%増

## 19 廃油回収・廃油処理料金

### (1) 東京港船舶廃油回収料金表

東京港埠頭株式会社 臨港サービス事務所

TEL 03-3790-2466

#### 1) 基本料金

品目	数量	単価	加算料金
廃油	100 リットルまで	830 円	100 リットルをこえる 1 リットルごとに 8 円 30 銭を加算する。
ビルジ	100 リットルまで	830 円	
バラスト	1,000 リットルまで	4,200 円	1,000 リットルをこえる 100 リットルごとに 420 円を加算する。
スラッジ	10 キログラム又は 10 リットルまで	510 円	10 リットル又は、10 キログラムをこえる 1 リットル又は、1 キログラムごとに 51 円を加算する。
ウエス	10 キログラムまで	510 円	

#### 待機料金

地 区	料金
集油船到着後に本船側の事由により、1 時間以上の待機時間が生じた場合	1 時間につき 3,700 円

#### 2) 時間外料金

17 時をこえる 22 時まで 翌朝 5 時をこえる 8 時まで	基本料金の 50% 増
22 時をこえる 翌朝 5 時まで	基本料金の 100% 増

#### 3) 休日料金

土曜・日曜・祭日	基本料金の 100% 増
----------	--------------

(注) 回収料金及び船舶使用料金の 5% の消費税及び地方消費税がかかります。

(2) 廃油処理料金表

株式会社朝田商会

TEL 03-3213-9451

区分	内容			
廃油の処理料金	廃油の種類	廃重質油	タンク洗浄水	1トン当り 10,000円
			ビルジ	1トン当り 12,000円
			スラッジ	1トン当り 30,000円
			重質スロップ	1トン当り 10,000円
			重質ケミカルスロップ	1トン当り 30,000円
	廃油の種類	廃軽質油	タンク洗浄水	1トン当り 10,000円
			スロップオイル	1トン当り 10,000円
			スラッジ	1トン当り 30,000円
			フラッシングオイル	1トン当り 10,000円
			ケミカルスロップ	1トン当り 30,000円
その他の料金			油ウェス	1キログラム当り 100円

※ タンク洗浄においては、油種による料金の変動があります。

## 20-1 災害防止等作業料金

東京シブサービス株式会社

TEL 03-3455-2121・1461

### (1) 防災船・作業船

時間帯 船名	8:00～17:00	6:00～8:00 17:00～22:00	22:00～6:00
第25東港丸	1時間につき 30,000円	1時間につき 45,000円	1時間につき 60,000円
作業船	1時間につき 15,280円	1時間につき 22,930円	1時間につき 30,580円

- 1) 時間は基地発より基地着までとし、1時間未満の端数は切り上げます。
- 2) 最低保証として、5時間分を申し受けます。

### (2) 作業員費

時間帯 職名	8:00～17:00	6:00～8:00 17:00～22:00	22:00～6:00
監督	1名・1時間につき 3,500円	1名・1時間につき 5,300円	1名・1時間につき 7,000円
作業員	1名・1時間につき 3,000円	1名・1時間につき 4,500円	1名・1時間につき 6,000円

最低保証として5時間分を申し受けます。

### (3) オイルフェンス

- 1) 使用料(B型 1日 1mにつき)…………… 400円  
 清掃及び乾燥料(B型 1日 1mにつき)…………… 200円
- 2) 展張及び回収作業料

時間帯 作業種類	8:00～17:00	6:00～8:00 17:00～22:00	22:00～6:00
展張1mにつき	400円	640円	880円
回収1mにつき	350円	560円	770円

### (4) 関連資材・薬剤等

- 1) アンカー使用料(1日 1回につき)…………… 2,500円  
 点灯ブイ使用料(1日 1回につき)…………… 4,000円
- 2) 流出油処理剤…………… 時価  
 吸着マット…………… 時価

(5) 割増料金

- 1) 防波堤外作業 ..... 50%増
  - 2) 休・祭日 ..... 50%増
  - 3) 年末・年始(12月30日～1月3日) ..... (船艇)50%増
  - 4) 年末・年始(12月30日～1月3日) ..... (作業員)120%増
  - 5) 年末・年始(12月30日～1月3日) ..... (オイルフェンス展張回収)120%増
  - 6) 荒天(海上風速15m/s以上)雨・雪天 ..... 50%増
  - 7) オイルフェンス・作業衣等、破損・汚染の甚だしい場合 ..... 実費
- \* 諸料金合計金額の5%が、消費税及び地方消費税として加算されます。

## 20-2 災害防止等作業料金

上野マリン・サービス株式会社 防災部

TEL 045-521-7415

### (1) 安全警戒(海上工事・荷役等)作業料

#### 基本料金

作業時間帯 防災船名	昼間	早朝・夜間	深夜
	8:00~17:00	5:00~8:00 17:00~22:00	22:00~5:00
まぶせ、かながわ丸	1時間につき 56,500円	1時間につき 84,750円	1時間につき 113,000円
つるぎ、喜美丸、しまかぜ、よしたか	1時間につき 45,000円	1時間につき 67,500円	1時間につき 90,000円
あさひ、21あさひ、 12あさひ疾風	1時間につき 32,000円	1時間につき 48,000円	1時間につき 64,000円

備考：1) 作業開始及び終了時刻はそれぞれ弊社基地発及び基地着とします。

2) 24時間を超えて作業の場合は別途協議とします。

3) 時間の計算は最初の1時間までは1時間に、1時間を超過する場合は超過30分までは30分に、30分を超え1時間未満は1時間に切上げ、以下同様とします。

4) 防災船出動後の作業取消しの場合は最低料金として上記の2時間分を適用します。

5) 休祭日(振替休日を含む)作業は5割増、年末年始(12月30日~1月3日)作業は10割増の料金を適用します。

### (2) 流出油処理作業料

#### 基本料金

作業時間帯 防災船名	昼間	早朝・夜間	深夜
	8:00~17:00	5:00~8:00 17:00~22:00	22:00~5:00
まぶせ、かながわ丸	1時間につき 75,200円	1時間につき 112,800円	1時間につき 150,400円
つるぎ、端宝丸、喜美丸、しまかぜ、よしたか	1時間につき 58,000円	1時間につき 87,000円	1時間につき 116,000円
あさひ、21あさひ、 12あさひ	1時間につき 45,000円	1時間につき 67,500円	1時間につき 90,000円
防災1号	1時間につき 59,000円	1時間につき 88,500円	1時間につき 118,000円
疾風	1時間につき 33,000円	1時間につき 49,500円	1時間につき 66,000円

備考：1) 作業開始及び終了時刻はそれぞれ弊社基地発及び基地着とします。

2) 時間の計算は最初の1時間までは1時間に、1時間を超過する場合は超過30分までは30分に、30分を超え1時間未満は1時間に切上げ以下同様とします。

3) 割増料金

- ① 休祭日(振替休日を含む)作業は 5 割増、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)作業は 10 割増とします。
  - ② 横浜港(1～4 区)川崎港(1～2 区)以外の区域は 5 割増、東京湾以外は別途協議とします。
  - ③ 荒雨作業は 3 割増とします。
- 4) 流出油処理作業に伴い使用した資器材は弊社料金表に基づき実費負担をお願いします。

(3) オイルフェンス展張又は回収作業料

1) 基本料金

区域 \ 作業時間帯	昼間	早朝・夜間	深夜
	8:00～17:00	5:00～8:00 17:00～22:00	22:00～5:00
横浜港 4 区及び 川崎港 1 区	各作業 1 回につき 50,000 円	各作業 1 回につき 70,000 円	各作業 1 回につき 90,000 円
横浜港 1、2、3 区及び 川崎港 2 区	各作業 1 回につき 70,000 円	各作業 1 回につき 100,000 円	各作業 1 回につき 130,000 円
上記以外の東京湾内	各作業 1 回につき 90,000 円	各作業 1 回につき 130,000 円	各作業 1 回につき 170,000 円

- ① 展張作業に使用するオイルフェンス(弊社手配)は 5 連(100m)を基準とし展張後 2 日目以降は 1 連 1 日当たり 5,000 円とする。
- ② 休祭日(振替休日を含む)作業は 5 割増、年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)作業は 10 割増とします。
- ③ 固定アンカー、点灯ブイを使用する場合、それぞれ 1 ヶにつき 5,000 円を加算します。
- ④ 作業開始及び終了時刻はそれぞれ弊社基地発及び基地着とします。
- ⑤ オイルフェンスが著しく汚損又は破損した場合はクリーニング費用又はオイルフェンスの実費負担をお願いします。
- ⑥ 作業船に待機時間が生じた場合、その料金に関しては別途協議とします。

2) オイルフェンス賃貸料

オイルフェンス賃貸の場合は 1 連 1 日当たり 5,000 円とします。賃貸にて生ずる運搬費は実費負担とします。付帯条件は上記(1)と同様とします。

(4) 作業員派遣料

基本料金

従事者	作業時間帯	昼間	早朝・夜間	深夜
		8:00～17:00	5:00～8:00 17:00～22:00	22:00～6:00
監督	1時間につき	4,500円	1時間につき 6,750円	1時間につき 9,000円
作業員	1時間につき	4,000円	1時間につき 6,000円	1時間につき 8,000円

- 備考：1) 作業時間が3時間以内の場合は上記料金の3時間分を最低料金とします。  
 2) 漏油処理作業等及び出張派遣の場合、交通費、通信費、宿泊費、食事代、日当その他は別途協議とします。  
 3) 休祭日(代替休日を含む)作業は5割増、年末年始(12月30日～1月3日)作業は10割増とします。  
 4) 荒雨天作業及びヨゴレ作業の場合は3割増とします。

防 災 船 明 細

船名	資格	総トン数	馬力	巡航速度	放水能力	処理剤吸着材	泡原液粉末消泡剤	オイルフェンス	通信施設レーダー装備	防災船区分	配船地区
まぶせ	平水	102.00トン	1,300PS	11.58ノット	360	2,520リットル 50キログラム	5,600リットル 2,000キログラム	B 200メートル	VHF 090- 3026- 1568	第3種消防設備船 第4種消防設備船 側方警戒船	京浜
かながわ丸	平水	63.00トン	2,800PS	18.50ノット	360	500リットル 50キログラム	5,600リットル 2,000キログラム	B 400メートル	VHF	第3種消防設備船 第4種消防設備船	京浜
つるぎ	平水	29.00トン	910PS	13.40ノット	180	1,800リットル 50キログラム	900リットル -	B 1,080メートル	VHF 090- 3026- 6925	消防防災船 オイルフェンス展張船	京浜
瑞宝丸	平水	19.00トン	400PS	12.00ノット	60	180リットル 100キログラム	- -	B 820メートル	090- 3109- 9079	オイルフェンス展張船 兼作業船	京浜
あさひ	平水	7.30トン	105PS	8.00ノット	20	300リットル 30キログラム	- -	-	-	防災作業船	横須賀
No12 あさひ	平水	4.50トン	70PS	8.00ノット	20	700リットル 20キログラム	- -	-	-	防災作業船 オイルフェンス展張船	京浜
No21 あさひ	平水	2.10トン	70PS	8.50ノット	20	300リットル -	- -	-	-	防災作業船 オイルフェンス展張船	京浜
疾風	平水	3.40トン	215PS	25.00ノット	-	- 30キログラム	- -	-	-	交通船兼警戒船	京浜
防災 1号	艇	40.00トン	-	-	-	800リットル 200キログラム	- -	-	-	海上資材船	京浜

備考：放水能力の単位は 立法メートル毎時

## 2 1 起重機船使用料金

横浜起重機船協会 錦海運建設株式会社

TEL 045-752-1368

### (1) 基本料金

種類	基本料金	最低料金
60 トン捲起重機船	1 時間当たり 68,000 円	(12 時間) 816,000 円
100 トン捲起重機船	1 時間当たり 96,000 円	(12 時間) 1,152,000 円
150 トン捲起重機船	1 時間当たり 138,000 円	(12 時間) 1,656,000 円
250 トン捲起重機船	1 時間当たり 208,000 円	(12 時間) 2,496,000 円
300 トン捲起重機船	1 時間当たり 270,000 円	(12 時間) 3,240,000 円
400 トン捲起重機船	1 時間当たり 350,000 円	(12 時間) 4,200,000 円

上記金額は回航往復を含みます。ただし、金額につきましては別途協議に応じます。

### (2) 付帯料金

- 1) 時間外割増  
5:00～ 8:00 …………… 50%増  
16:00～22:00 …………… 50%増  
22:00～ 5:00 …………… 100%増
- 2) 日曜、祭日、土曜日、休日、割増 …………… 50%増
- 3) 作業地での仮泊料金は 1 泊基本料金の 3 時間分

### 起重機船使用について

- ① 時間の計算は、起重機船が基地から使用場所まで往復に要する時間は使用時間に含むものとする。  
回航時間(往復)  
イ レインボーブリッジより南の岸壁往復 …………… 11 時間  
ロ レインボーブリッジより北の岸壁往復 …………… 11.5 時間
- ② 使用者又は本船側の都合により、作業待及び基地発後本船入港待を生じた場合も実働時間として計算する。
- ③ 起重機船使用申込を当日取消した場合は最低料金の 50%を申受け、出動後の取消しは 80%額を申受くも、実働時間が最低料金を超える場合は実働時間額の 80%額を申し受ける。
- ④ 曳船料は基本料金に含まれるも、荒天時の応援曳船の料金は別途に申し受ける。
- ⑤ 本船が錨又は片繫船にて荷役を行う場合は本船固定用として別途曳船を使用したる場合は、その使用料を申し受ける。
- ⑥ 19 時以降に作業場所へ曳付の場合に生じた待機時間については 19 時より基地発の時間までの間を待機料として時間外割増料金のみを申し受ける。
- ⑦ ワイヤスリング使用損料 1 トンにつき …………… 400 円(100 トン未満)  
ワイヤスリング使用損料 1 トンにつき …………… 500 円(100 トン以上)

## 22 フェリー運賃表

オーシャントランス株式会社

TEL 03-5148-0109

### (1) 旅客運賃・料金 【片道・消費税込み】（燃料油価格変動調整金を含む）

区間 種類	北九州／徳島	徳島／東京	北九州／東京
	H25. 4. 1～H25. 9. 30 まで		
スタンダードフェリー			
2等	7,310円	10,350円	15,670円
1等	13,950円	19,740円	29,410円
1等寝台	17,010円	22,800円	32,470円
特等	19,440円	27,980円	42,000円
カジュアルフェリー			
2等寝台	9,350円	12,390円	17,710円

- ◆ 6才以上12才未満の小人運賃並びに料金は大人の半額とします。
- ◆ 6才未満の幼児は大人1名につき1名を無料とします。その場合大人との添寝になります。但し、幼児本人が船席指定を取る場合は、小人運賃並びに料金を適用致します。
- ◆ 往復割引は復路の運賃を1割引とします。
- ◆ 学生生徒旅客運賃割引証を提出される場合は、2等運賃に限り2割引とします。但し、復路割引と重複しないものとします。
- ◆ 2等寝台はカジュアルフェリー（さうすのーす）のみの設定となります。（運転者も2,040円の寝台料金が必要となります。）

### (2) 自動車航送運賃 【片道・消費税込み】（燃料油価格変動調整金を含む）

区間	北九州／徳島	徳島／東京	北九州／東京
	H25. 4. 1～H25. 9. 30 まで		
3m未満	15,100円	19,400円	25,100円
4m未満	18,100円	25,200円	32,100円
5m未満	21,100円	31,000円	39,100円
6m未満	24,100円	36,800円	46,100円
7m未満	29,350円	45,600円	59,350円
8m未満	34,600円	54,400円	72,600円
9m未満	39,850円	63,200円	85,850円

10m 未満	45,100 円	72,000 円	99,100 円
11m 未満	50,350 円	80,800 円	112,350 円
12m 未満	55,600 円	89,600 円	125,600 円
以降 1m 増す毎	4,000 円	6,800 円	10,500 円

- ◆自動車運賃には運転手 1 名の 2 等運賃を含みます
- ◆特殊車(キャタピラ車等)は別途運賃によります。
- ◆回数券は 11 枚片道券を発行し、運賃は 10 枚相当額とします。
- ◆利用台数によって、運賃割引制度がありますのでお問い合わせ下さい。

**(3) 特殊手荷物運賃 【片道・消費税込み】 (燃料油価格変動調整金はかからない)**

種類	北九州／徳島	徳島／東京	北九州／東京
	H25. 4. 1～H25. 9. 30 まで		
自転車	2,310 円	2,820 円	3,070 円
原動機付自転車	4,610 円	5,640 円	6,150 円
二輪自動車 750cc 未満	6,920 円	8,450 円	9,220 円
二輪自動車 750cc 以上	9,220 円	11,270 円	12,300 円

- ◆ 特殊手荷物には旅客運賃を含みません。

## 東京港港湾料率表 2013 資料提供社一覧

料率の種類	団体又は会社名	〒	所在地	電話番号
水先料	東京湾水先区水先人会横浜本部	231-0023	横浜市中区山下町 1	045-650-3190
進路警戒船料	東京汽船株式会社	231-0023	横浜市中区山下町 2	045-671-7731
船舶電話料金	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	107-0052	港区赤坂 2-4-5	03-5114-7520
通船料金・綱取・綱放料金	東京シップサービス株式会社	108-0022	港区海岸 3-1-3	03-3455-2121
曳船料金	東京タグセンター	108-0022	港区海岸 3-29-1	03-3455-7251
港湾運送事業関係料金	一般社団法人東京港運協会	108-0022	港区海岸 3-26-1 パーク芝浦 4F	03-5444-2151
	京浜海運貨物取扱同業会	231-0023	横浜市中区山下町 279 横浜港運会館内	045-671-9825
	一般社団法人日本貨物検数協会 東京支部	108-0022	港区海岸 3-2-3	03-3451-9661
	一般社団法人日本海事検定協会	104-0032	中央区八丁堀 1-9-7 海事ビル	03-3552-1241
	一般財団法人新日本検定協会	108-0074	港区高輪 3-25-23 京急第 2 ビル	03-3449-2844
港湾運送関連事業料金	一般社団法人東京港運協会	108-0022	港区海岸 3-26-1 パーク芝浦 4F	03-5444-2151
大井埠頭地区コンテナターミナルにおける CY 関係雑作業料金	東京国際港運株式会社	140-0003	品川区八潮 2-1-2	03-3790-1231
	株式会社ダイトコーポレーション	140-0003	品川区八潮 2-1-2	03-3790-8062
	株式会社宇徳	140-0003	品川区八潮 2-3-10	03-3790-4681
	東海運株式会社	140-0003	品川区八潮 2-4-9	03-5755-8366
	日本コンテナターミナル株式会社	140-0003	品川区八潮 2-5-2	03-5492-7500
中央防波堤内側ばら物ふ頭荷役料金	東洋埠頭株式会社 豊洲営業所	135-0064	江東区青海 3 丁目地先 中央防波堤内側ばら物ふ頭内	03-5564-8111
木材埠頭保管料・荷役料	東京木材埠頭株式会社	136-0083	江東区若洲 1-5-8	03-5569-2101
普通倉庫保管料・荷役料	東京倉庫協会	135-8481	江東区永代 1-13-3	03-3641-5086
冷蔵倉庫保管料・荷役料	東京冷蔵倉庫協会	104-0055	中央区豊海町 4-18 東京水産ビル 5F	03-3536-1480
くん蒸作業料金	日本船舶航空防疫協会	153-0064	目黒区下目黒 2-23-7 日栄ビル 日栄商工株式会社内	03-3779-4661
通関業務料金	一般社団法人日本通関業連合会	105-0003	港区西新橋 1-1-3 東京桜田ビル 3F	03-3508-2535
ガーベージ・廃棄物収集処理料金	株式会社東京港船舶整備協会	110-0003	台東区根岸 3-8-4-602	03-5824-9595
	株式会社アーバンサービス	231-0801	横浜市中区新山下 3-7-24	045-628-7888
廃油回収・廃油処理料金	東京港埠頭株式会社 臨港サービス事務所	140-0003	品川区八潮 1-1-3	03-3790-2466
	株式会社朝田商会	136-0083	江東区若洲 2-8-14	03-5569-5001
災害防止等作業料金	東京シップサービス株式会社	108-0022	港区海岸 3-1-3	03-3455-2121
	上野マリン・サービス株式会社	230-0035	横浜市鶴見区安善町 2-4	045-521-7415
起重機船使用料	横浜起重機船協会	235-0007	横浜市磯子区西町 10-23 錦海運建設株式会社内	045-752-1368
フェリー運賃料金	オーシャントランス株式会社	104-0045	中央区築地 2-11-9 築地MTビル 7F	03-5148-0109
東京港湾厚生施設利用料金	一般財団法人東京船員厚生協会	104-0053	中央区晴海 3-7-1	03-3531-2216
	一般財団法人東京港湾福利厚生協会	108-0022	港区海岸 3-9-5	03-3452-6391
マリーナ利用料金	スバル興業株式会社 マリーナ事業部	136-0081	江東区夢の島 3-2-1	03-5569-2710